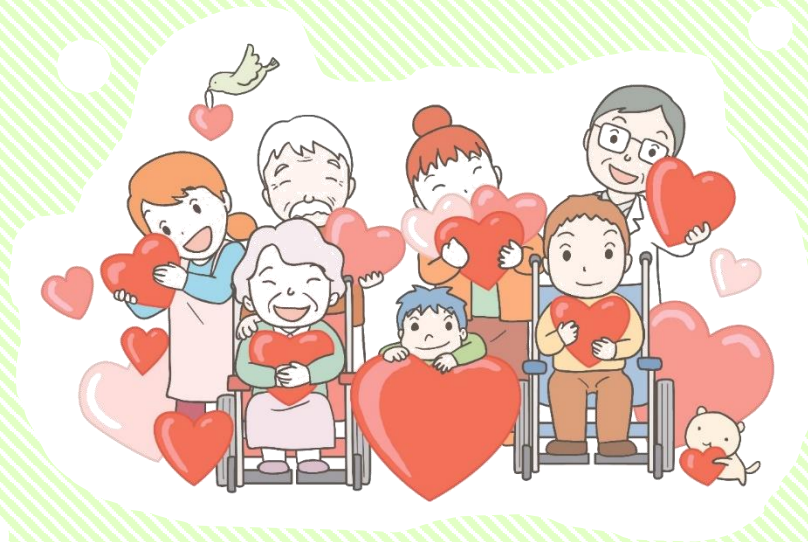


# 東郷町障がい 福祉ビジョン 2021

第5次東郷町障がい者計画  
第6期東郷町障がい福祉計画  
第2期東郷町障がい児福祉計画



令和3年3月  
東郷町

## はじめに

近年、障害者総合支援法や障害者権利条約への批准、障害者差別解消法の施行など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきております。

また、少子高齢化や核家族化、地域のコミュニティ意識の希薄化など、社会全体のあり方が変容していく中で、障がい福祉分野においても、障がいのある人の高齢化や重度化、介護する人の高齢化による「親亡き後」の問題、日常的に医療ケアが必要な人のニーズの多様化など、今後より一層の支援の充実が求められています。

このような状況において、本町では、令和2年度に町制施行50周年という大きな節目を迎えました。次の50年に向け、未来を見据えたまちづくりを目指すための事業を展開し、障がい福祉分野においては、それぞれのご家庭の事情に応じた相談・訪問の実施や支援者の人材育成の強化に取り組むなど福祉施策の充実を注いでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新しい生活様式」への対応は、障がいのある人やそのご家族だけでなく、ご支援いただいている事業者等の方々にとっても、大きな課題となっています。

こうした状況の変化や、前回計画の評価・検証結果を踏まえ、この度、「東郷町障がい福祉ビジョン2021（第5次東郷町障がい者計画・第6期東郷町障がい福祉計画・第2期東郷町障がい児福祉計画）」を策定いたしました。

本福祉ビジョンで掲げた「よりそい つながり 支え合うまち いきいき とうごう」という基本理念には、障がいの有無にかかわらず、東郷町に暮らす全ての人が寄り添い、つながり、支え合い、生き生きと暮らしていけるようにしたい、という願いが込められています。

本福祉ビジョンを実効性のあるものとしていくには、行政だけでなく町民の皆様を始め、事業者や各種団体等が一丸となって連携・協働し、各種施策を推進していくことが重要と考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本福祉ビジョンの策定に当たり熱心にご審議をいただきました東郷町自立支援協議会の皆様を始め、アンケート調査や団体ヒアリングでご意見をいただきました関係者・関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月



東郷町長 井俣憲治

## 目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の趣旨・背景.....	1
2 障がい福祉の近年の動向.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の位置付け.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	5
1 東郷町の人口の状況.....	5
2 東郷町の障がいのある人の状況.....	6
3 アンケート調査結果のまとめ.....	14
4 団体ヒアリング調査結果のまとめ.....	28
5 東郷町障がい福祉ビジョンの達成状況のまとめ.....	37
6 現状・課題のまとめ.....	41
第3章 第5次東郷町障がい者計画.....	44
第1節 計画の基本的な考え方.....	44
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	45
3 重点項目.....	46
4 施策体系.....	48
第2節 施策の方向と実施目標.....	53
基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援.....	53
基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備.....	62
基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実.....	66
基本目標4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進.....	84
基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり.....	88
基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり.....	96
第4章 第6期東郷町障がい福祉計画.....	105
第1節 障がい福祉計画のポイント.....	105
第2節 障害福祉サービス等の実施目標.....	106
1 目標数値の設定.....	106
2 障害福祉サービスの見込みと確保方策.....	110
3 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	121

第5章 第2期東郷町障がい児福祉計画.....	129
第1節 障がい児福祉計画のポイント.....	129
第2節 障がい児サービス等の実施目標.....	130
1 目標数値の設定.....	130
2 障がい児のサービスの見込みと確保方策.....	131
第6章 推進体制.....	135
1 庁内連携.....	135
2 団体、事業者等との連携.....	135
3 広域的な連携.....	135
4 町民への周知.....	135
5 国の動向に対応した見直し.....	135
6 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理.....	136
資料編.....	136
1 策定の経過.....	137
2 策定委員会要綱.....	138
3 策定委員会名簿.....	141
4 用語解説.....	142

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨・背景

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、全ての障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することを目指しています。

国では、この条約の批准に向け、国内の様々な法律や制度の整備を進め、平成26年に「障害者権利条約」に批准し、その後も、様々な分野において、障がい福祉に関わる法律や制度の整備、見直し等が進んでいます。

近年では、障がい福祉分野にかかわらず、福祉分野全体で「地域共生社会<sup>\*</sup>」の実現を目指す動きが見られ、平成30年に「地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行し、分野横断的な課題や、複合的な課題についての対応が重要視されています。

東郷町（以下「本町」という。）では、平成30年3月に「第4次東郷町障がい者計画」「第5期東郷町障がい福祉計画」及び「第1期東郷町障がい児福祉計画」を一体とした「東郷町障がい福祉ビジョン」（以下「前回福祉ビジョン」という。）を策定し、就労系サービスや相談支援事業の充実、障がいに対する理解の促進を始め、障がいのある人を支援する様々な取組を推進してきました。また、障がい児支援施策では、ライフステージの変化に応じた一貫した支援体制が構築され、全国的にも先進的な取組となっています。

この度、前回福祉ビジョンの計画期間が満了となるため、上記のような社会情勢や、本町のこれまでの取組や障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、新たな障がい者施策の方向性を示すことが求められます。

以上を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせることを目指し、「第5次東郷町障がい者計画」「第6期東郷町障がい福祉計画」及び「第2期東郷町障がい児福祉計画」を一体とした「東郷町障がい福祉ビジョン2021」（以下「本福祉ビジョン」という。）を策定します。

## 2 障がい福祉の近年の動向

年月	内 容
平成 17年 10月	「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」成立 ●3障がいのサービスの一元化や支援の必要度に関する客観的な尺度(障がい程度区分)の導入などが始まる。応益負担によるサービス料が一部自己負担となる。
18年 12月	「障害者権利条約」の国連総会採択 ●障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした人権条約。障がい者の権利を実現するための措置等を定める。
22年 12月	「障害者自立支援法」の一部改正 ●発達障がい者が障害者自立支援法の対象になることを明確化する。
23年 6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)(障害者虐待防止)」成立 ●障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める。
23年 7月	「障害者基本法」の一部改正 ●目的規定や障がい者の定義などの見直し、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調*などについて定める。
24年 6月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)(障害者優先調達推進法)」成立 ●国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める。
24年 6月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)」成立 ●「障害者基本法」の一部改正を踏まえた基本理念や障がい者の範囲の拡大(難病*)などを定める。
25年 6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)(障害者差別解消法)」成立 ●障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定める。
25年 9月	「障害者基本計画(第3次)」策定 ●基本原則の見直しや、「安全・安心」「差別の解消」等の施策分野の新設、既存分野の施策の見直しが行われる。
26年 1月	「障害者権利条約」批准 ●障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している。
28年 5月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第64号)」成立 ●発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進、日常生活を営む上での選択の機会の確保、地域共生に向けた支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局の緊密な連携の確保などを定める。
28年 5月	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)」成立 ●障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援の二層の多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等について定める。
30年 3月	「障害者基本計画(第4次)」の策定 ●共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援について明記される。
30年 6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)(障害者文化芸術推進法)」成立 ●障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを定める。

### 3 計画の期間

本福祉ビジョンの計画期間については、下記のとおりとします。

○「第5次東郷町障がい者計画」

令和3年度から令和8年度までの6年間

○「第6期東郷町障がい福祉計画」及び「第2期東郷町障がい児福祉計画」

令和3年度から令和5年度までの3年間

#### 計画期間の設定について

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の基本指針により計画期間は3年とされています。「障がい者計画」は、3計画（注）を一体化して策定するに当たり、「障がい者計画」の中間評価及び次期改定時期を「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」と合わせるため、計画期間を6年間とします。

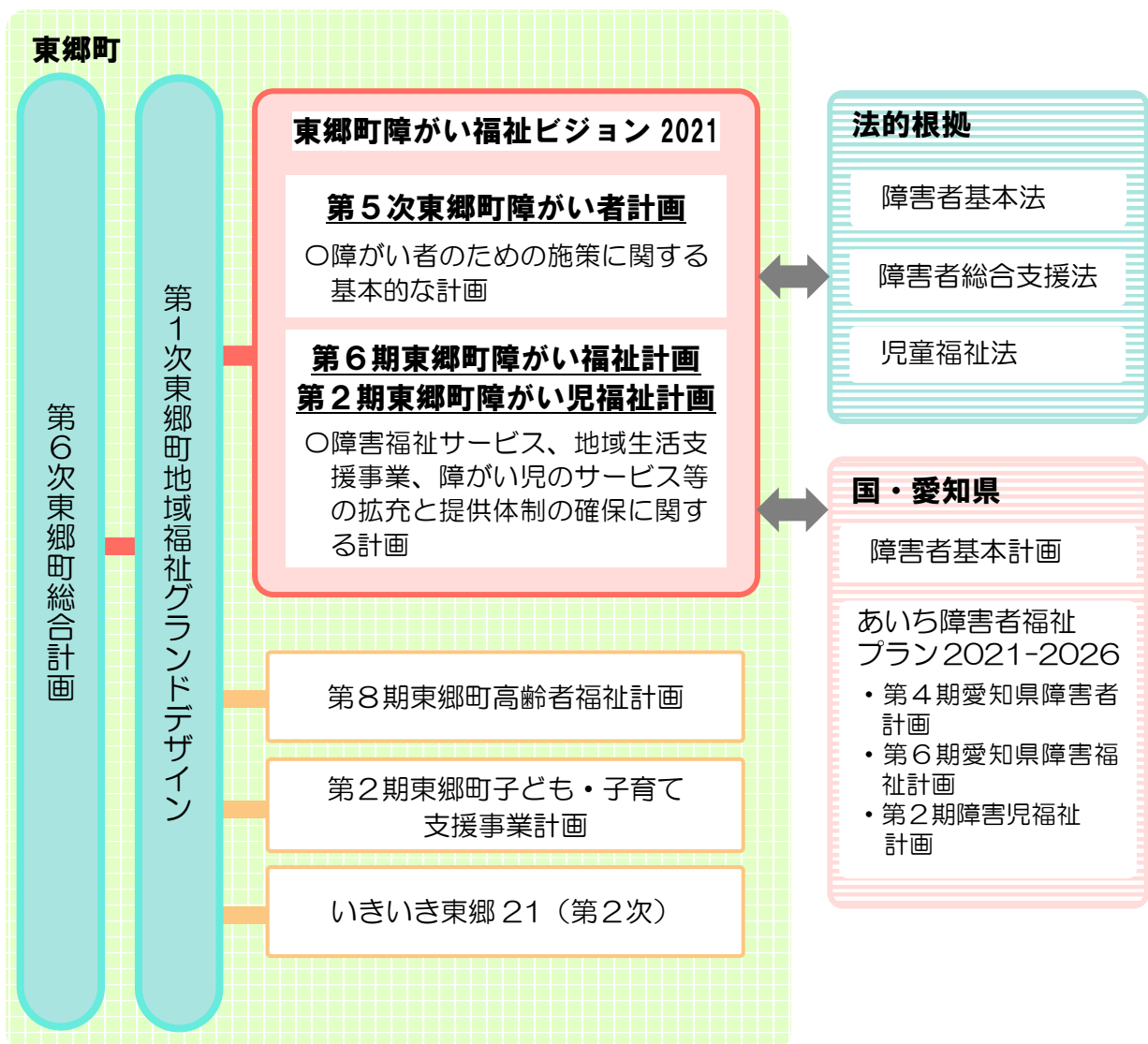
（注）3計画：「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」のことです。

	(年度)								
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
東郷町総合計画	第5次		第6次						
東郷町地域福祉グランドデザイン			第1次						第2次
東郷町障がい者計画	第4次		第5次						
東郷町障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期			
東郷町障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期			

## 4 計画の位置付け

本福祉ビジョンは、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「東郷町障がい者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「東郷町障がい福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「東郷町障がい児福祉計画」を包括的に策定したものです。

また、国の「障害者基本計画」や愛知県の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026（第 4 期愛知県障害者計画、第 6 期愛知県障害福祉計画及び第 2 期愛知県障害児福祉計画）」、本町の上位計画である「第 6 次東郷町総合計画」、「第 1 次東郷町地域福祉グランドデザイン」を始め、関連計画との整合性を図り、策定しました。





## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

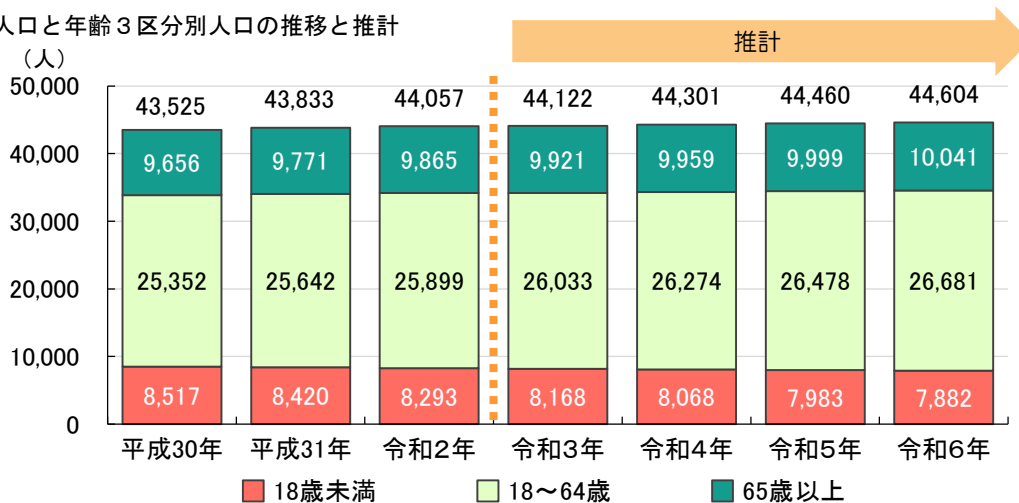
### 1 東郷町の人口の状況

#### (1) 総人口の状況

総人口の推移と推計を見ると、今後も緩やかに増加が見込まれます。年齢3区分別で見ると、18～64歳、65歳以上の人口は増加が予測される一方、18歳未満の人口は減少が見込まれます。

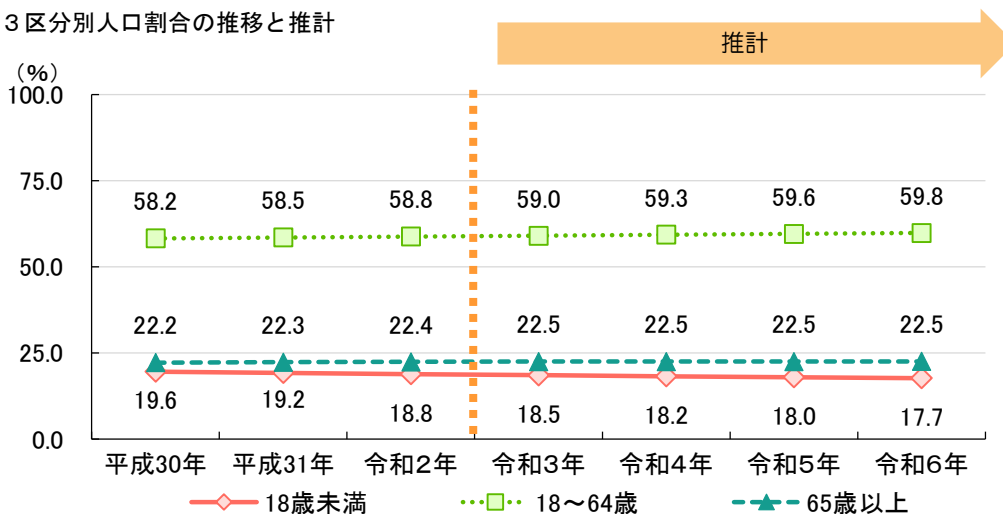
年齢3区分別人口割合の推移と推計では、65歳以上人口割合は横ばい、18歳未満人口割合が減少し、少子高齢化が進行していくことが予測されます。

■総人口と年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成30年～令和2年：住民基本台帳（各年3月末）  
令和3年～令和6年：コホート変化率法による人口推計

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：平成30年～令和2年：住民基本台帳（各年3月末）  
令和3年～令和6年：コホート変化率法による人口推計

※第6次東郷町総合計画の将来人口の見通しでは、5年ごとに行われる国勢調査人口をベースとして推計しており、令和7年の総人口が45,420人、65歳以上人口割合が22.9%となっています。こうした町の見通しも踏まえつつ、本福祉ビジョンでは住民基本台帳による1年ごとの人口をもとに独自に推計を行い、計画の基礎的数値としています。

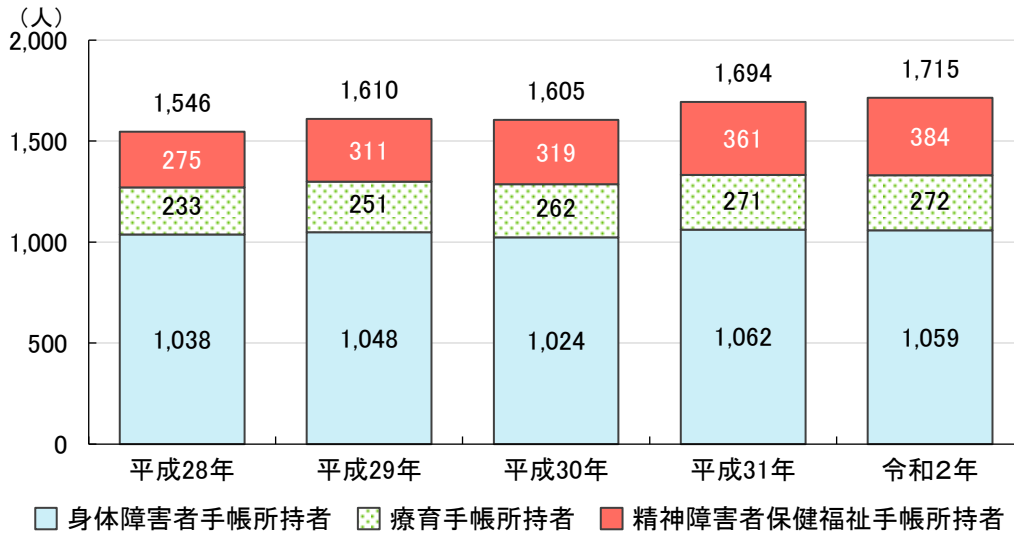
## 2 東郷町の障がいのある人の状況

### (1) 各手帳所持者数の状況

#### ①障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳、療育手帳※、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者の推移を見ると、微増傾向にあります。平成28年と令和2年を比較すると、療育手帳所持者が約1.2倍、精神障害者保健福祉手帳所持者が約1.4倍に増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



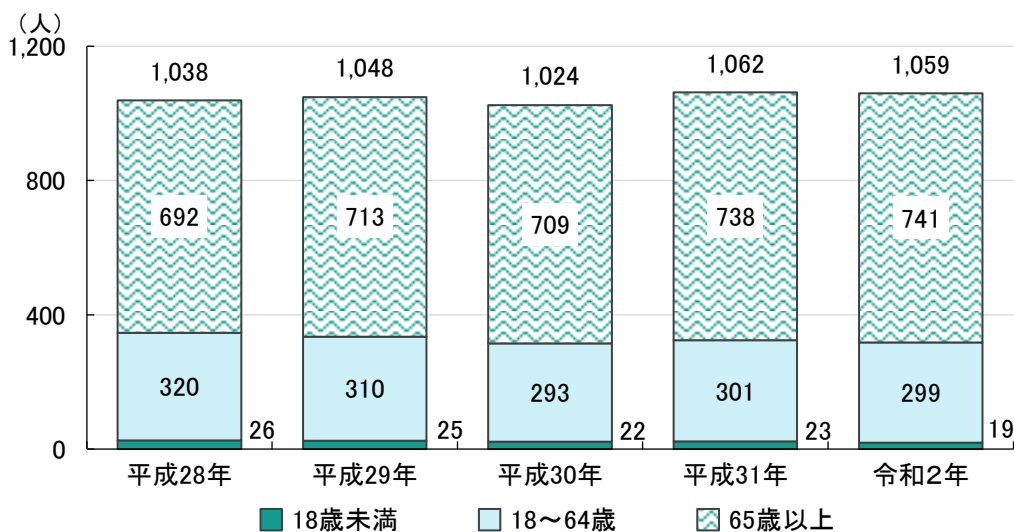
資料：福祉課（各年3月31日現在）

#### ②身体障害者手帳所持者数の状況

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、概ね横ばいで推移しています。

年齢区分別で見ると、65歳以上が最も多く、微増傾向にあります。

■年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移

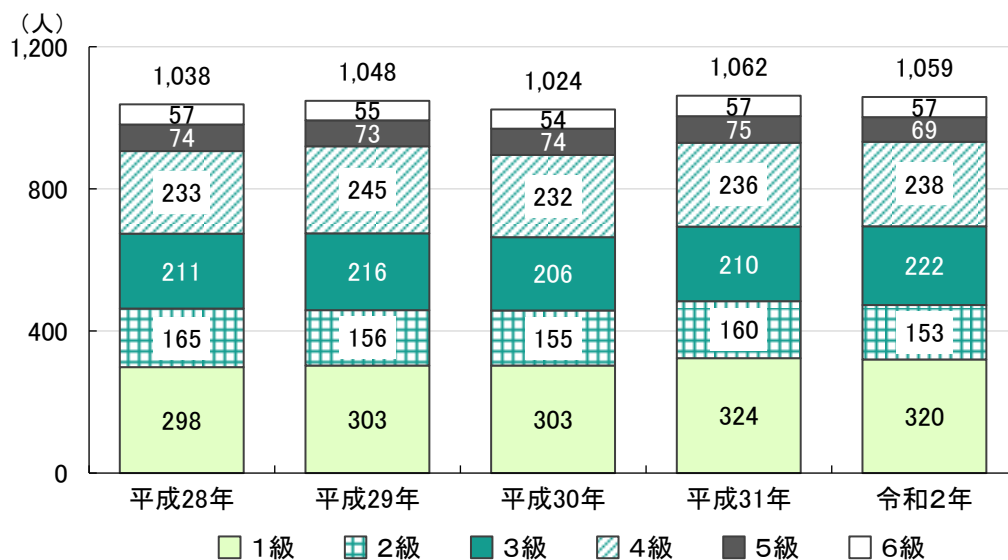


資料：福祉課（各年3月31日現在）

等級別で見ると、障がい程度が最も重い1級が最も多く、次いで4級、3級となっています。

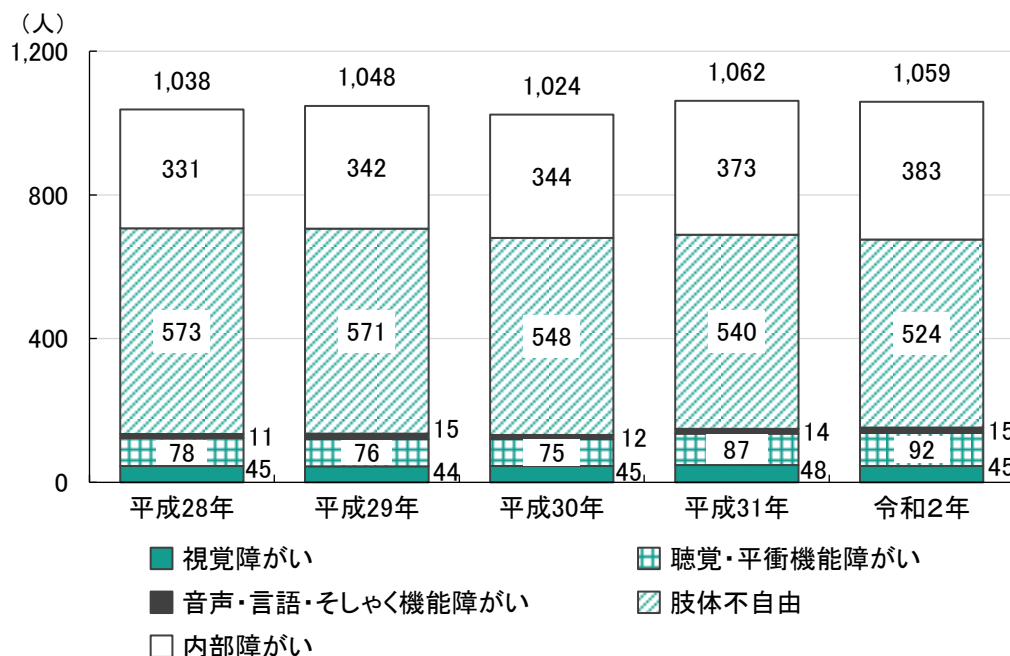
障がい種別で見ると、肢体不自由が半数以上と最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいとなっています。内部障がい、聴覚・平衡機能障がいで増加傾向にあります。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

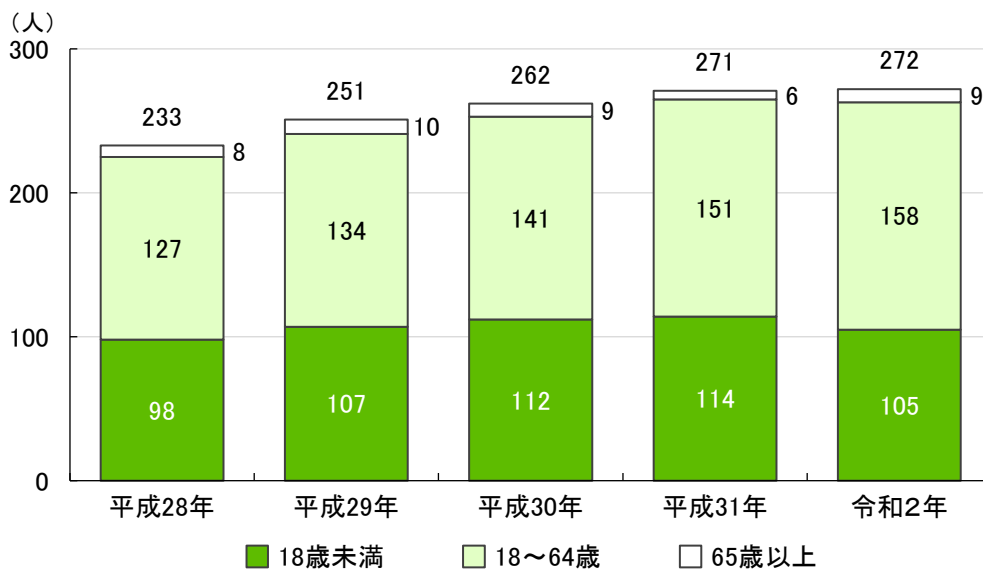
### ③療育手帳所持者数の状況

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された療育手帳所持者数の推移を見ると、増加傾向にあります。

年齢区分別で見ると、18～64歳が最も多く、次いで18歳未満となっています。18～64歳で増加傾向にあります。

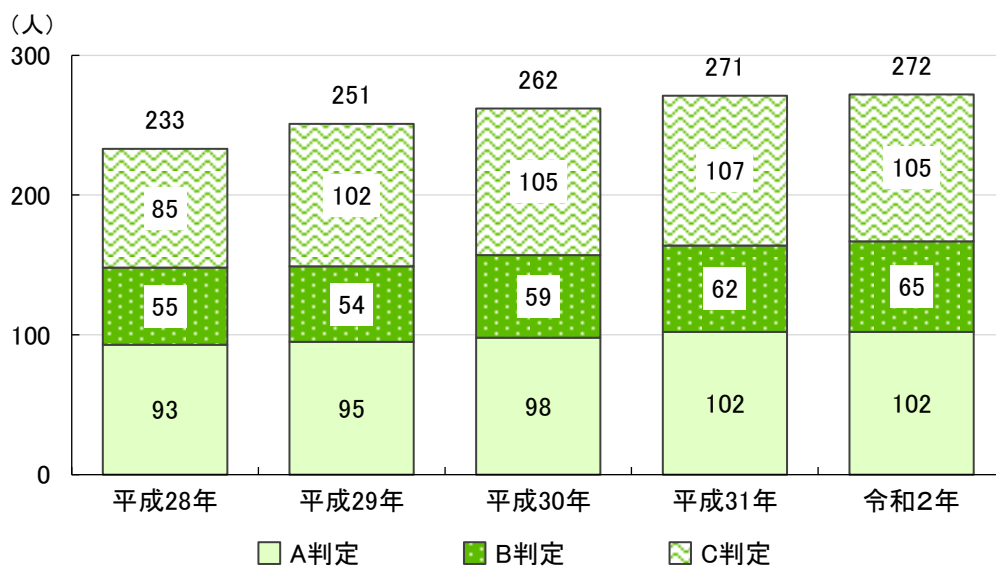
等級別で見ると、障がい程度の最も重いA判定、障がい程度の最も軽いC判定が多く、いずれの等級でも増加傾向にあります。

■年齢区分別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

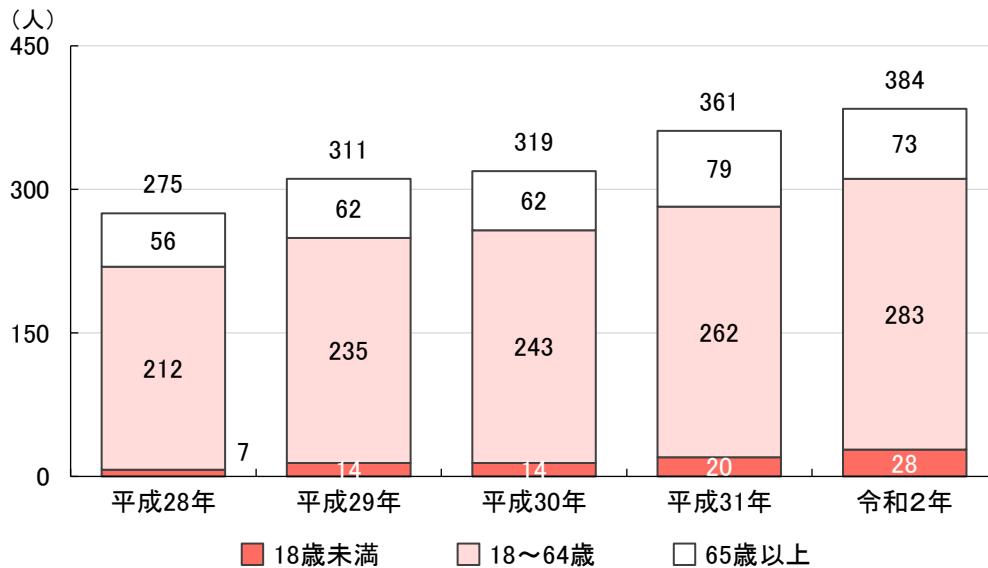
#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

一定程度の精神障がいのある状態にあると認定された精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、増加傾向にあります。

年齢区別で見ると、18～64歳が最も多く、次いで65歳以上となっています。いずれの年齢でも増加傾向にあります。

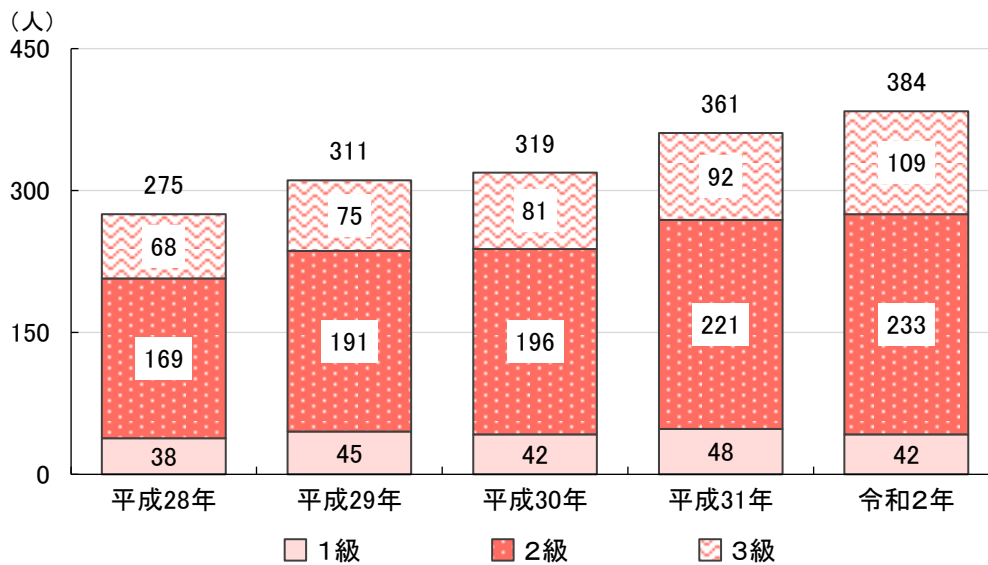
等級別で見ると、障がい程度が最も重い1級は少なく、2級が最も多くなっています。いずれの等級でも増加傾向にあります。特に、3級で大きく増加しています。

■年齢区別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

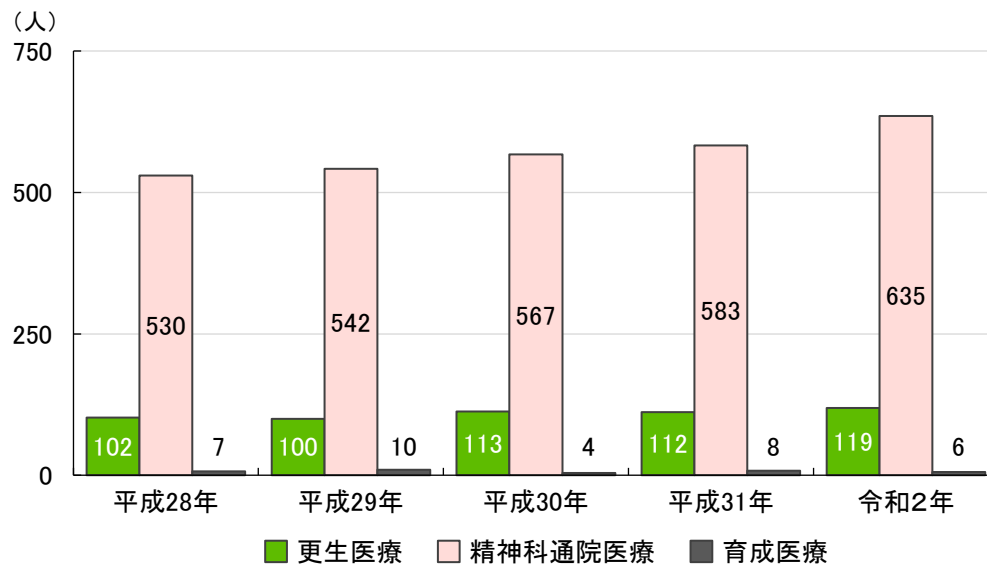


資料：福祉課（各年3月31日現在）

## (2) 自立支援医療※利用者の状況

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の利用者数の推移を見ると、更生医療、精神科通院医療が増加しています。P9の精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、手帳を所持していなくても精神的な病気を患う人が多くなっていることがわかります。

■ 自立支援医療利用者数の推移



資料：保険医療課（各年3月31日現在）

## (3) 発達障がいのある人の状況

「発達障害者支援法」においては、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性（こうはんせい）発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。また、知的発達の遅れを伴う場合と伴わない場合があります。障害者手帳については、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付の対象となる場合があります。

現在、国や愛知県、本町には、発達障がいのある人の数の公的な数値はありませんが、平成24年に実施された国の調査\*によると、小・中学校では、特別支援学級\*だけでなく、通常の学級に発達障がいの可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの結果が示されています。

\* 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年文部科学省調査）

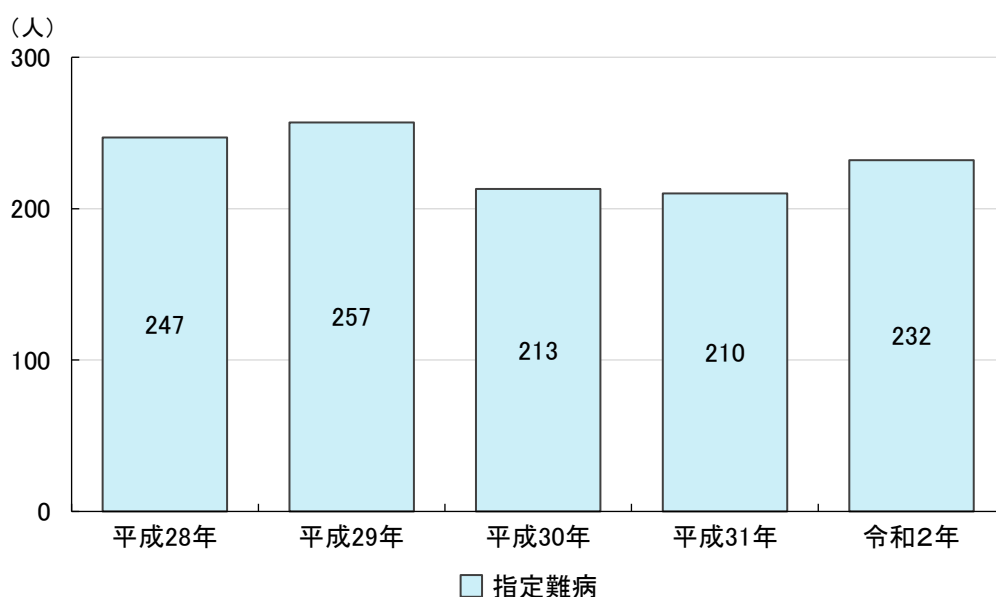
#### (4) 難病患者の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。治療が極めて困難で、長期にわたり療養が必要なため、介助者への経済的・精神的負担が大きく、医療費が高額となる指定難病については、医療費が助成されます。

対象となる疾病は拡大されており、令和元年7月からは指定難病で333疾病、小児慢性特定疾病で762疾病となりました。

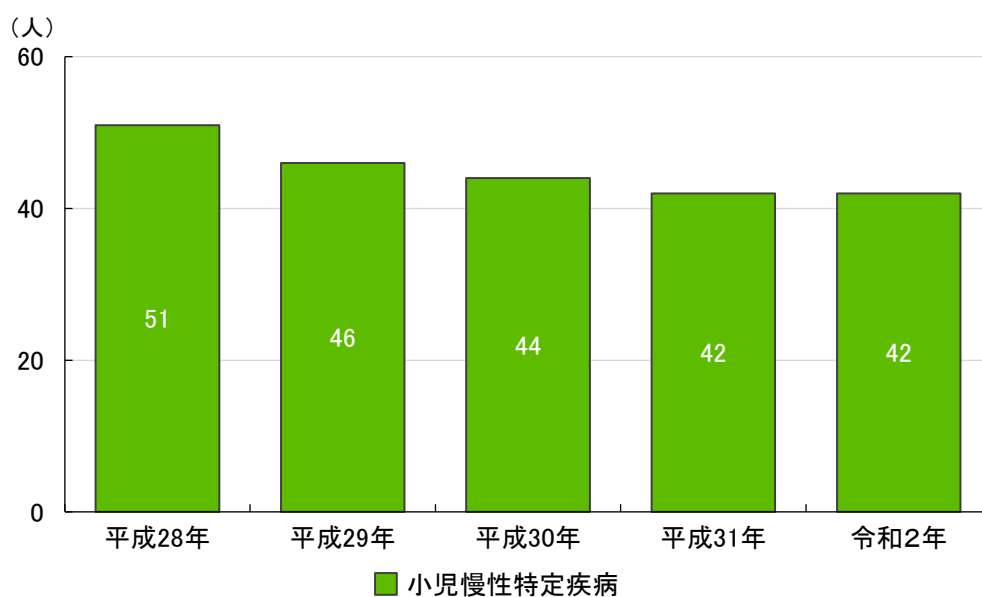
指定難病の推移を見ると、難病法施行に伴う特定医療費支給の経過措置期間が平成29年12月末に終了したため、平成30年で減少していますが、令和2年には増加しています。小児慢性特定疾病認定者数は、減少傾向にあります。

■ 指定難病の推移



資料：瀬戸保健所（各年3月31日現在）

■ 小児慢性特定疾病認定者数の推移



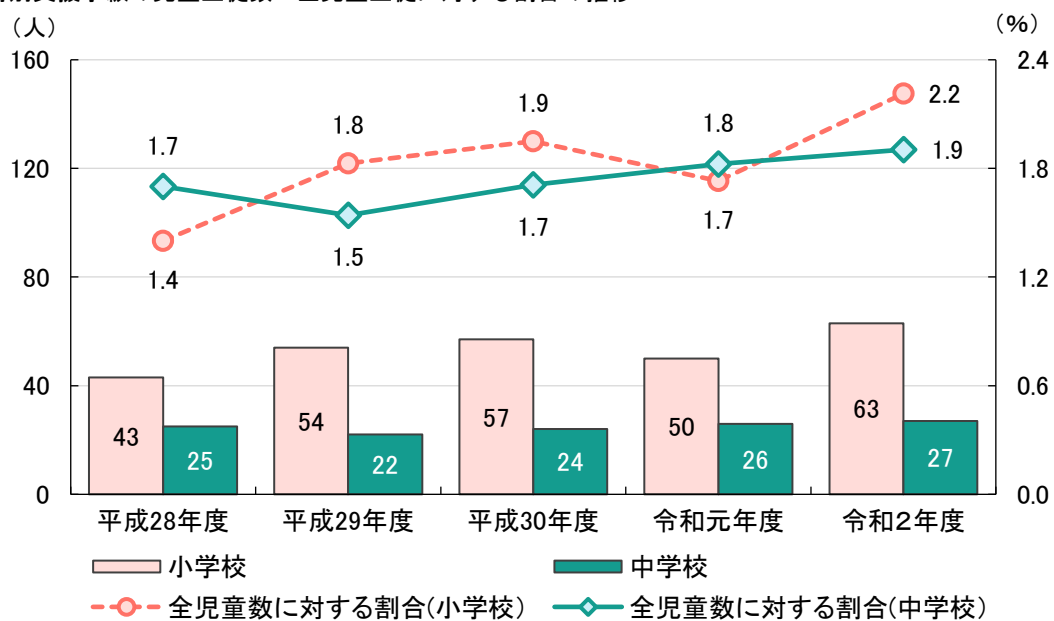
資料：瀬戸保健所（各年3月31日現在）

## (5) 障がいのある児童生徒の状況

特別支援学級に通う児童生徒数は、小学校では年度によって数値が増減していますが、平成28年度と令和2年度を比較すると約1.5倍になっています。中学校では横ばいとなっています。全児童生徒に対する割合は、いずれも緩やかな増加傾向です。

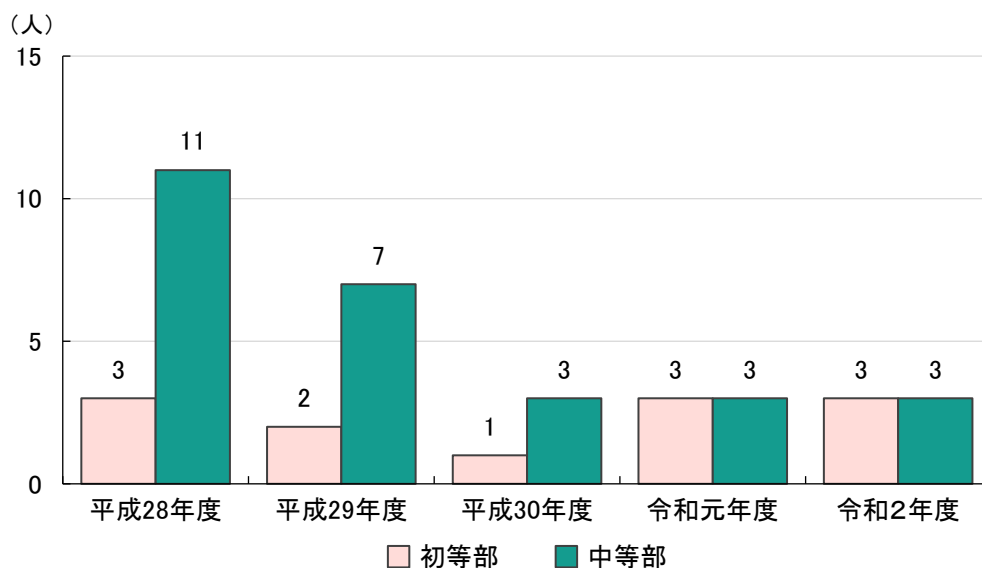
特別支援学校の児童生徒数は、初等部では1～3人で推移しています。中等部では平成30年度からは3人となっています。

■特別支援学級の児童生徒数・全児童生徒に対する割合の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校の児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

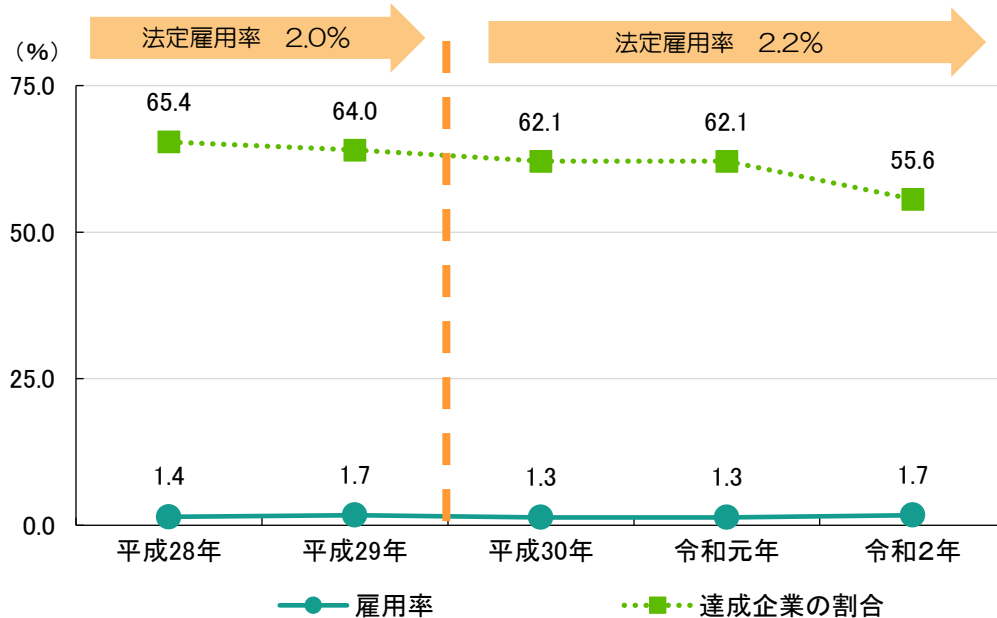


## (6) 障がい者雇用の状況

町内企業の障がい者雇用率は、年によって数値が増減しており、令和2年では1.7%となっています。法定雇用率の達成企業の割合は減少傾向となっています。

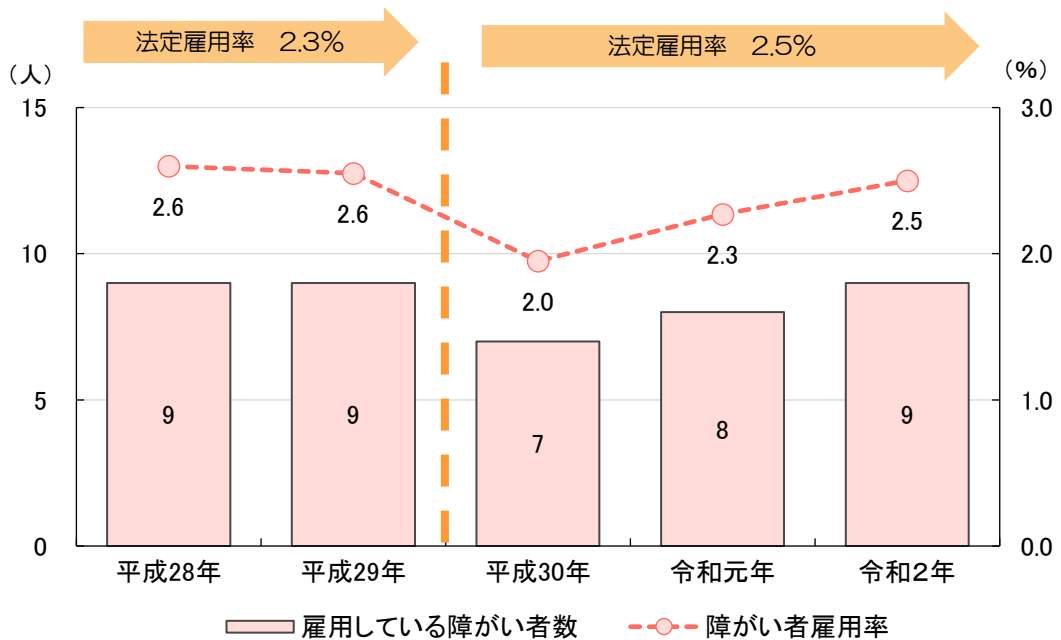
町役場で雇用している障がいのある人と障がい者雇用率は、平成30年以降増加しています。法定雇用率は、平成30年の引き上げ以降は、令和2年で達成しています。

■町内企業の障がい者雇用の推移



資料：名古屋東公共職業安定所（各年6月1日現在）

■町役場の障がい者雇用の推移



資料：人事秘書課（各年6月1日現在）

### 3 アンケート調査結果のまとめ

本福祉ビジョンの策定に当たり、本町の障がいのある人の実態や、障がいのある人と関わりのある事業所、企業等の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。

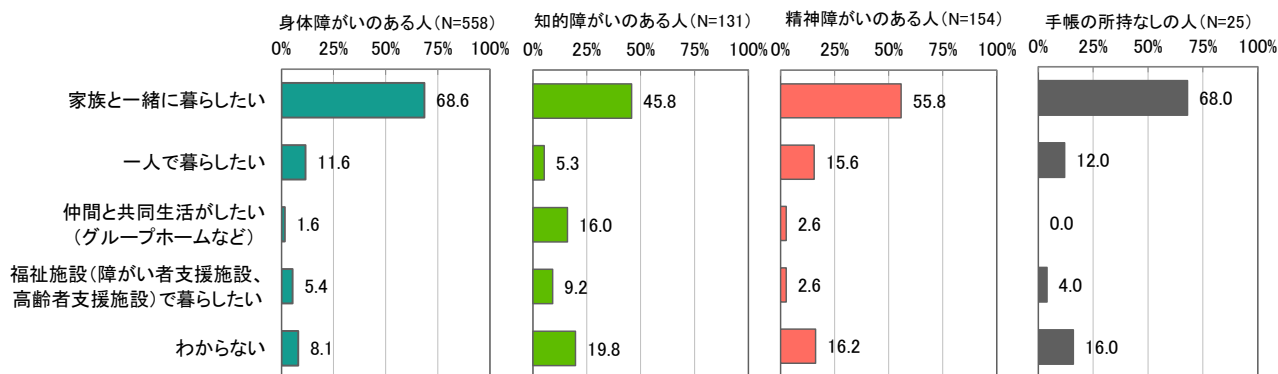
#### ■調査の概要

区分	障害者手帳所持者等 アンケート	商工会アンケート	サービス提供事業者 アンケート
調査対象者	東郷町に居住している 障害者手帳所持者及び 福祉サービス利用者 1,594名	東郷町の商工会の 事業所 379 事業所	東郷町内のサービス 提供事業者 54 事業者
調査期間	令和2年1月10日～1月27日		
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票による本人記入方式</li> <li>郵送配布・郵送回収</li> </ul>		
回収状況	回収数：893件 回収率：56.0%	回収数：48件 回収率：12.7%	回収数：32件 回収率：59.3%

#### (1) 暮らしや日常生活の支援について

○今後の暮らしの希望について、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、また、身体障がいのある人、精神障がいのある人、手帳の所持なしの人\*では「一人で暮らしたい」、知的障がいのある人では「仲間と共同生活がしたい（グループホームなど）」が1割以上です。

#### ■今後の暮らしの希望（一部抜粋）



\*手帳所持なしの人：アンケート調査は福祉サービス利用者に対して実施しました。福祉サービスは障害者手帳を所持していなくても自立支援医療（精神通院医療）を利用している人、医師の診断書を取得した人（精神障がいであることが確認できる内容）、難病の人等も利用することができます。

○悩んでいることの相談相手について、いずれも「家族・親戚」が最も高く、また、知的障がいのある人では「障がい者相談支援センター（ローゼルなど）」、精神障がいのある人では「医療機関（病院や診療所など）」も4割前後と、他と比べて高くなっています。

■悩んでいることの相談相手（上位5位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	家族・親戚 (75.4%)	家族・親戚 (75.6%)	家族・親戚 (73.4%)	家族・親戚 (76.0%)
2	医療機関（病院や診療所など） (21.3%)	障がい者相談支援センター（ローゼルなど） (37.4%)	医療機関（病院や診療所など） (44.2%)	友人・知人 (24.0%)
3	友人・知人 (20.8%)	障がい者施設の職員 (22.9%)	友人・知人 (28.6%)	医療機関（病院や診療所など） (20.0%)
4	ケアマネジャー（介護保険） (13.3%)	医療機関（病院や診療所など） (22.1%)	地域活動支援センター（柏葉など） (18.8%)	学校・職場 障がい者相談支援センター（ローゼルなど） (16.0%)
5	相談しようと思ったことがない (5.6%)	学校・職場 (21.4%)	障がい者施設の職員 (13.0%)	

○障害福祉サービスなどを利用する上で困っていることについて、「特にない」を除くと、いずれも「サービスの提供や内容に関する情報が少ない」が最も高く、また、知的障がいのある人では「福祉サービス事業者が少ない」、精神障がいのある人では「相談先がわからない」なども高くなっています。

■障害福祉サービスなどを利用する上で困っていること（上位5位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	特にない (48.6%)	サービス提供や内容に関する情報が少ない (35.1%)	サービス提供や内容に関する情報が少ない (35.7%)	特にない (48.0%)
2	サービス提供や内容に関する情報が少ない (16.7%)	福祉サービス事業者が少ない (31.3%)	相談先がわからない (26.0%)	サービス提供や内容に関する情報が少ない (36.0%)
3	相談先がわからない (9.1%)	特にない (29.0%)	特にない (24.7%)	サービス利用の手続きが大変
4	サービス利用の手続きが大変 (8.1%)	サービス利用の手続きが大変 (19.8%)	サービス利用の手続きが大変 (18.2%)	利用者負担額について (20.0%)
5	利用者負担額について (6.3%)	相談先がわからない (16.8%)	福祉サービス事業者が少ない (16.2%)	相談先がわからない (12.0%)

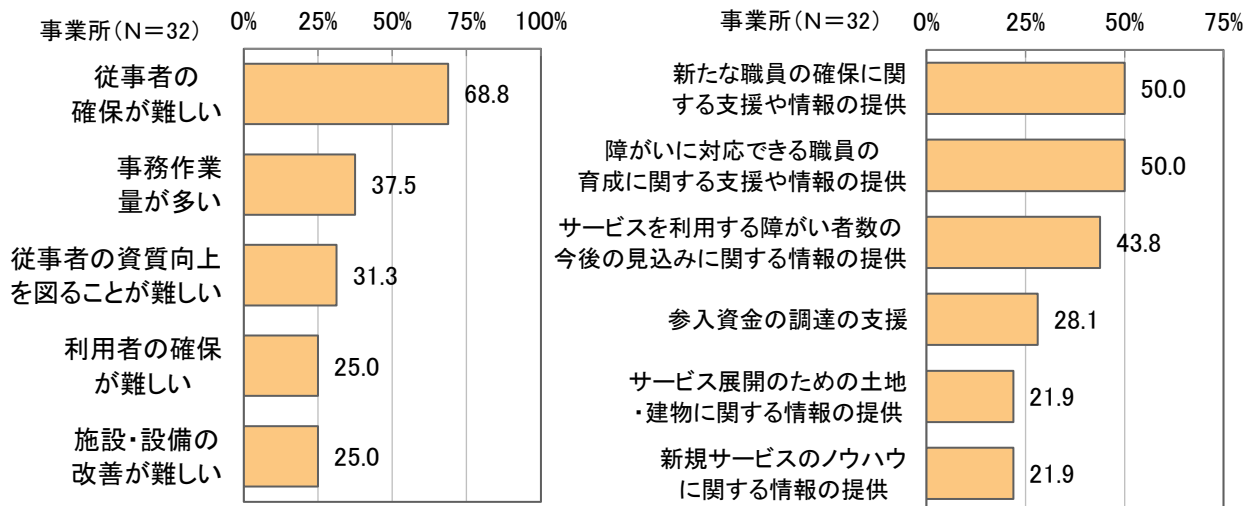
## 【事業所】

○事業運営で感じる問題について、「従事者の確保が難しい」が最も高く、次いで「事務作業量が多い」、「従事者の資質向上を図ることが難しい」となっています。

○障害福祉サービスへの新規参入促進のために必要な行政の取組について、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」「障がいに対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」が最も高く、次いで「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報の提供」、「参入資金の調達への支援」となっています。

■事業運営で感じる問題（上位5位）

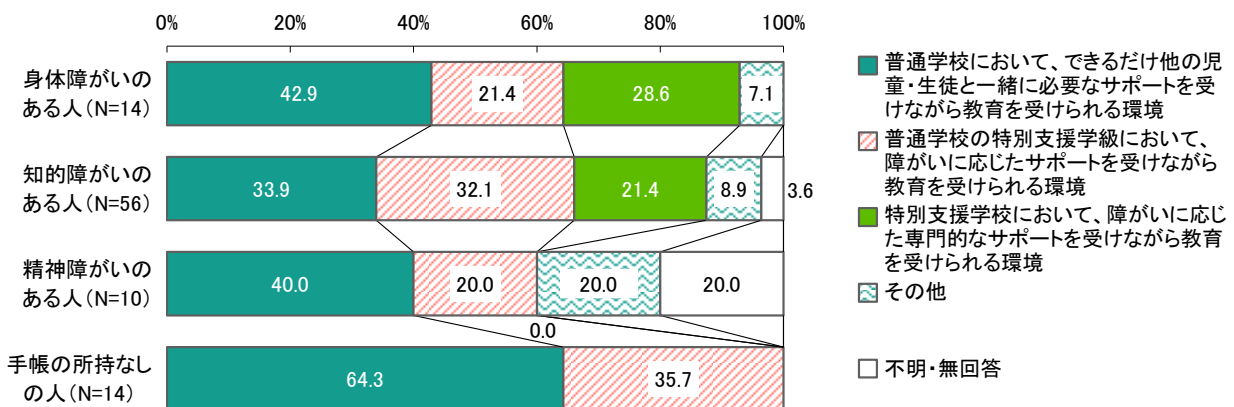
■新規参入促進のために必要な行政の取組（上位5位）



## （2）障がいのある子どもへの支援について

○希望する就学環境について、いずれも「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と一緒に必要なサポートを受けながら教育を受けられる環境」が最も高くなっています。

■（18歳以下の回答者のみ）希望する就学環境



○障がいのある子どもに必要な施策について、身体障がいのある人、知的障がいのある人、手帳の所持なしの人では「障がいの特性に合ったきめ細やかな支援」、精神障がいのある人では「障がいの早期発見・早期療育システムの確立」が最も高くなっています。

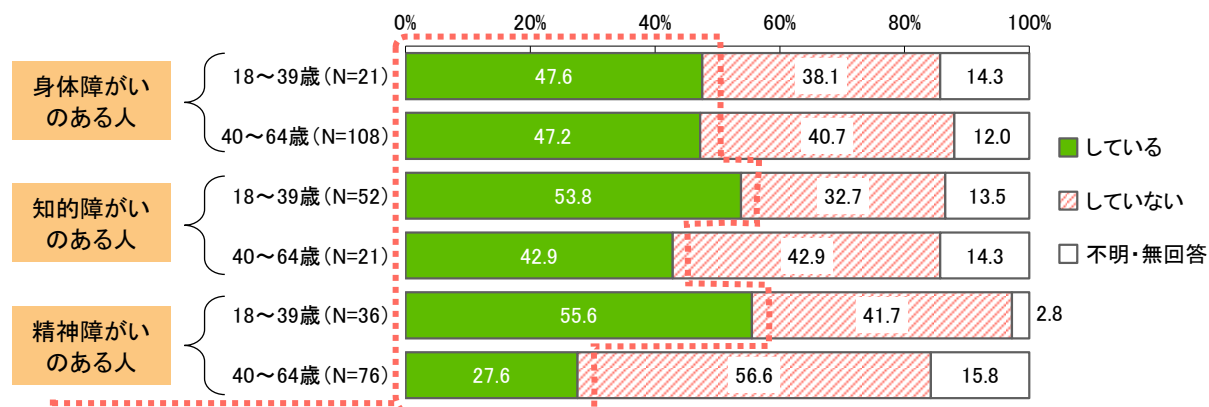
■（18歳以下の回答者のみ）障がいのある子どもに必要な施策（上位5位）

	身体障がいのある人 (N=14)	知的障がいのある人 (N=56)	精神障がいのある人 (N=10)	手帳の所持なしの人 (N=14)
1	障がいの特性に合ったきめ細やかな支援 (50.0%)	障がいの特性に合ったきめ細やかな支援 (51.8%)	障がいの早期発見・早期療育システムの確立 (60.0%)	障がいの特性に合ったきめ細やかな支援 (64.3%)
2	日中、療育を受けられる場の充実 教育・保健・福祉など 関係機関の連携 (35.7%)	日中、療育を受けられる場の充実 (35.7%)	障がいの特性に合ったきめ細やかな支援 教育・保健・福祉など 関係機関の連携 (40.0%)	障がいの早期発見・早期療育システムの確立 (50.0%)
3		障がいの早期発見・早期療育システムの確立 (33.9%)		家庭での療育の充実 日中、療育を受けられる場の充実 (28.6%)
4	医療的ケアを必要とする子への支援 (28.6%)	教育・保健・福祉など 関係機関の連携 (28.6%)	家庭での療育の充実 日中、療育を受けられる場の充実	
5	障がいの早期発見・早期療育システムの確立 障がいを持つ親の団体等の紹介 専門的な医療機関の紹介 (21.4%)	家庭での療育の充実 療育に関する相談体制の充実 (23.2%)	医療的ケアを必要とする子への支援 その他 (20.0%)	専門的な医療機関の紹介 教育・保健・福祉など 関係機関の連携 (21.4%)

### (3) 障がいのある人の就労環境の整備について

○18～64歳の現在の仕事の状況について、精神障がいのある人の40～64歳で「している」が27.6%と他と比べて低く、その他は5割前後です。また、就労場所は、身体障がいのある人では「会社などで正社員・正職員として働いている」、知的障がいのある人では「施設・作業所（福祉的就労）」、精神障がいのある人では「会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている」が最も高くなっています。

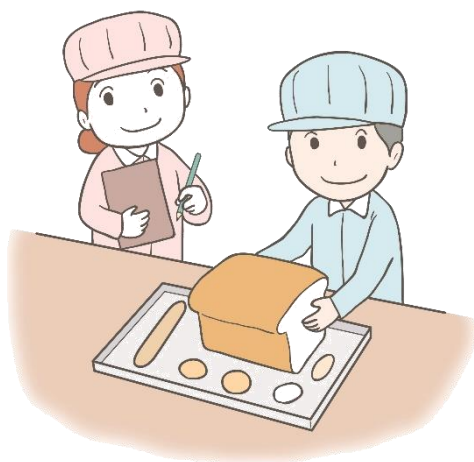
■現在の仕事の状況（18～64歳の回答者のみ）



▼ ■就労場所（就労している回答者のみ）（上位3位）

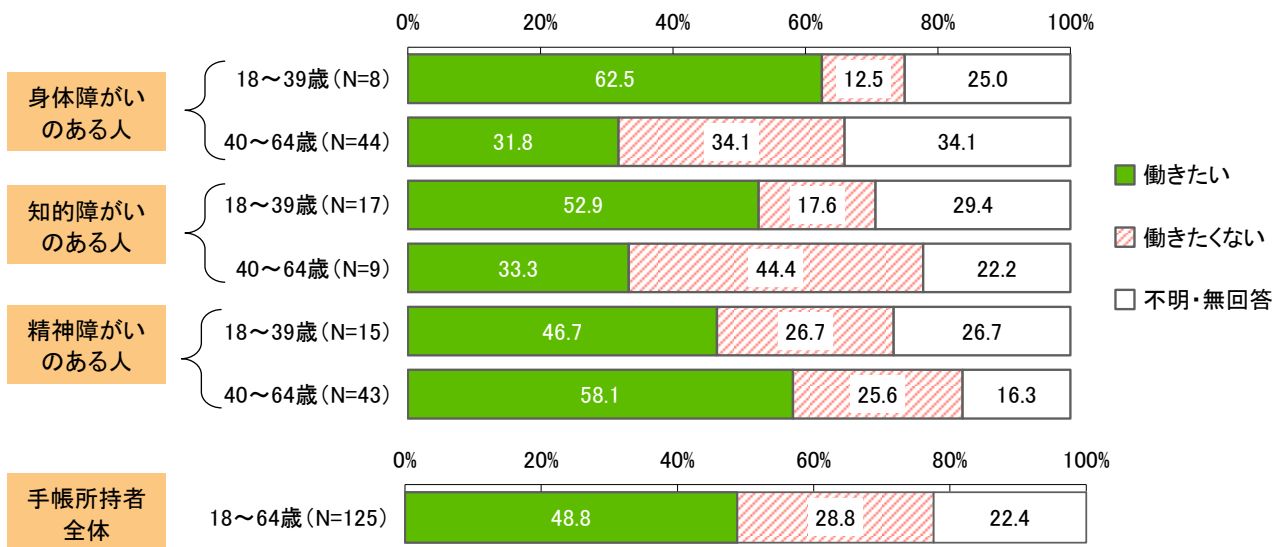
	身体障がいのある人 (N=95)	知的障がいのある人 (N=38)	精神障がいのある人 (N=43)
1	会社などで正社員・正職員として働いている (36.8%)	施設・作業所（福祉的就労） (60.5%)	会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている (34.9%)
2	会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている (32.6%)	会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている (23.7%)	施設・作業所（福祉的就労） (25.6%)
3	自営業者 (10.5%)	会社などで正社員・正職員として働いている (10.5%)	会社などで正社員・正職員として働いている (23.3%)

※18～64歳だけでなく、全年齢の結果  
 ※手帳所持なしの人は2人であったため掲載を割愛



○現在就労していない 18～64 歳の今後の就労意向について、身体障がいのある人及び知的障がいのある人の 18～39 歳、精神障がいのある人の 40～64 歳では「働きたい」が半数以上と高くなっています。

■（18～64 歳の就労していない回答者のみ）今後の就労意向【障がいの種別と全体】



○障がいのある人の就労に必要な支援について、いずれも「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が最も高くなっています。

■障がいのある人の就労に必要な支援（上位 3 位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること (31.4%)	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること (49.6%)	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること (52.6%)	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること (64.0%)
2	わからない (19.7%)	就業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること (38.9%)	就業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること (37.7%)	就業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること (44.0%)
3	職場の施設や整備が障がいのある人にも利用できるように配慮されていること (19.0%)	ジョブコーチ派遣事業※や就労定着支援※など、職場に慣れるまで援助する制度があること (28.2%)	障がい者向け求人情報の提供が充実していること (29.2%)	ジョブコーチ派遣事業や就労定着支援など、職場に慣れるまで援助する制度があること (32.0%)

○18歳以下が希望する学校卒業後の進路の施策について、身体障がいのある人では「一般企業の障がい者雇用の拡大」「障がいの特性に応じた作業所などの充実」、知的障がいのある人、精神障がいのある人、手帳の所持なしの人では「一般企業の障がい者雇用の拡大」が最も高くなっています。

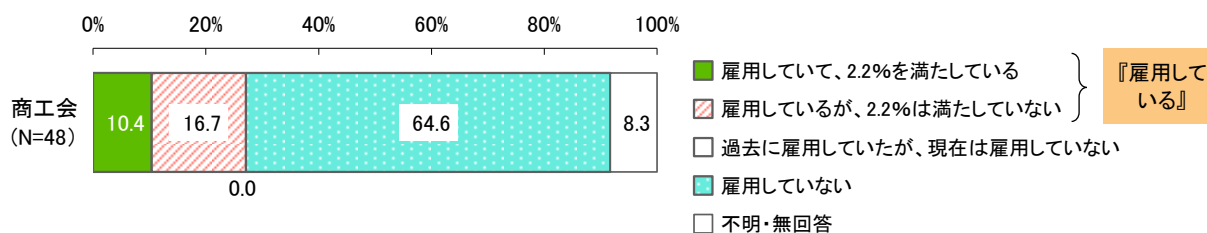
■（18歳以下の回答者のみ）希望する学校卒業後の進路の施策（上位3位）

	身体障がいのある人 (N=14)	知的障がいのある人 (N=56)	精神障がいのある人 (N=10)	手帳の所持なしの人 (N=14)
1	一般企業の障がい者雇用の拡大	一般企業の障がい者雇用の拡大 (46.4%)	一般企業の障がい者雇用の拡大 (80.0%)	一般企業の障がい者雇用の拡大 (64.3%)
2	障がいの特性に応じた作業所などの充実 (50.0%)	障がいの特性に応じた作業所などの充実 (41.1%)	官公庁（役場など）の障がい者雇用の拡大 (70.0%)	官公庁（役場など）の障がい者雇用の拡大 (42.9%)
3	官公庁（役場など）の障がい者雇用の拡大 障がい者就業・生活支援センター*の充実 (35.7%)	障がい者就業・生活支援センターの充実 (35.7%)	職業訓練機関の整備 (30.0%)	職業訓練機関の整備 障がいの特性に応じた作業所などの充実 (28.6%)

【商工会】

○障がい者の雇用について、「雇用していない」が最も高く、次いで「雇用しているが、2.2%は満たしていない」、「雇用しているが、2.2%を満たしている」となっています。『雇用している』（「雇用しているが、2.2%を満たしている」と「雇用しているが、2.2%は満たしていない」の合計）は3割弱です。

■障がい者の雇用状況

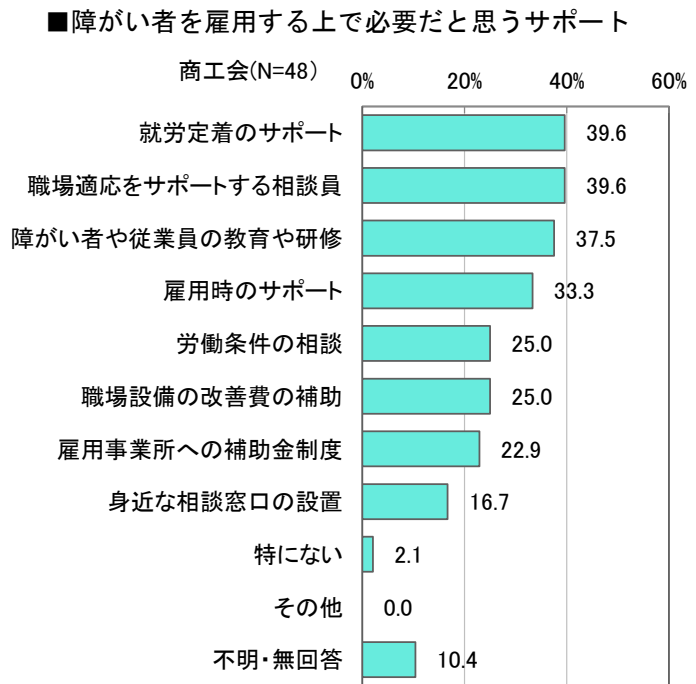


\*2.2%：従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。（障害者雇用促進法第43条第1項）

調査時の民間企業の法定雇用率は2.2%です。従業員を45.5人以上雇用している企業は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。（令和3年3月1日より法定雇用率は2.3%に引き上げ、対象となる企業の範囲は43.5人以上に広がります。）



○障がい者を雇用する上で必要だと思うサポートについて、「就労定着のサポート」、「職場適応をサポートする相談員」が最も高く、次いで「障がい者や従業員の教育や研修」となっています。



#### (4) 健康や医療について

○現在の悩みや相談したいことについて、「特にない」を除くと、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「自分の健康や治療のこと」、手帳の所持なしの人では「学校生活のこと」が最も高くなっています。

■現在の悩みや相談したいこと（上位3位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	特にない (37.8%)	自分の健康や治療のこと (24.4%)	自分の健康や治療のこと (47.4%)	学校生活のこと (28.0%)
2	自分の健康や治療のこと (33.9%)	特にない (23.7%)	生活費など経済的なこと (36.4%)	特にない (24.0%)
3	緊急時や災害時のこと (16.8%)	学校生活のこと 緊急時や災害時のこと (17.6%)	仕事や就職のこと (27.9%)	自分の健康や治療のこと (16.0%)

○医療を受ける上で困ることについて、「特にない」を除くと、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「医療機関までの交通手段が確保しにくい」、知的障がいのある人では「病気の内容や治療方法などについて、医師・看護師とのコミュニケーションがうまくとれない」、手帳の所持なしの人では「医療費の負担が大きい」が最も高くなっています。

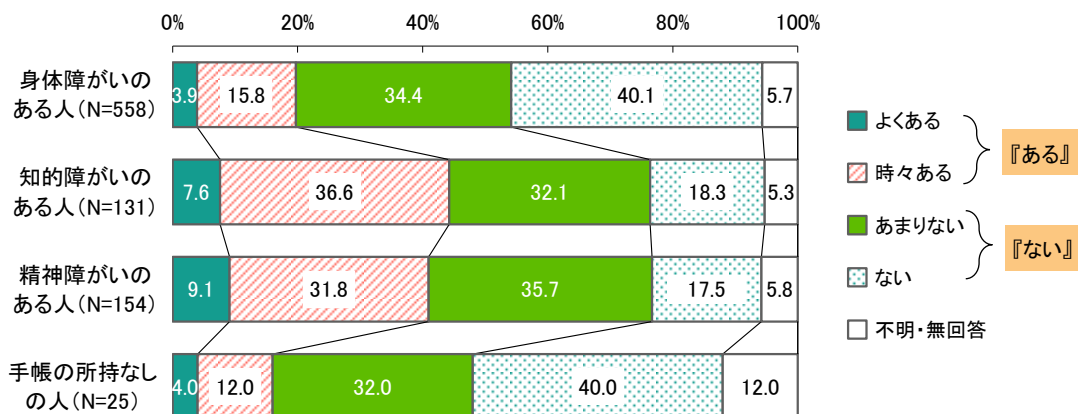
■医療を受ける上で困ること（上位3位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	特にない (48.4%)	特にない (47.3%)	特にない (39.6%)	特にない (52.0%)
2	医療機関までの交通手段が確保しにくい (14.2%)	病気の内容や治療方法などについて、医師・看護師とのコミュニケーションがうまくとれない (16.8%)	医療機関までの交通手段が確保しにくい (20.1%)	医療費の負担が大きい (16.0%)
3	いくつもの医療機関に通わなければならない (10.2%)	かぜやむし歯など、障がいに関すること以外の病気の診療を受けにくい (13.0%)	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない (13.0%)	医療機関までの交通手段が確保しにくい 専門的な治療をしてくれる病院が近くにない いくつもの医療機関に通わなければならない (12.0%)

（5）障がいへの理解や地域共生について

○障がいがあることでいやな思いをしたことがあるかについて、知的障がいのある人、精神障がいのある人では『ある』（「よくある」と「時々ある」の合計）が他と比べて高くなっています。

■障がいがあることでいやな思いをした経験



○市民の「障がい」への理解を深めるために必要なことについて、「わからない」を除くと、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」、知的障がいのある人、手帳の所持なしの人では「学校における福祉教育の充実」が最も高くなっています。

■市民の「障がい」への理解を深めるために必要なこと（上位3位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	わからない (29.4%)	学校における福祉教育の充実 (36.6%)	障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (29.2%)	学校における福祉教育の充実 (68.0%)
2	障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (24.6%)	障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進 (33.6%)	障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (28.6%)	障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援 (28.0%)
3	学校における福祉教育の充実 (18.6%)	障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (28.2%)	わからない (27.3%)	

○今後のスポーツや芸術文化活動への参加意向について、「特にない」を除くと、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」、手帳の所持なしの人では「旅行・キャンプ・釣り等への参加」が最も高くなっています。

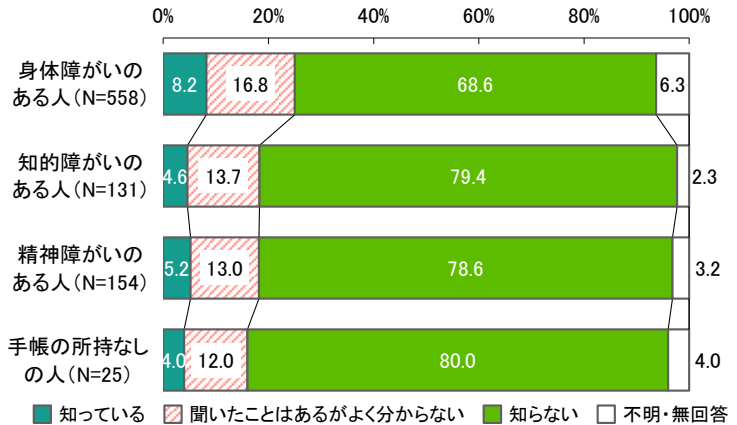
■今後のスポーツや芸術文化活動への参加意向（上位5位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	特にない (38.2%)	コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞 (35.9%)	コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞 特にない (31.8%)	旅行・キャンプ・釣り等への参加 (36.0%)
2	コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞 (25.3%)	障がいのある仲間との活動 (32.1%)		学校・職場の行事 (32.0%)
3	旅行・キャンプ・釣り等への参加 (19.7%)	旅行・キャンプ・釣り等への参加 (31.3%)	旅行・キャンプ・釣り等への参加 (20.8%)	コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞 学習活動 (28.0%)
4	趣味の同好会活動 (11.6%)	学校・職場の行事 (22.1%)	障がいのある仲間との活動 (17.5%)	
5	自治会・地域活動（地域の行事やまつり） (7.3%)	特にない (21.4%)	趣味の同好会活動 (14.3%)	スポーツ教室・大会等への参加 (20.0%)

○意思決定支援の認知について、いずれも「知らない」が最も高くなっています。「知っている」はいずれも1割以下となっています。

○情報を入手するために必要な条件について、いずれも「わかりやすい表現による広報の作成」が最も高くなっています。

■意思決定支援の認知



■情報を入手するために必要な条件 (上位3位)

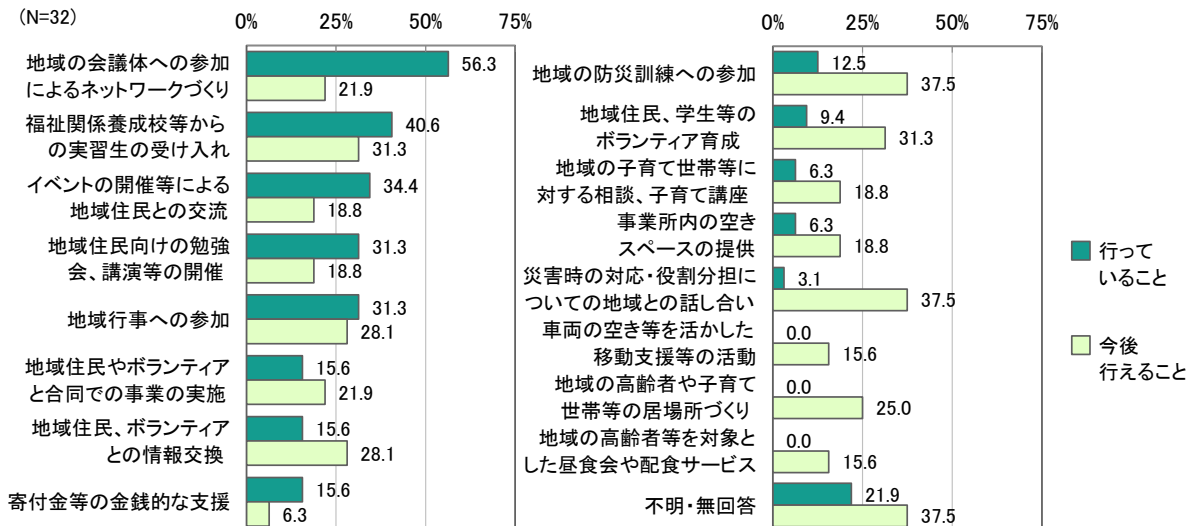
	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	わかりやすい表現による広報の作成 (37.5%)	わかりやすい表現による広報の作成 (54.2%)	わかりやすい表現による広報の作成 (40.3%)	わかりやすい表現による広報の作成 (64.0%)
2	特になし (23.3%)	まちなかでの案内サイン (32.8%)	特になし (26.0%)	コミュニケーションボードの推進
3	地域でのバリアフリー*マップの作成 (22.4%)	コミュニケーションボードの推進 (23.7%)	コミュニケーションボードの推進 (18.2%)	まちなかでの案内サイン (32.0%)

【事業所】

○地域との関わりで行っていることについて、「地域の会議体への参加によるネットワークづくり」が最も高く、次いで「福祉関係養成校等からの実習生の受け入れ」、「イベントの開催等による地域住民との交流」となっています。

○今後行えることについては、「地域の防災訓練への参加」「災害時の対応・役割分担についての地域との話し合い」が最も高く、次いで「福祉関係養成校等からの実習生の受け入れ」「地域住民、学生等のボランティア育成」となっています。

■地域との関わりで行っていること、今後行えること



## (6) 外出について

○外出するときに困っていることについて、「特にない」を除くと、身体障がいのある人では「建物の階段・段差」、知的障がいのある人、手帳の所持なしの人では「他人との会話」、精神障がいのある人では「まわりの視線」が最も高くなっています。

■（外出する回答者のみ）外出するときに困っていること（上位3位）

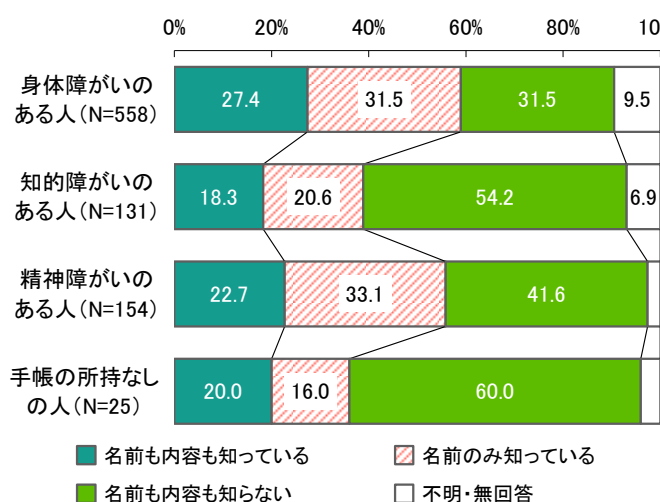
	身体障がいのある人 (N=519)	知的障がいのある人 (N=127)	精神障がいのある人 (N=144)	手帳の所持なしの人 (N=24)
1	特にない (39.9%)	特にない (40.2%)	特にない (34.7%)	特にない (50.0%)
2	建物の階段・段差 (30.6%)	他人との会話 (22.0%)	まわりの視線 (23.6%)	他人との会話 (20.8%)
3	歩道・通路の段差・ 障害物 (19.1%)	まわりの視線 トイレの利用 (13.4%)	他人との会話 (21.5%)	付き添ってくれる人 がいない 歩道・通路の段差・ 障害物 建物の階段・段差 移動手段が少ない トイレの利用 その他 (12.5%)

## (7) 権利擁護※について

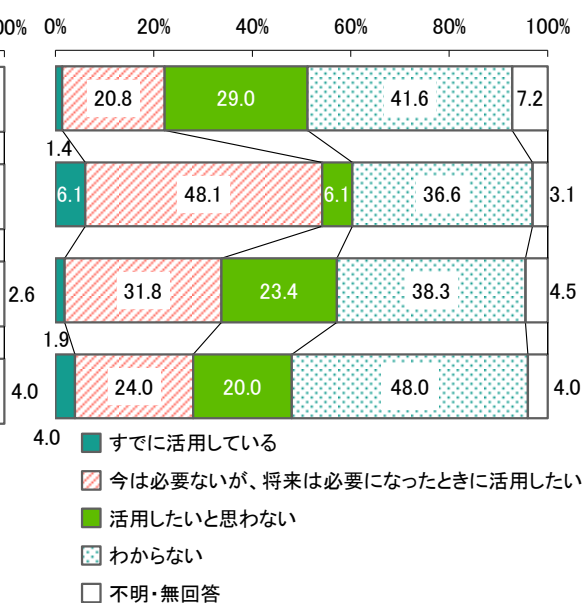
○成年後見制度※の認知について、いずれも「名前も内容も知っている」が2～3割となっており、特に身体障がいのある人では他と比べて高くなっています。

○成年後見制度の活用意向について、身体障がいのある人、精神障がいのある人、手帳の所持なしの人ではいずれも「わからない」、知的障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要になったときに活用したい」が最も高くなっています。

■成年後見制度の認知



■成年後見制度の活用意向



## (8) 災害時について

○災害時に困ると思われることについて、身体障がいのある人では「避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である」、知的障がいのある人では「災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない」、精神障がいのある人では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、手帳の所持なしの人では「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」が最も高くなっています。

### ■災害時に困ると思われること（上位3位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である (30.1%)	災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない (61.1%)	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない (40.3%)	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない (48.0%)
2	安全なところまで、すぐに避難することができない (27.2%)	まわりの人とのコミュニケーションがとれない (50.4%)	避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である (35.7%)	災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない 災害が起こった際の情報をすぐに得られない
3	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない (23.5%)	安全なところまで、すぐに避難することができない (45.0%)	災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない (29.2%)	安全なところまで、すぐに避難することができない (32.0%)

## (9) 介護者について

○介護者が支援について感じていることについて、身体障がいのある人では「緊急時の対応に不安がある」、知的障がいのある人では「代わりに支援を頼める人がいない」「緊急時の対応に不安がある」、精神障がいのある人では「自身の健康に不安がある」が最も高くなっています。

### ■（介護者）支援について感じていること（上位3位）

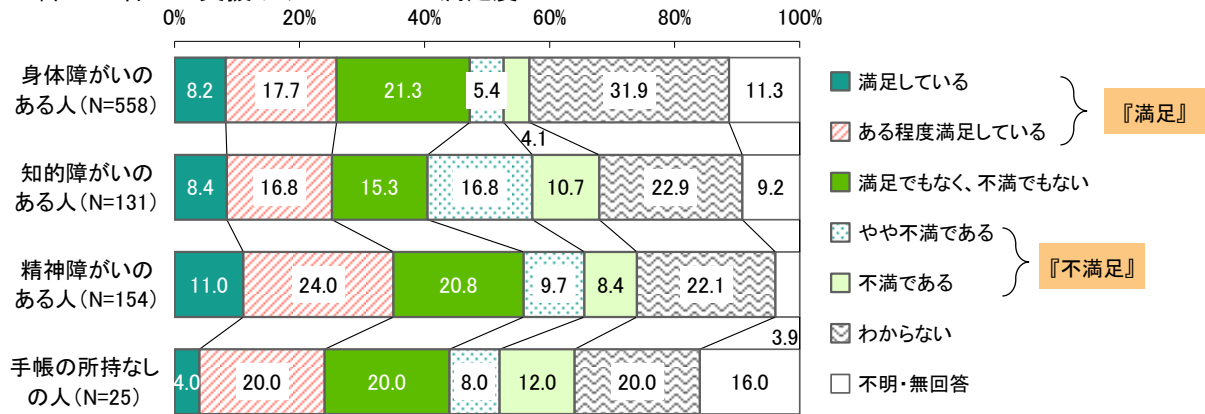
	身体障がいのある人 (N=142)	知的障がいのある人 (N=77)	精神障がいのある人 (N=39)
1	緊急時の対応に不安がある (35.2%)	代わりに支援を頼める人がいない	自身の健康に不安がある (48.7%)
2	自身の健康に不安がある (32.4%)	緊急時の対応に不安がある (35.1%)	精神的な負担が大きい (46.2%)
3	自身が高齢であることに不安がある (26.8%)	自身の健康に不安がある (26.0%)	代わりに支援を頼める人がいない 自身が高齢であることに不安がある (28.2%)

※手帳の所持なしの人の回答者は10人であったため掲載を割愛

## (10) 障がい者福祉施策全般について

○東郷町の障がい者への支援やサービスの満足度について、身体障がいのある人、精神障がいのある人、手帳の所持なしの人では『満足』が『不満足』より高く、知的障がいのある人では『不満足』が『満足』より高くなっています。

■障がい者への支援やサービスへの満足度



○暮らしやすくなるために特にしてほしいことについて、身体障がいのある人、手帳の所持なしの人では「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」、知的障がいのある人では「グループホームを整備してほしい」、精神障がいのある人では「手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高くなっています。

■暮らしやすくするために特にしてほしいこと（上位5位）

	身体障がいのある人 (N=558)	知的障がいのある人 (N=131)	精神障がいのある人 (N=154)	手帳の所持なしの人 (N=25)
1	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい (27.2%)	グループホームを整備してほしい (26.7%)	手当などの経済的な援助を増やしてほしい (31.8%)	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい (28.0%)
2	特にない (22.0%)	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい (25.2%)	障がいのある人が働ける企業等が少ないので、働ける所を増やしてほしい	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい
3	災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい (16.8%)	障がいのある人が働ける企業等が少ないので、働ける所を増やしてほしい (23.7%)	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい (27.3%)	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい (24.0%)
4	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい (14.5%)	入所施設や短期入所施設（ショートステイ）を整備してほしい (22.1%)	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい (22.7%)	障がいのある人が働ける企業等が少ないので、働ける所を増やしてほしい
5	手当などの経済的な援助を増やしてほしい (12.2%)	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい (19.8%)	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい (21.4%)	企業等で働くことができるよう、就労に向けた訓練をする場所や支援機会を増やしてほしい (20.0%)

## 4 団体ヒアリング調査結果のまとめ

本福祉ビジョンの策定に当たり、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などについて把握するため、団体等へのヒアリング調査を実施しました。

### ■調査の概要

区分	障がい者団体	町民活動センター登録団体	特別支援学校・特別支援学級
調査対象者	本町で活動する障がい者団体4団体	町民活動センター登録団体8団体*	本町の障がいのある子どもが通う特別支援学校、特別支援学級12校
調査期間	令和2年2月17日～3月16日		
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査シートを配布・回収</li> <li>必要に応じて面談によるヒアリングを実施</li> </ul>		

\*町民活動センター登録団体8団体については、声の広報の作成や手話の学習など、障がいのある人を支援する活動を行っている団体です。

### (1) 障がいのある子の育ち・学びへの支援について

○障がいのある子の育ち・学びへの支援に関する課題や必要なサービスは、支援員や介助員等の人員確保や、特別支援学校・特別支援学級でのタブレットなどのツールの導入があげられています。また、町営で実施している児童発達支援事業所ハーモニー（以下「ハーモニー」という。）での支援については高く評価されています。

### ■課題や必要なサービス

<b>障がい者団体</b>
ハーモニーがあり、今は充実しているように感じる。
<b>特別支援学校・特別支援学級</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>読み書きに障がいのある児童のために、タブレットの導入や活用を検討してほしい。</li> <li>小学校に在籍している間に中学校の特別支援学級での見学、体験ができるとよい。</li> </ul>
ハーモニーの存在は大変大きく、きめ細やかな療育が行われていると実感している。今後も東郷町の子どもが必要に応じてハーモニーで生活することができるよう、町として支援を続けてほしい。
全ての児童が同じように学べるように、介助員等の人員を確保すること、増員すること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>支援員が足りず、十分な教育的支援ができていない。支援員の増加を希望。</li> <li>タブレット等の教具の拡充</li> <li>特別支援学級の生徒が増えている。不登校傾向の生徒と障がいのある児童生徒を分けて支援できると良い。今は1クラスの中で対応している。</li> </ul>



○児童生徒や保護者からの特別支援学校・特別支援学級への相談・要望・苦情は、卒業後の進路や就職のことが多く見られます。また、障がいのない児童生徒への障がい理解の促進や、保護者が子どもの障がいを受容することが難しい等の意見も見られます。

■児童生徒や保護者からの特別支援学校・特別支援学級への相談・要望・苦情

特別支援学校・特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級と支援学級の違い、どちらに在籍するのが適当か</li> <li>・教員によって障がい理解や配慮に差がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業後の進路についての相談</li> <li>・就労についての相談</li> </ul>
特別支援学級や特別支援学校卒業後の進路や就職について
交流学級でのトラブル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流学級で周囲の生徒がやさしく接してくれない。</li> <li>・通常学級の生徒への嫌がらせへの対応に苦慮する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が子どもの障がいについて受容できておらず、学習面について、学校との意思疎通が図れない。実際の学力以上の学習を求められる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに伴う医療的な支援の不足に係する要望及び苦情</li> <li>・車いすや装具等、障がいに伴う種々の困難を克服、軽減するための道具や支援具の相談</li> </ul>

○障がいのある児童生徒に対して不足しているサービスや支援は、登下校のサポートが多く見られます。その他、公共施設のバリアフリー<sup>\*</sup>化、相談支援員の不足があげられています。

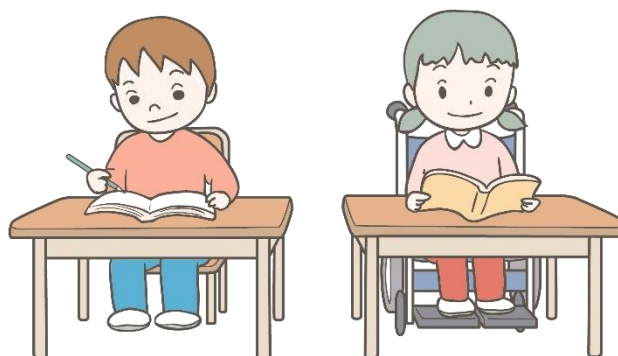
■障がいのある児童生徒に対して不足しているサービスや支援

特別支援学校・特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校の見守り、付き添いなど短時間かつ継続的な支援</li> <li>・兄弟へのサポート</li> </ul>
公共施設におけるバリアフリー化
教員や支援員に対する研修
安全に登下校できる歩道の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の不足</li> <li>・卒業後の進路先、サービスの不足</li> </ul>

○ライフステージの変わり目において、不安に思うことや相談されることは、進学先の選択や卒業後の進路が多く見られます。

■不安に思うことや相談されること

障がい者団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地元の学校にするか、特別支援学校にするか</li> <li>• 高校卒業後の行先</li> <li>• 親亡き後のこと</li> </ul>
特別支援学校・特別支援学級
学区の中学校の特別支援学級に行くのか、特別支援学校に行くのか悩んでいる。
特別支援学級や特別支援学校卒業後の進路や就職について
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 進学先の決め手になるようなものがなく、相談先もない。結局は保護者の判断になる。</li> <li>• 特別支援学級、特別支援学校のメリット・デメリット、また卒業後の具体的な進路を知りたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小学校から中学校に変わる際、通常学級か特別支援学級か悩まれる方は多い。その際進路の有利不利についても悩まれている。</li> <li>• 通学の便が良いという点で地元の学校の特別支援学級に入級する生徒が多いが、そこで特別支援学校並みの支援を望まれることもある。(服の着替えなどの個別支援、多岐にわたる)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充実した教育を受けるための体制(人員)があるか</li> <li>• 登下校の方法</li> <li>• 卒業後の進路</li> </ul>
環境が変化する。友達(学級)が変わる、教師が変わることへの不安



## (2) 障がいのある人の就労環境の整備について

○障がいのある人の就労環境の整備に関する課題や必要なサービスは、就労系サービスを含む就労の場の確保が多くなっています。また、特別支援学校・特別支援学級からは、学校卒業後の進路や就労に関する情報提供をしてほしいという意見が多く見られます。

### ■課題や必要なサービス

<b>障がい者団体</b>
就労系サービス事業所の整備が必要。
ハローワークが遠いので役場で相談できるとよい。
就労継続支援A型※、就労継続支援B型※、生活介護など、東郷町には他の市と比較すると数が少ない気がする。
<b>町民活動センター登録団体</b>
障がい者施策について特に行政に求める支援の1つとして、雇用の促進は特に重要。グループホームに入居しながら働くなど、安定した生活ができるようになると良い。
<b>特別支援学校・特別支援学級</b>
障がいのある生徒が将来自分で生活していけるよう、就労の場を町として提供してほしい。
障がいのある人の就労について情報がほしい。小中学校ともに就労に向けて身に付けておくべき力があれば、早めに取り組みたい。将来の見通しが持てれば親も安心する。
町内の障がいのある児童生徒の進学先、就職先を小学校にも教えてほしい。
将来就労するために、作業の場を提供していただけるとありがたい。



### (3) 日常生活を応援するサービスの充実について

○日常生活を応援するサービスの充実に関する課題や必要なサービスは、困ったときに気軽に相談できる体制づくりや、親亡き後への支援、外出や移動に対するボランティア等による支援を求める意見が見られます。

#### ■課題や必要なサービス

障がい者団体
困ったときに気軽に相談できるところがあると嬉しい。
町民活動センター登録団体
親亡き後への町としての抜本的な取組を開始してほしい。
行動等へのボランティアの充実（外出）
特別支援学校・特別支援学級
登下校サポートがあると嬉しい。児童が分団のみんなと登下校できるよう見守るサービス。
保護者が気軽に相談できる施設やカウンセラーの充実

### (4) 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進について

○安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進に関する課題や必要なサービスは、通院時の送迎や、医療機関との連携を求める意見が見られます。

#### ■課題や必要なサービス

障がい者団体
病院に行きたいとき、辛くて動けないときに送迎してほしい。
町民活動センター登録団体
精神障がいのある人の支援機関に対するサポートの充実
特別支援学校・特別支援学級
医療機関との連携

## (5) 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくりについて

○障がいのある人もない人も共に生きる環境づくりに関する課題や必要なサービスは、障がいの有無にかかわらず参加できるイベント等の充実を求める意見が見られます。

### ■課題や必要なサービス

障がい者団体
「とうごう体操まつり」のように、行政としても、障がいのある方も交流できる行事を増やしてほしい。
一緒にできるイベントがあるといい。
町民活動センター登録団体
交流会を促進し、理解への充実を。
こころのバリアフリーの推進と経験豊富な高齢者の活躍の場を創出する。
特別支援学校・特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員がハーモニーで研修する機会があるとよい。</li> <li>・特別支援学校との交流の機会があるとよい。</li> <li>・発達障がい者の縦のつながりを深めるために、乳児、幼児、小学生、中学生、高校生、一般住民と一緒に参加する会や催しを企画してほしい。障がいのある人への理解の促進になるよう、広報にコーナーを設けてほしい。</li> <li>・保護者対象の会の企画（時々、医師やカウンセラーなどを交えて）</li> <li>・定期的な家庭訪問（福祉課の方、カウンセラーなど）</li> </ul>

○障がいへの理解を深めるために特別支援学校・特別支援学級で取り組んでいること、予定されていることは、通常学級との交流が多く見られます。

### ■具体的な取組内容や工夫されている点

特別支援学校・特別支援学級
学校行事、学年行事では可能な限り、交流学級で参加している。
特別支援学級の児童と通常学級の児童が、よりよく関わり合えるよう交流学級の推進と交流方法の工夫。
地域の方にこんな児童が住んでいるということを知ってもらうことも含め、お金の学習で近くのドラッグストアでお買い物をさせてもらっている。事前に連絡して訪問、お店ではあたたかく対応してもらっている。
総合的な学習の時間、給食、音楽、美術、保健体育、家庭科の授業は通常学級の生徒と一緒に活動した。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生が中心となって小学校と交流会を実施した。</li> <li>・リニア鉄道館、愛知県美術館に出かけ、スタッフの話を聞き、会話を促した。</li> </ul>

○特別支援学校・特別支援学級における差別解消のための取組は、児童生徒の障がい特性に応じられるよう、また、保護者の要望にできるだけ応えられるよう努められており、適切な人員配置や、使用する教材の工夫、障がい理解の促進の取組等が進められています。

■不当な差別的取り扱いの禁止について

特別支援学校・特別支援学級
保護者の希望や児童の実態に合わせ、朝の登校から可能な限り交流できるよう、支援者がつくなどして生活や活動の場を狭めない。
児童の実態に応じて、また保護者の要望にできる限りより添えるよう、教育活動の方法や人的配置を工夫している。

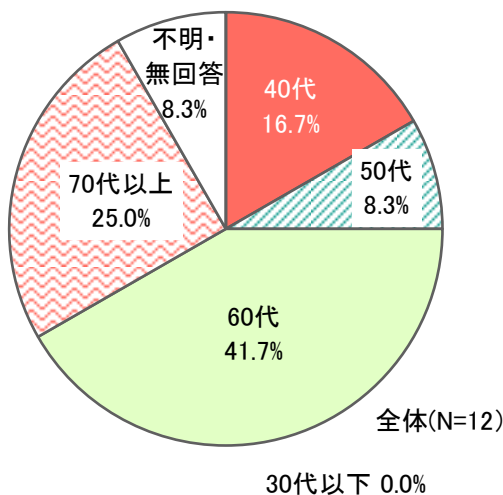
■合理的配慮\*の提供について

特別支援学校・特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な合理的配慮を個別の支援計画に記載し、情報共有する。</li> <li>実施している合理的配慮の例としては、テスト問題の読み上げ、漢字によみがなをつける、相談室などクールダウンの場を準備する、給食で持参した補助具付きの箸を使う、課題の量や内容を本人と相談しながら決める。</li> </ul>
交流学級の児童に、児童の障がいについてできる範囲で話し、協力をあおぐようにする。
児童の実態に応じて、また保護者の要望にできる限り寄り添えるよう、教育活動の方法や人的配置を工夫している。

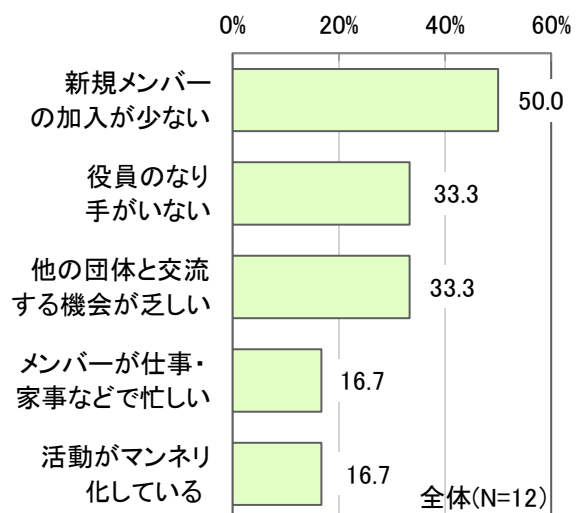
○障がい者団体や町民活動センター登録団体構成員の平均年齢は、60代が最も多く、次いで70代以上と高齢化しています。

○障がい者団体や町民活動センター登録団体の活動の課題や問題点は、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、次いで「役員のなり手がいない」「他の団体と交流する機会が乏しい」となっています。人材の確保が大きな課題となっています。

■団体構成員の平均年齢



■団体の活動の課題や問題点



## (6) 地域で安心して暮らせるまちづくりについて

○地域で安心して暮らせるまちづくりに関する課題や必要なサービスは、災害時の避難所の整備、避難先での生活の不安解消を求める意見が多く見られます。また、地域で安心して外出できるような道路環境等の整備を求める意見も見られます。

### ■課題や必要なサービス

<b>障がい者団体</b>
福祉避難所*の仕組みづくり、具体的な運営体制を整備してほしい。
タクシーチケットがもらえる人の範囲を広げてほしい。(精神障害者保健福祉手帳3級は対象でないため)
<b>町民活動センター登録団体</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・歩道等を整備し安全に外出できるように(同行ボランティアの充実も)</li><li>・災害時の避難や避難先での不安解消</li></ul>
各地域に民生委員児童委員、地域サポーターの人がいるが、障がいを持った人が近隣の方とともに暮らしていける関係づくりを行政には担ってほしい。
<b>特別支援学校・特別支援学級</b>
体育館(避難所)トイレの改修と多目的トイレの設置
サイレンの音がとても苦手な児童が多いため、専門の方からの情報を得ていただき、少しでも障がいの児童が苦手とする音を除いた音づくりに取り組んでもらえたらうれしい。(Jアラートや防災訓練など。特別支援学校では音に工夫した事例があるかも)



## (7) 障がい者福祉施策全般について

○東郷町全体の障がい者施策の課題は、障がいのある人の高齢化に対応するグループホームの整備、行事・イベントへの手話通訳の配置、親亡き後の支援、高齢福祉サービスと障害福祉サービスとの相互理解・情報共有、障がい特性についての理解促進、障がい者の社会参加があげられ、団体や障がいの違いにより、重要視する課題は様々となっています。

### ■課題と思われること

町民活動センター登録団体
高齢化する障がい者向けのグループホームの整備。精神障がい者では、グループホームに入居しながら働くなど、地域で安定した生活が送れるようにしてもらいたい。そのために近隣市の団体と連携することが大切。
障がい者の方のみで参加できるような行事を開催し、外へ出ていける環境をつくる。
町内のろう者の数が少ないと思う。(手話でコミュニケーションをとる方) できたら、講演などのイベントに、手話通訳をつけていただきたい。
障がい者(引きこもり含む)の高齢化の進行は、同時に介護者の高齢化も伴うということで、障がい者への介助支援が徐々に困難になる。このことは、以前から保護者から言われてきたことですが、「親亡き後をどうしよう」と同じ意味合いになります。高齢福祉サービスと障害福祉サービスとの相互理解・情報共有等をどのように進展させ、利用者に適したよりよいサービスをいかに提供するか。

○行政に求める支援は、団体に対する人材確保等の支援、安全に外出できる環境の整備、ライフステージに合わせた切れ目のない支援、災害時の避難所でのツールの充実、スポーツ施設の充実など、求める支援が様々となっています。

### ■特に行政に求める支援

町民活動センター登録団体
安全に外出ができるようにしてほしい。(例えば、歩道等の整備、ボランティアの増員策)
障がい者のライフステージに沿った切れ目のない支援を提供するために、その支援に関わるスタッフのスキルアップにつながる人材育成と、関係者(例えば、福祉・保育・教育・医療・保健・就労支援・商工会・地域(民生委員児童委員・組長など))のフレキシブルな連携の仕組みづくりの支援。
避難所に絵カード、支援ボードがあると良い。(高齢者にもわかりやすい)「耳が聞こえません。」「手話ができます。」というバンダナをつくって避難所に置くなど。
パラリンピック競技などスポーツ施設の充実を希望する。



## 5 東郷町障がい福祉ビジョンの達成状況のまとめ

前回福祉ビジョンの各施策について、担当課による進捗状況の評価を行いました。評価区分は、以下の通りとなっています。

A：順調に進んでいる                      B：概ね順調だが、改善の余地あり  
C：事業の大幅な改善が必要              D：実施していない

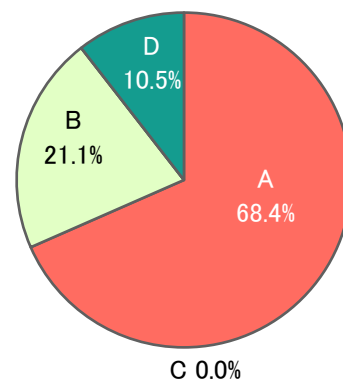
### 基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

施策	評価				合計
	A	B	C	D	
(1) 相談体制と早期療育の充実	6	3	0	2	11
(2) 共に育つ保育の充実	2	0	0	0	2
(3) 共に学ぶ教育環境の充実	5	1	0	0	6
基本目標1 全体	13	4	0	2	19
	68.4%	21.1%	0.0%	10.5%	100.0%

基本目標1全体でA評価が68.4%と最も多く、次いでB評価が21.1%となっています。

健診や相談の機会を通じ、関係機関と連携しながら障がいの早期発見と成長段階に応じた療育支援を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった健診や育児支援教室があるため、一部D評価となっています。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見て教室の再開や、育児不安を抱える保護者をサポートするための保護者や支援者への接し方を学ぶ機会づくり、登下校時のサポートについて充実が求められます。また、目標としていた児童発達支援センターの開所は達成することができなかったため、開所目標を令和5年度に再設定し、引き続き準備を進めていきます。

■基本目標1の評価（19項目）

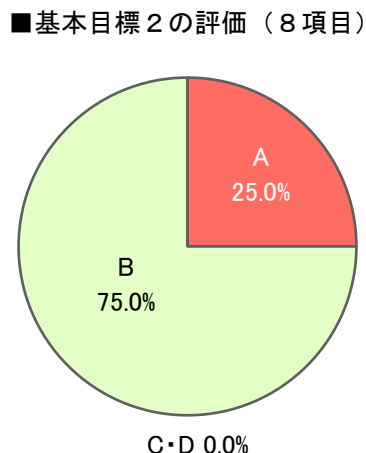


### 基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備

施策	評価				合計
	A	B	C	D	
(1) 障がいのある人の就労支援	1	4	0	0	5
(2) 雇用の促進	1	2	0	0	3
基本目標2 全体	2	6	0	0	8
	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%

基本目標2全体でB評価が75.0%と最も多く、次いでA評価が25.0%となっています。

現在就労していない障がいのある人であっても、就労の意欲は高く、保護者からも就労に関する情報提供が求められています。令和元年度に自立支援協議会\*就労部会が立ち上がったことから、関連機関と連携し就労支援に取り組むことが求められます。一方で、町内には、就労移行支援\*や就労継続支援の事業所が不足しているため、事業所の誘致を進めていく必要があります。



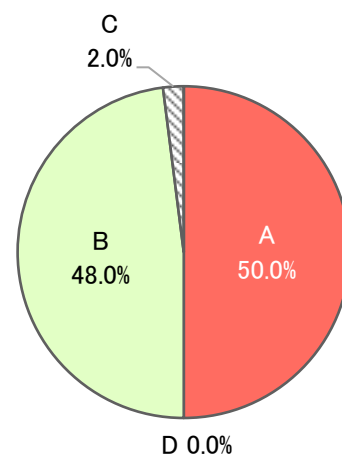
### 基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実

施策	評価				合計
	A	B	C	D	
(1) 保健・医療・福祉・教育の連携	0	1	0	0	1
(2) 相談体制の充実	1	6	0	0	7
(3) ホームヘルパー等を派遣するサービス	3	4	0	0	7
(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス	5	4	0	0	9
(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス	0	2	0	0	2
(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保	2	4	0	0	6
(7) 生活を支えるサービスの充実	6	2	1	0	9
(8) 生活を支える経済的支援の充実	8	1	0	0	9
基本目標3 全体	25	24	1	0	50
	50.0%	48.0%	2.0%	0.0%	100.0%

基本目標3全体でA評価が50.0%と最も多く、次いでB評価が48.0%となっています。

医療的ケア児\*等コーディネーターの育成や、関係機関の連携により、地域で安心できる暮らしを支援しています。一方で、訪問介護や施設入所支援、グループホーム等の不足や、サービスの質の充実に向けた取組が課題となっています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で利用の減少や経費負担が増加しているサービスも見られるため、事業継続に向けた支援が求められます。

C評価の生活を支えるサービス（寝具洗濯乾燥サービス）については、事業内容が対象者のニーズに合致しているか等を分析し、事業の継続について検討していく必要があります。

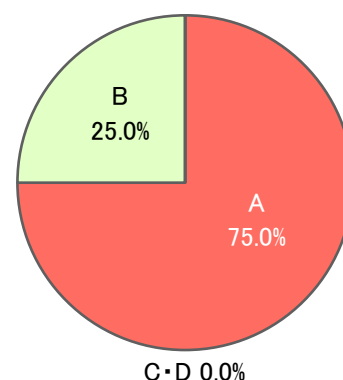


## 基本目標4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

施策	評価				合計
	A	B	C	D	
(1) 身体とこころの健康を維持するための支援	3	2	0	0	5
(2) 医療環境の充実	6	1	0	0	7
基本目標4 全体	9	3	0	0	12
	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%

基本目標4全体で A 評価が 75.0%と最も多く、次いで B 評価が 25.0%となっています。

特定健診等の健診受診者に対する個別の結果説明の実施や、がん検診時のこころの健康に対する周知など、心身の健康づくりや障がい等の早期発見に向けた取組が行われています。また、特定健診の受診率は増加する一方、20～39歳の若い世代の健診受診率は低下しているため、啓発による意識付けが求められます。



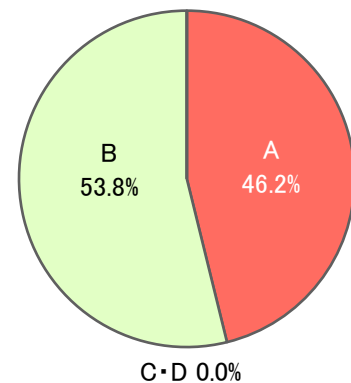
## 基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

施策	評価				合計
	A	B	C	D	
(1) 障がいのある人への理解の促進	0	3	0	0	3
(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進	0	2	0	0	2
(3) 福祉教育・健康教育の充実	1	2	0	0	3
(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進	5	0	0	0	5
基本目標5 全体	6	7	0	0	13
	46.2%	53.8%	0.0%	0.0%	100.0%

基本目標5全体でB評価が53.8%と最も多く、次いでA評価が46.2%となっています。

中学生を対象としたボランティアの実施や体験的な福祉教育の実施等、障がいの理解促進に向けた機会が提供されています。また、障がいのある人と地域住民の交流をより促進するため、身近な公民館等でのボランティア活動の実施や、大型商業施設と連携したスポーツ・レクリエーション等の企画を検討しています。

■基本目標5の評価（13項目）



## 基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

施策	評価				合計
	A	B	C	D	
(1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実	8	1	0	0	9
(2) 防災・災害対策の充実	2	4	0	0	6
(3) 権利擁護の充実	5	2	0	0	7
基本目標6 全体	15	7	0	0	22
	68.2%	31.8%	0.0%	0.0%	100.0%

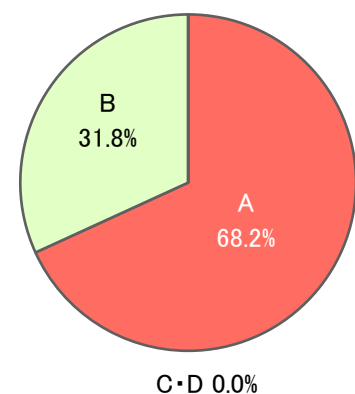
基本目標6全体でA評価が68.2%と最も多く、次いでB評価が31.8%となっています。

外出しやすい環境に対する要望は多く、障がい特性に応じたニーズの把握と、可能な支援について検討することが求められます。

防災・災害対策については、避難行動要支援者\*の対象者の更新や、福祉避難所運営マニュアルの作成等が進められています。災害時の避難に関する不安の声は多く、継続して支援体制の整備を行う必要があります。

権利擁護については、虐待対応マニュアルを作成し周知を図っていますが、虐待の根絶のためには継続した取組が求められます。

■基本目標6の評価（22項目）



## 6 現状・課題のまとめ

アンケート調査、団体ヒアリング調査、前回福祉ビジョンの評価を踏まえて、本町の現状・課題を以下のようにとりまとめました。

### (1) 卒業後を見据えた切れ目ない障がい児支援とインクルーシブ教育※の推進

本町の障がい児支援は、母子保健担当者と子育て応援担当者の連携によるコーディネートや、発達支援スタッフによる保育園・学校の訪問などが行われており、団体ヒアリング調査でも「ハーモニー」などが高く評価されていました。アンケート調査によると、障がいのある子どもに必要な施策として、「障がいの特性に合ったきめ細やかな支援」「障がいの早期発見・早期療育システムの確立」への要望が高くなっており、今後も、現在の支援体制を継続・拡充していくことが求められます。一方で、団体ヒアリング調査では、特別支援学校・特別支援学級への要望で、卒業後の進路や就職に関する意見が多く見られ、学校卒業後を見据えた情報提供や相談支援について充実させていく必要があります。

学校教育に関しては、アンケート調査によると、「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と一緒に必要なサポートを受けながら教育を受けられる環境」を求める意見が多く、また団体ヒアリング調査では、学校での支援員や介助員等の人員確保、あらゆる児童生徒への障がい理解促進、登下校のサポート等が求められているため、インクルーシブ教育の実現に向けた取組が必要となっています。

### (2) 町内での就労環境の充実

アンケート調査によると、18～64歳の障がいのある人で就労している人は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、18～39歳の精神障がいのある人で5割前後、40～64歳の精神障がいのある人では約3割にとどまっており、就労形態についても、正社員・正職員、アルバイト・パート、福祉的就労など様々です。

18歳以下が希望する学校卒業後の進路の施策については、一般企業での就労希望が高くなっています。障がい者雇用率の引き上げにより、障がい者雇用の促進がますます求められますが、商工会へのアンケート調査によると、障がいのある人を雇用している事業所は、3割弱にとどまっています。また団体ヒアリング調査では、就労系サービスを含む就労の場の不足が課題としてあげられました。

本町では、令和元年度に自立支援協議会就労部会を立ち上げ、協議を行っています。今後は、関係機関と連携し、町内企業に対して障がい者雇用についての意識・理解を高めていくとともに、就労支援に関するサービスを充実させていくことが求められます。

### （３）安心して地域で暮らせる支援の充実

アンケート調査によると、今後の暮らしの希望について「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、地域で暮らし続けられるための環境づくり、支援体制の整備が求められています。

また、知的障がいのある人では、特に求める支援としてグループホームの整備があげられ、仲間とともに自立して暮らし続けられる基盤も必要となっています。一方で、事業所へのアンケート調査では、「従事者の確保が難しい」が課題としてあげられています。また、サービスへの新規参入促進のために必要な行政の取組として、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」「障がいに対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」が求められています。

障がいのある人が望む暮らしをかなえるため、事業所と連携し、事業所の人材確保やサービスの充実を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、支援を継続する方策について検討・実施していくことが求められます。

### （４）適切な支援につながる相談支援体制づくりとその周知

アンケート調査によると、悩みごとの相談相手について、「家族・親戚」が高くなっていますが、知的障がいのある人では「障がい者相談支援センター（ローゼルなど）」が高く、悩みごとを受け止める窓口として浸透してきています。一方で、サービスなどを利用する上で困っていることについて「サービスの提供や内容に関する情報が少ない」が高く、精神障がいのある人では「相談先がわからない」という意見も多く見られます。また、団体ヒアリング調査では、困ったときに気軽に相談できる体制づくりを求める意見が見られました。誰もが利用しやすい相談支援体制の充実と、その周知を図ることが求められます。

### （５）地域共生社会の実現に向けた障がい理解の促進

アンケート調査によると、知的障がいのある人、精神障がいのある人では、障がいによりいやな思いをしたことがある人が多くなっており、依然として障がいによる差別が見られます。「地域共生社会」の実現が福祉分野全体で目指される中、住民一人ひとりが障がいについて適切に理解することが大切です。また、アンケート調査や団体ヒアリング調査によると、障がいへの理解や共に生きる環境づくりのために必要なことでは、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」や「学校における福祉教育の充実」、「障がいの有無にかかわらず参加できるイベント」等が求められています。本町では中学生によるボランティア活動が実施されていますが、身近な場や、町内の様々な機関と連携し、あらゆる場面や方法で理解促進に取り組んでいく必要があります。

## （６）スポーツや文化芸術活動等の多様な社会参加の促進

アンケート調査によると、障がいのある人のスポーツや芸術文化活動への参加意向について、「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」「旅行・キャンプ・釣り等への参加」が上位となっています。平成 30 年に施行された障害者文化芸術推進法や、令和 3 年開催予定のパラリンピックにより、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツを通じて社会参加することについて関心が高くなっています。多様な社会参加を可能とする機会づくりや支援者の育成が求められます。

## （７）障がいの特性に合わせた災害時支援の実施

前回福祉ビジョンの評価によると、障がいのある人への災害対策について、避難行動要支援者の対象者の更新や福祉避難所運営マニュアルの作成など、支援体制の強化が図られています。アンケート調査によると、災害時に困ると思われることについて、身体障がいのある人では「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」、知的障がいのある人では「災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない」、精神障がいのある人では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、手帳の所持なしの人では「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」が最も高くなっています。それぞれの障がいで求められる支援が異なるため、障がい特性に応じた対応策を強化していくことが求められます。

## （８）関係機関との連携を強化した権利擁護の推進

アンケート調査によると、成年後見制度の認知について「名前も内容も知っている」が 2 ～ 3 割にとどまっています。成年後見制度の活用意向については、「わからない」が多くなっていますが、知的障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要になったときに活用したい」が 5 割弱と高くなっています。平成 31 年 3 月に本町を含めた近隣地域及び尾張東部権利擁護支援センターにより「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」が策定され、令和 2 年 3 月には本町で「東郷町成年後見制度利用促進計画」を策定し、権利擁護施策の充実が図られています。また、虐待防止については、虐待対応マニュアルを作成し周知を図っていますが、虐待の根絶のためには継続して啓発し続けることが求められます。今後も尾張東部権利擁護支援センター等の関係機関と連携し、成年後見制度利用促進や、虐待防止について取組を推進していく必要があります。

## 第3章 第5次東郷町障がい者計画



### 第1節 計画の基本的な考え方



#### 1 基本理念

本町の最上位計画である「第6次東郷町総合計画」では、「人・まち・みどり ずっと暮らしたいまち とうごう」を将来都市像とし、令和2年3月に策定した「第1次東郷町地域福祉ランドデザイン」では、「いつでも どこでも だれとでも 心あたたまる町 ほかほか TOGO!」を基本理念（スローガン）としています。

さらに、「SDGs<sup>\*</sup>」（持続可能な開発目標）を踏まえながら、国や県及び他自治体、民間企業、団体、住民など、様々な関係者が連携し、障がい者福祉施策を推進していくこととし、以下を本福祉ビジョンの基本理念として設定します。

#### 基本理念

よりそい つながり 支え合うまち  
いきいき とうごう

障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が「よりそい」「つながり」「支え合う」。  
そんなあたたかいまちにみんなでしていきたい。そして、この東郷町でみんながいきいき暮らしていけるようにしたい、という願いが込められています。



## 2 基本目標

本福祉ビジョンでは、次の6点を基本目標とし、計画を推進します。

### 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

障がいのある子どもが、その個性や能力を尊重されながら療育や保育、教育を受けられるよう、保健・福祉・保育・教育などの多様な関係機関が連携し、切れ目のない支援を行います。

### 2 障がいのある人の就労環境の整備

障がいのある人の就労を促進するため、就労系サービスの充実や、企業での就労の場の拡充を図ります。

### 3 日常生活を応援するサービスの充実

障害福祉サービスを始めとした多様なサービスを提供することで、障がいのある人やその家族の地域での生活を支援します。

### 4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

障がいや疾病の早期発見・早期対応につながる心身の健康づくりに関する施策や、障がいのある人が安心してかけられる医療体制の充実を図ります。

### 5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

障がいに対する差別や偏見のない、地域共生社会の実現を目指すため、教育や交流を通じて、様々な手段で障がいへの理解を促進します。

### 6 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の社会参加を促進するまちの環境整備や、障がい特性を踏まえた防災・防犯体制の整備、判断能力が不十分な人への権利擁護の施策により、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 3 重点項目

本福祉ビジョンでは、次の4点を重点項目とし、計画を推進します。

#### 重点項目1 障がいのある子どもの支援の充実

アンケート調査では、障がいのある子どもに必要な施策として「障がいの特性に合ったきめ細やかな支援」「障がいの早期発見、早期療育」が多くあがっています。乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援、子どもとその家族への支援、子どもや家族が住みやすい基盤づくりを行う地域の中核的な相談機関として、児童発達支援センターを整備します。

家族への支援では、発達や関わり方についての相談や研修を開催し、子どもの育ちや学びをサポートする支援者を育成します。障害福祉サービスと保育園、学校等との連携体制をつくり、多くの機関が連携して子どもの育ちを支援します。

また、日常的に医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活し学ぶことができるよう、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、医療、福祉、保育、学校等関係機関が連携して支援します。

#### 重点項目2 就労支援の充実

アンケート調査では、就労していない18歳から64歳の人の48.8%が働きたいと回答しており、就労意向はあっても就労に結びついていない人が多いことがわかります。また、就労に必要な支援については、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が最も高く、それぞれの障がいに適した雇用のあり方について、職場のあらゆる人が理解することが求められています。

団体ヒアリング調査では、就労環境の整備として「就労の場の確保」や「早い段階からの進路に関する情報提供」を求める意見が多くあがっています。

このように、就労に対する支援への要望は多く、また、就労によって障がいのある人の社会参加や経済的な自立が期待され、生きがいや自信につながることから、支援の必要性は高いと言えます。

今後は、自立支援協議会就労部会において、進路に関する情報提供やスムーズに進路先につなげる支援、安心して働き続けるための就労定着への支援、「大型商業施設」や農業、企業との連携などに順次取り組んでいき、就労支援体制を構築していきます。

### 重点項目3 相談支援体制の充実

---

アンケート調査では、障害福祉サービスを利用する上で困っていることについて、「サービスの提供や内容に関する情報が少ない」「相談先がわからない」との意見が多く、サービスや相談の場の周知が必要となっています。そのため、ホームページのリニューアル、地域支援マップや動画配信等を活用し、サービスや相談機関の情報をわかりやすく伝えます。

また、町内に2か所ある障がい者相談支援事業所のうち1か所に相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センター<sup>\*</sup>の機能を加え、地域における相談支援体制を充実させていきます。

今後は、障がい者基幹相談支援センターが中心となり、福祉サービスを利用していない人に対して家庭訪問を実施し、社会参加、就労、家族ケア等の必要な支援をしていきます。また、家庭訪問の結果や事例検討会を通じて課題を分析し、地域に必要な支援体制を構築していきます。

さらに、福祉サービス事業所の職員に対し、事例検討や研修会を実施し、人材育成を図ることで、福祉サービスの質の向上及び障がいのある人の権利擁護を推進します。

### 重点項目4 共に生きる環境づくり（自らの意思による社会参加の推進）

---

アンケート調査、団体ヒアリング調査ともに、「障がいへの理解促進」「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上」「グループホームの整備や親亡き後の支援」といった要望が多くあげられました。

国の障害者基本計画（第4次）でも地域共生社会の実現や、自らの意思決定による社会参加等が重視されています。

今後は、障がいのある人のレクリエーション交流会やスポーツ、絵画教室や作品展を開催するなど、障がいのある人の社会参加の機会を増やし、障がいのある人とない人との交流の場として障がいへの理解・啓発を図っていきます。

外出の支援としては、障がいの特性に応じた外出についてのニーズを把握し、公的サービス、地域力を含め様々な支援方法について検討していきます。

また、障がい者団体等と協力し、障がいのある人も含めた防災について考え、東郷町総合防災訓練への参加や福祉避難所の整備に向けた検討を進め、安心して過ごせる環境づくりを推進していきます。

10年、20年先の親亡き後の将来を見据え、住居支援のための機能としてグループホームや緊急時の居室確保等の整備を進めていきます。

## 4 施策体系

注：新規とある事業は、今回新たに計画に位置付けた事業です。

基本目標	施策	No.	具体的な事業
基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援	(1) 相談体制と早期療育の充実 <b>重点項目1</b>	1	子育てに関する相談の実施
		2	すくすく発達相談（5歳児スクリーニング）
		3	子どもの発達を支援する教室
		4	発達相談
		5	発達支援体制の整備
		6	児童発達支援センターの設置（児童発達支援事業所ハーモニーの拡充）
	(2) 共に育つ保育の充実	1	障がい児保育
		2	障がい児等療育支援事業
	(3) 共に学ぶ教育環境の充実	1	就学指導
		2	特別支援教育
		3	発達障がいへの理解
		4	学校のバリアフリー化
		5	特別支援教育就学奨励費の支給
	(4) 障がい児福祉サービスの提供 <b>重点項目1</b>	1	障がい児相談支援事業 <b>新規</b>
		2	児童発達支援 <b>新規</b>
		3	保育所等訪問支援 <b>新規</b>
		4	医療型児童発達支援 <b>新規</b>
		5	居宅訪問型児童発達支援 <b>新規</b>
		6	放課後等デイサービス

基本目標	施策	No.	具体的な事業
就労環境の整備 基本目標2 障がいのある人の	(1) 障がいのある人の就労支援 重点項目2	1	就労移行支援
		2	就労継続支援
		3	地域活動支援センター
		4	就労定着支援
		5	更生訓練費給付事業
	(2) 雇用の促進 重点項目2	1	町職員の障がい者雇用
		2	障がい者雇用の促進と就業支援
		3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進
		4	多様な働き方の促進 新規
	基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実	(1) サービスの提供体制の強化 重点項目3	1
2			地域生活支援拠点等※の充実 新規
3			福祉サービスの量と質の確保 新規
4			サービス提供における新型コロナウイルス感染症等の予防・対策の推進 新規
5			共生型サービスの拡充 新規
(2) 相談体制の充実 重点項目3		1	障害者手帳の交付
		2	総合的な相談体制の整備 新規
		3	相談支援事業の実施
		4	難病相談
		5	精神保健福祉相談
		6	家族懇談会
		7	計画相談※支援・障がい児相談支援
		8	地域相談支援
(3) ホームヘルパー等を派遣するサービス		1	居宅介護
		2	重度訪問介護
		3	重度障害者等包括支援
		4	同行援護
		5	行動援護
		6	移動支援
		7	訪問入浴サービス

基本目標	施策	No.	具体的な事業
基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実	(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス	1	生活介護
		2	療養介護
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		4	地域活動支援センター【再掲】
		5	日中一時支援（タイムケア）
		6	児童発達支援【再掲】
		7	放課後等デイサービス【再掲】
		8	保育所等訪問支援【再掲】
		9	更生訓練費給付事業【再掲】
	(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス	1	短期入所（ショートステイ）
		2	日中一時支援（日中ショート）
	(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保	1	施設入所支援
		2	共同生活援助（グループホーム）※
		3	障がい児入所支援
		4	住宅改修費の助成
		5	自立生活援助
	(7) 生活を支えるサービスの充実	1	理髪サービス
		2	家族介護支援事業（紙おむつの給付）
		3	緊急通報システム
		4	難病患者と家族の集い
		5	NHK受信料の免除の周知等
		6	補装具の交付
		7	日常生活用具の給付
		8	車いすの貸与
	(8) 生活を支える経済的支援の充実	1	国民年金加入・受給促進
		2	障がい者扶助料
		3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給
		4	特別障害者手当等
		5	愛知県在宅重度障害者手当
		6	心身障害者扶養共済
		7	特別障害給付金の受給促進
		8	特別児童扶養手当
		9	共同生活援助（グループホーム）への支援

基本目標	施策	No.	具体的な事業	
基本目標4 ための保健・医療の推進 安心して健やかに暮らす	(1) 身体とこころの健康を維持するための支援	1	健康診査	
		2	訪問指導（成人・精神）	
		3	健康相談	
		4	健康教育	
	(2) 医療環境の充実	1	訪問看護	
		2	障がい者医療費の支給	
		3	精神障がい者医療費の支給	
		4	自立支援医療（更生医療）	
		5	自立支援医療（精神科通院医療）	
		6	自立支援医療（育成医療）	
		7	後期高齢者福祉医療	
	基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり	(1) 障がいのある人への理解の促進 <b>重点項目4</b>	1	職員研修
			2	障がいのある人への理解
			3	「障害者差別解消法」についての周知・啓発
(2) 多様な社会参加・交流の促進による地域共生社会の実現 <b>重点項目4</b>		1	障がい者団体の支援	
		2	多様な交流の促進 <b>新規</b>	
		3	文化・芸術活動の参加促進 <b>新規</b>	
		4	スポーツ・レクリエーションへの参加促進	
		5	障がいのある人の支援に関する社会福祉法人との連携 <b>新規</b>	
(3) 福祉教育・健康教育の充実		1	各学校における福祉教育の推進	
		2	東郷町社会福祉協力校事業	
		3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	
(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進		1	音訳広報等	
		2	点字図書貸出	
		3	コミュニケーション支援	
		4	意思決定支援の推進 <b>新規</b>	
		5	ICT※（情報通信技術）を活用した支援 <b>新規</b>	
		6	選挙における障がいのある人への支援	
		7	ボランティアの養成	

基本目標	施策	No.	具体的な事業
基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実	1	人にやさしいまちづくり計画の推進
		2	障がい者タクシー料金助成
		3	外出支援サービス
		4	障がい者用自動車改造費の補助
		5	自動車運転免許取得費の補助
		6	駐車可の標章の交付の周知
		7	各交通料金の割引の周知
		8	軽自動車税の減免
		9	公共交通体系の充実 <b>新規</b>
	(2) 防災・防犯対策の充実 <b>重点項目 4</b>	1	避難行動要支援者の把握
		2	災害時の支援体制・協力体制の確立
		3	災害ボランティア
		4	福祉避難所の設置
		5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援
		6	ファックス・携帯電話による 119 番受付
		7	防犯対策の推進 <b>新規</b>
	(3) 権利擁護の充実	1	権利擁護の実施と普及
		2	尾張東部権利擁護支援センターとの連携
		3	法律の周知・啓発
		4	障がい者虐待における支援体制
		5	連携協力体制整備事業
		6	虐待防止対策支援事業
		7	障がい者虐待に係る居室確保事業





## 第2節 施策の方向と実施目標



### 基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

#### (1) 相談体制と早期療育の充実

重点項目 1

#### 現 状 と 課 題

発達に課題が見られる子どもとその保護者は、地域で安心して暮らしていく上で様々な困りごとを抱えがちです。様々な機会を通じて障がいを早期に発見し、適切な療育に結びつけることが求められます。

アンケート調査によると、障がいのある子どもに必要な施策について、身体障がいのある人、知的障がいのある人、手帳の所持なしの人では「障がいの特性に合ったきめ細やかな支援」、精神障がいのある人では「障がいの早期発見・早期療育システムの確立」が最も高くなっています。

本町では、母子保健担当者と子育て応援担当者等の関係機関が連携しながら、健診や相談の機会を通じて障がいの早期発見と成長段階に応じた療育支援を進めており、団体ヒアリング調査でも「ハーモニー」などの障がい児支援について高く評価されていました。

今後も、現在の支援体制を継続・拡充していくとともに、育児不安を抱える保護者への支援体制の強化や、子どもの成長過程に寄り添った一貫した相談支援により、療育支援体制の充実が求められます。

#### 施 策 の 方 向

- 障がいの早期発見・早期療育のため、各種相談事業や教室等の充実を図り、成長段階に応じた支援を行います。
- 療育支援や相談支援のさらなる充実、地域の連携体制の強化のため、児童発達支援センターを開設します。
- 障がいのある子どもの保護者の不安を解消するため、保護者やサポートに関わる機関への支援を充実させます。
- 「発達障がい早期総合支援連絡協議会」「療育連絡会」や「自立支援協議会子ども部会」などにおいて、情報交換や課題の検討等を行い、様々な関係機関の連携体制の強化を図ります。

具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	子育てに関する相談の実施	○乳幼児健診時の相談や育児相談、家庭児童相談、妊産婦・乳幼児の訪問指導により発達の遅れや特性の早期発見、その後の支援へとつなげます。	健康推進課 子育て応援課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		こども相談(障がいのある人分)の相談件数	72件	継続
2	すくすく発達相談(5歳児スクリーニング)	○町内の保育園・幼稚園に通う年中児の保護者へアンケートを実施し、園と連携しながら、支援が必要な子どもの行動観察を行い、支援内容を検討します。	健康推進課 子育て応援課 こども保育課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		すくすく発達相談の実施	実施	継続
3	子どもの発達を支援する教室	○1歳6か月以降において、発達の心配のある親子への支援としてなかよし教室を実施し、心身の順調な発育を促します。 ○発達の遅れが心配される親子に対して、基本的な身辺自立やコミュニケーションの確立を図るための支援としてらっこ教室を実施します。	健康推進課 こども保育課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		なかよし教室、らっこ教室の参加実人数	71人	継続
4	発達相談	○ことばの習得がゆっくりである、落ち着きがない等の心配や発達に対して不安がある家族に対し、臨床心理士等による発達相談(ことばの相談・4歳児発達相談・5歳児発達相談)を実施します。 ○児童発達支援センターにて発達相談を受けることができるように体制を整備します。	健康推進課 子育て応援課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		相談延べ人数	58人	継続

No.	事業	方針	担当課	
5	発達支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」「療育連絡会」「自立支援協議会こども部会」により、関係機関との連携を強化し、適切な支援へとつなげます。</li> <li>○各学校へ巡回相談を実施し、発達障がいの傾向がある児童生徒への支援について、教育関係者と専門職が検討します。</li> <li>○「支援ノート（サポートブック）」を活用して情報共有を行うことで、障がいのある子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援を行います。</li> <li>○家族支援プログラム（ペアレントトレーニング*等）を実施します。</li> <li>○当事者団体等が主体となった、発達障がいのある人へのピアサポート*の活動を支援します。</li> <li>○障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化、障がい児通所支援等を実施する事業所との連携による重層的な支援体制の構築を図ります。</li> </ul>	健康推進課 子育て応援課	
		<b>指標</b>	<b>現状（R 1年度）</b>	<b>目標（R 8年度）</b>
		関係機関との連携・調整会議の開催回数	14回	継続
6	児童発達支援センターの設置（児童発達支援事業所ハーモニーの拡充）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援、子どもとその家族への支援、安心して子育てできる環境づくりを行う地域の中核的な相談機関として、児童発達支援センターを設置します。</li> <li>○児童発達支援事業所ハーモニーに発達相談支援及び地域支援機能を追加し、児童発達支援センターとして相談支援のワンストップ化を図ります。</li> <li>○発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、基本的な動作訓練や相談、情報提供等を実施します。</li> <li>○児童発達支援事業所ハーモニーにおいて、多様な障がいに合わせた対応を行います。</li> <li>○障がいのある子どもに対応するため、受け入れ体制の整備とサービスの拡充を図ります。</li> </ul>	子育て応援課 福祉課 こども保育課	
		<b>指標</b>	<b>現状（R 1年度）</b>	<b>目標（R 8年度）</b>
		児童発達支援センターの設置（R5年度までに設置）	未設置	充実

## (2) 共に育つ保育の充実

### 現 状 と 課 題

障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ環境で保育を受けることは、幼少期から障がいに対する理解を深めることにつながります。そのため、様々な個性のある子ども同士が交流しながら保育を受けられる体制をつくるのが大切です。

本町では県と連携して発達支援スタッフによる訪問等を行い、保育園での障がい児の受け入れを進めています。

### 施 策 の 方 向

○障がいのある子どもと障がいのない子どもが交流しながら保育を受けられる環境をつくり  
ます。

○児童発達支援事業所との連携や、愛知県の障害児等療育支援事業の活用により、保育士等の資質の向上を図ります。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針		担当課	
1	障がい児保育	○障がいのある子どもの心身の発達を促すとともに、障がいのない子どもが障がいに対する理解を早期から深められるよう、保育園において障がいのある子どもの受け入れを行います。		こども保育課	
		○保育士の専門性の向上を図るため、勉強会を定期的に行い、児童発達支援事業所等との連携を図りながら個々の発達に合った保育支援を行います。			
		指標	現状(R1年度)		目標(R8年度)
	支援の実施	実施	継続		
2	障がい児等療育支援事業	○保育園等に通う障がいのある子どもが集団生活に適應できるよう、愛知県の障害児等療育支援事業を活用し、障がい特性に応じた関わりについて助言を受け、適切な支援を実施します。		健康推進課 こども保育課	
		指標	現状(R1年度)		目標(R8年度)
		支援の実施	10件		継続

### (3) 共に学ぶ教育環境の充実

#### 現 状 と 課 題

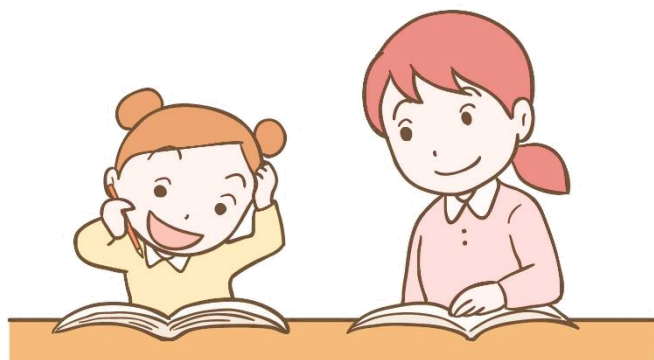
障がいのある子どもが、それぞれの個性や能力を活かしながら成長することができるよう、一人ひとりの発達や特性に対応できる教育環境の整備が求められます。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に関わりながら教育を受けることは、共生社会の実現につながります。

本町では、就学指導や個別指導計画の作成、特別支援教育コーディネーター\*の配置等により、障がいのある児童生徒や保護者へのきめ細やかな教育を行うとともに、バリアフリー化などの環境整備を推進し、インクルーシブ教育の実現を図っています。

アンケート調査によると、就学環境の希望について、「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と一緒に必要なサポートを受けながら教育を受けられる環境」が最も高くなっています。また、団体ヒアリング調査では、学校における支援員等の人材確保、タブレットなどのツールの導入、登下校時のサポート等、障がいのある児童生徒を取り巻く教育環境の充実が求められています。

#### 施 策 の 方 向

- 障がいのある子どもが障がいの特性に応じ適切な教育が受けられるよう、本人や保護者の意向を踏まえた特別支援教育を推進します。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学び、成長できる教育環境の整備を進めるとともに、放課後にも共に過ごせる居場所づくりを推進します。
- 教員の障がいへの理解促進や専門性の向上、登下校時のサポートなど、障がいのある子どもやその保護者を取り巻く教育環境の充実を図ります。



具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	就学指導	<p>○就学を指導する組織において、保護者等の意見を尊重しながら、発達や状態に応じた適切な教育機会を提供するための検討や、保育園・幼稚園への訪問や面談、幼保小連絡協議会等の実施を通じ、関係機関との連携を強化します。</p> <p>○適切な就学を支援するため、障がいのある児童生徒に関する保護者の理解を深める教育を実施します。</p> <p>○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を通じた関係機関との連携強化によって、児童生徒の特性を踏まえた教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 健康推進課 子育て応援課</p>	
		<p>指標</p>	<p>現状(R1年度)</p>	<p>目標(R8年度)</p>
		<p>就学指導を実施した児童生徒数</p>	<p>17人</p>	<p>継続</p>
2	特別支援教育	<p>○「個別指導計画」または「個別支援計画」を作成し、きめ細かな指導に努めます。</p> <p>○各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある児童生徒のニーズに応じた支援を行います。</p> <p>○研究会や特別支援学校の教員の招へい、巡回相談の実施等を通じ、教職員の指導力の向上を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>	
		<p>指標</p>	<p>現状(R1年度)</p>	<p>目標(R8年度)</p>
		<p>特別支援学級の児童生徒数</p>	<p>70人</p>	<p>継続</p>
3	発達障がいへの理解	<p>○LD(学習障がい)、AD/HD(注意欠陥/多動性障がい)、自閉症スペクトラム障がい※等への理解を促進するため、教職員や児童生徒に対し、発達障がいに対する理解を深める教育を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>	
		<p>指標</p>	<p>現状(R1年度)</p>	<p>目標(R8年度)</p>
		<p>特別支援教育に係る研修参加人数</p>	<p>45人</p>	<p>継続</p>

No.	事業	方針	担当課	
4	学校のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設を順次改修し、バリアフリー化を推進します。</li> <li>○各学校と連携しながら、多様な障がいの種類に対応できる施設整備を推進します。</li> <li>○障がい等により学校生活への適応が困難な児童生徒が、円滑に学校生活を過ごせるよう、全学校に生活介助員を配置します。</li> </ul>	学校教育課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		障がい者用多目的トイレの設置校数	8校 (10か所)	継続
5	特別支援教育 就学奨励費の 支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、奨励費を支給します。</li> <li>○制度の周知に努めます。</li> </ul>	学校教育課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		奨励費支給人数	68人	継続



## (4) 障がい児福祉サービスの提供

重点項目 1

### 現 状 と 課 題

障がいのある子どもやその保護者が安心して暮らすことができ、子どもがその能力を最大限に伸ばしていくには、一人ひとりの個性に合った障がい児福祉サービスを利用することが大切です。

アンケート調査によると、手帳の所持なしの人では 10 歳未満が約半数と多いため、現在利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて、「放課後等デイサービス」が高くなっています。

本町では、障がい児支援利用計画をもとに、本人や保護者の意向や、障がいの特性を踏まえた障がい児通所支援等の提供を行っています。

### 施 策 の 方 向

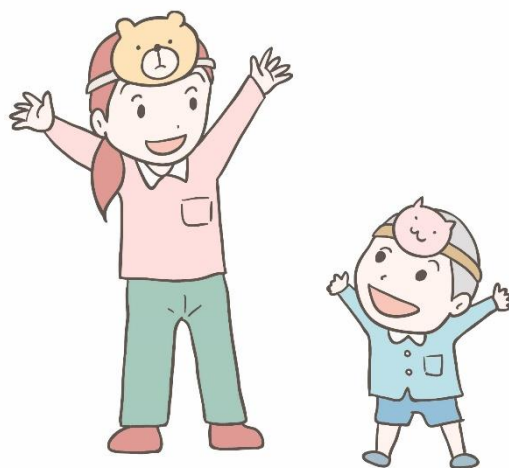
○障がい児支援利用計画に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援のサービスを提供します。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	障がい児相談支援事業 新規	○障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、適切な相談、指導等を実施できる体制を充実します。 ○障がい児通所支援事業所や、園や学校との連携を強化することで、利用しやすい相談体制を構築します。	子育て応援課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P133）に掲載（子どもに関する計画相談件数）		
2	児童発達支援 新規	○未就学の障がいのある子どもに対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。	子育て応援課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P131）に掲載		
3	保育所等訪問支援 新規	○保育園、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある子どもに対し、集団生活に適應することができるよう、本人への支援及びスタッフへの支援方法等の指導を行います。	子育て応援課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P132）に掲載		



No.	事業	方針	担当課	
4	医療型児童発達支援 新規	○就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。	子育て応援課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P131）に掲載		
5	居宅訪問型児童発達支援 新規	○重度の障がい等の状態にある子どもで、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。	子育て応援課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P133）に掲載		
6	放課後等デイサービス	○小学生から高校生までの障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の場や機会を提供します。	子育て応援課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P132）に掲載		



## 基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備

### (1) 障がいのある人の就労支援

#### 重点項目 2

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人の就労を促進するためには、就労のための訓練や就労前後の相談支援等、様々な就労支援サービスを充実させることが求められます。また、一般企業での就労が難しい人に対して、福祉的就労の機会や場を設けることも大切です。

アンケート調査によると、18～64歳の障がいのある人のうち就労している人は、精神障がいのある人の40～64歳で約3割とやや低く、その他は5割前後となっています。就労場所については、身体障がいのある人で「会社などで正社員・正職員として働いている」、知的障がいのある人で「施設・作業所（福祉的就労）」、精神障がいのある人で「会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている」が最も高く、障がいの特性により就労形態に違いが見られます。

団体ヒアリング調査によると、就労移行支援や就労継続支援の事業所の不足が課題としてあげられています。

本町では、障がいのある人がそれぞれの能力や特性に適した環境で就労できるよう、近隣市とも連携しながら、就労支援サービスの相談支援の実施や訓練の場を提供しています。

#### 施 策 の 方 向

- 障がいの特性や本人の意向等に応じた場で就労できるよう、就労に関する訓練や相談支援、就労後の定着を図るサービス等を提供し、切れ目のない就労支援を行います。
- 「事業所等開設費補助金事業」の周知により、町内への就労系の事業所の誘致を図ります。
- 農業関係者や商業施設との連携により、就労系事業所の工賃向上への取組を支援します。



具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	就労移行支援	○一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P113）に掲載		
2	就労継続支援	○一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練の場を提供します。	福祉課	
		○農業や関係者との連携による就労機会の創出や、商業施設での販売の仕組みづくりを進め、工賃向上への取組を支援します。		
		指標		
		障がい福祉計画（P113）に掲載		
3	地域活動支援センター	○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P125）に掲載		
4	就労定着支援	○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題などに対応するため、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行います。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P114）に掲載		
5	更生訓練費給付事業	○就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P127）に掲載		

## (2) 雇用の促進

### 重点項目 2

#### 現 状 と 課 題

障害者雇用促進法の改正等により法定雇用率が引き上げられ、障がいのある人の就労に対する機運が高まっています。障がいのある人の社会参加や経済的な自立を支援するためにも、就労の場の充実が求められます。また、障がいのある人が働きやすい環境をつくることで、誰もが働きやすい職場づくりにもつながります。

アンケート調査によると、18歳以下が希望する学校卒業後の進路の施策について、一般企業での就労の希望が高くなっています。団体ヒアリング調査では、保護者からの就労に関する情報を求める声が多く、情報提供の方法について検討していく必要があります。

また、障がいのある人の就労に必要な支援については、いずれも「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が最も高くなっています。

一方、商工会へのアンケート調査によると、障がい者の雇用について、『雇用している』は3割弱です。障がい者を雇用する上で必要だと思うサポートについては、「就労定着のサポート」「職場適応をサポートする相談員」が最も高く、就労後の定着に向けた支援が求められています。

本町では、令和元年度に自立支援協議会就労部会を立ち上げ、関係機関と連携して、本人の希望や適性にあった企業と障がいのある人を結びつけられるよう支援しています。

それぞれの障がいに適した雇用のあり方について、職場のあらゆる人が理解することで、障がいのある人の雇用の場を拡充していくことが求められます。

#### 施 策 の 方 向

- 自立支援協議会就労部会において、相談機関や企業と連携し、町内の雇用環境の充実を図ります。
- 企業に対し、障がい者雇用や活用できる制度について周知して就労を促進するとともに、就労後の相談や助言等により就労定着を支援します。
- 障がいの特性に応じた就労が可能となるよう、多様な就労のあり方について検討します。

具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	町職員の障がい者雇用	○短時間雇用等、幅広い雇用形態も検討に加え、法定雇用率の達成を図ります。 ○障がいのある職員が相談できる体制を整備し、障がい者雇用推進チームの意見交換会を実施するとともに、就労定着を支援します。	人事秘書課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		町職員の障がい者雇用率	2.3% (法定雇用率 2.5%)	法定雇用率
2	障がい者雇用の促進と就業支援	○自立支援協議会就労部会において、就労説明会、工賃向上の検討、企業との連携等について協議をし、就労支援を図ります。 ○就職を希望する障がいのある人に対し、障がい者相談支援センター、ハローワークや尾張東部障がい者就業・生活支援センター※、就労系事業所等と連携し、就労を支援します。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		関係機関との連携	実施	継続
3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進	○職場における合理的配慮の考え方等についての理解促進を図るための啓発活動を行います。また、障がい者雇用に関する支援制度を周知し、就労後の企業からの相談に対応することで、就労の定着を支援します。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		理解促進の啓発活動	未実施	実施
4	多様な働き方の促進 <b>新規</b>	○障がいのある人の特性や個性にあった多様な働き方を支援するため、農業などの関係者と連携し、就労機会の創出について検討します。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		検討の機会	有	継続

## 基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実

### (1) サービスの提供体制の強化

重点項目3

#### 現 状 と 課 題

障がい福祉制度の整備が進み、多様なサービスが提供されるようになる中、障がいのある人が真に必要とする支援に対応していくためには、様々なサービスが質・量共に充足することや、関係機関同士が連携し、切れ目のない支援体制を構築することが求められます。

事業所へのアンケート調査によると、事業運営で感じる問題について、「従事者の確保が難しい」が最も高く、次いで「事務作業量が多い」「従事者の資質向上を図ることが難しい」となっています。また、障害福祉サービスへの新規参入促進のために必要な行政の取組について、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」「障がいに対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」が最も高く、人材の確保・育成が大きな課題となっています。

本町では、医療的ケア児等コーディネーターの配置、個別支援会議や自立支援会議の全体会、専門部会の開催により、関係機関の連携体制の構築やサービスの調整などが進められています。今後はこうした場を活用しながら、求められている支援について把握し、新たな事業所の誘致や、質の高いサービスの提供について検討していくことも重要です。

#### 施 策 の 方 向

- 保健・医療・福祉・教育を始めとした障がいのある人の支援に関わる機関が連携する場を設置し、情報共有や課題検討により、切れ目のない支援体制を構築します。
- 事業所の新規参入を図る制度の周知・啓発や、研修会及び事例研究会等の実施により、サービスの質・量の充足を図ります。
- 新型コロナウイルスを始めとした感染症対策を踏まえたサービス提供について、事業所や保健所等と協力して検討します。

具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制	<p>○保健・医療・福祉・教育のそれぞれの分野の関係者が、サービス調整・情報交換等を実施できる個別支援会議を開催し、連絡を密に行うことで、各サービスが連携して提供されるよう支援します。</p> <p>○自立支援協議会の全体会を開催し、関係機関との意見交換を行います。</p> <p>○自立支援協議会の専門部会（暮らし部会、就労部会、こども部会）において、関係機関と連携しながら適切なサービスの提供につなげます。</p> <p>○医療的ケアを必要とする障がい児に対し、多分野にまたがる支援の調整を行い、適切な利用へつなげるコーディネーターの養成研修受講を推進していきます。</p> <p>○精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</p>	<p>福祉課 健康推進課 保険医療課 子育て応援課 学校教育課 社会福祉協議会</p>	
		<p>指標</p>	<p>現状（R1年度）</p>	<p>目標（R8年度）</p>
		<p>連携によるサービス提供体制の強化・充実</p>	<p>実施</p>	<p>継続</p>
2	地域生活支援拠点等の充実 <b>新規</b>	<p>○障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点（地域生活拠点等）を充実していくため、自立支援協議会において運用状況の検証・検討を行います。</p>	<p>福祉課</p>	
		<p>指標</p>	<p>現状（R1年度）</p>	<p>目標（R8年度）</p>
		<p>運営状況の検証</p>	<p>実施</p>	<p>継続</p>

No.	事業	方針	担当課						
3	福祉サービスの量と質の確保 <b>新規</b>	<p>○事業所が提供する福祉サービスの質を確保するため、障がい者基幹相談支援センターにおいて専門性を高める研修を行い、事業所の人材育成や、適切な指導・助言、情報共有等を行います。</p> <p>○事業所の安定したサービス提供のために、人材確保や事業継続の相談に応じます。</p> <p>○障がい者基幹相談支援センターや福祉課が中心となり、家庭訪問や個別ケースを分析し、地域で不足しているサービスを検討するなど、必要なサービスの提供体制の構築を図ります。</p> <p>○重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援を図るため、人数やニーズの把握等を行います。</p>	福祉課 子育て応援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（R1年度）</th> <th>目標（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域課題の検討</td> <td>未実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）	地域課題の検討	未実施	実施
		指標		現状（R1年度）	目標（R8年度）				
地域課題の検討	未実施	実施							
4	サービス提供における新型コロナウイルス感染症等の予防・対策の推進 <b>新規</b>	<p>○感染症予防として、職員、利用者及びその家族への情報提供の支援、職員への健康管理の促進、感染経路を遮断する衛生管理への指導等を行います。</p> <p>○職員及び利用者に感染が発生した場合、町内外の関係機関と連携し、速やかな状況把握、感染拡大防止策の周知徹底と実行、医療処置、関係機関への報告及び連携、必要物資の確保等を行います。</p>	福祉課 子育て応援課 安全安心課 健康推進課 瀬戸保健所						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（R1年度）</th> <th>目標（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症予防の情報提供</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）	感染症予防の情報提供	実施	継続
		指標		現状（R1年度）	目標（R8年度）				
感染症予防の情報提供	実施	継続							
5	共生型サービスの拡充 <b>新規</b>	<p>○訪問や通所、一時的な預かりに係るサービスについて、障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう、福祉サービス事業所に対して共生型サービスの導入を勧めます。</p> <p>○サービス提供体制を確保するため、介護保険事業所に対しても共生型サービスの導入を勧めていきます。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（R1年度）</th> <th>目標（R8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共生型サービスの実施事業所数</td> <td>0か所</td> <td>3か所</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）	共生型サービスの実施事業所数	0か所	3か所
		指標		現状（R1年度）	目標（R8年度）				
共生型サービスの実施事業所数	0か所	3か所							



## (2) 相談体制の充実

重点項目 3

### 現 状 と 課 題

障がいのある人やその家族が安心して暮らしていくには、様々な困りごとや不安に対応できる相談支援体制が、身近にあることが大切です。

アンケート調査によると、悩みごとの相談相手について「家族・親戚」が高くなっていますが、知的障がいのある人では「障がい者相談支援センター（ローゼルなど）」が高く、相談窓口としての認知が進んでいます。一方で、サービスなどを利用する上で困っていることは、「サービスの提供や内容に関する情報が少ない」が高く、精神障がいのある人では「相談先がわからない」という意見も多くなっています。また、団体ヒアリング調査では、困ったときに気軽に相談できる体制づくりを求める意見が見られました。

本町では障がい者基幹相談支援センターが開設され、相談支援体制は強化されています。また、地域活動支援センター「柏葉」（以下「柏葉」という。）や東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」（以下「ローゼル」という。）、保健所等と連携し、障がいの特性に応じた相談対応を実施しています。今後は、あらゆる相談を受け止められる相談支援体制の強化や、その周知を図ることが求められます。

### 施 策 の 方 向

- 障がいのある人が必要とする支援を提供するため、訪問等を含めた様々な相談支援により、生活の実態や要望を把握します。
- 多様な障がいの特性や当事者及び家族等の意向を受け止められるよう、関係機関と連携した相談支援体制の強化を図るとともに、障がい者基幹相談支援センターによる研修等の実施により、相談支援員等の資質の向上を図ります。
- 障がいのある人だけでなく、その家族も含めた複合的な課題に対応できるよう、総合的な相談支援体制の構築を進めます。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針		担当課
1	障害者手帳の交付	○各種障害福祉サービスを利用しやすいものにするため、障害者手帳取得の相談・助言を行い、障害者手帳の交付につなげます。		福祉課
		○手帳交付時に、各種サービスの説明と申請手続きを行います。		
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
	手帳交付における支援	実施	継続	

No.	事業	方針	担当課	
2	総合的な相談体制の整備 <b>新規</b>	○8050 問題やダブルケア、引きこもりといった複合的な課題を持つケースについて、役場の関係課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、「ローゼル」、「柏葉」などの関係機関で横断的な連携体制をとり、支援します。	福祉課 子育て応援課 高齢者支援課 健康推進課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		連携した支援	実施	継続
3	相談支援事業の実施	○「ローゼル」において、身体障がいのある人、知的障がいのある人、難病の人の相談支援を実施します。また、福祉サービスを利用していない障がいのある人に対し、家庭訪問をして必要な支援へと結びつけます。	福祉課	
		○「柏葉」において、精神障がいのある人の相談支援を実施します。		
		○「ローゼル」、「柏葉」をわかりやすく周知し、気軽に相談できる体制を整備します。		
		○障がい者基幹相談支援センターが行うケース検討会等を通じて相談支援事業所の人材の育成や相談支援機関の連携により、相談支援体制の充実を図ります。		
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		「ローゼル」、「柏葉」の周知	実施	充実
4	難病相談	○保健所で実施する医療相談や、訪問相談、電話相談等について周知し、難病患者の療養や生活の支援を行います。	福祉課 健康推進課 （瀬戸保健所）	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		相談件数（瀬戸保健所管内）	525件	継続
5	精神保健福祉相談	○精神障がいのある人に対し、こころの健康、社会復帰、福祉制度等について電話や面接、訪問による相談を行います。	福祉課 健康推進課 瀬戸保健所	
		○地域の関係機関と協力し、相談内容に応じた機関を紹介します。		
		○依存症に対する普及啓発、相談機関、当事者団体及び医療機関の紹介を行います。		
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		相談件数 ・瀬戸保健所（管内） ・「柏葉」 ・「ローゼル」	1,339件 2,999件 23件	継続

No.	事業	方針	担当課	
6	家族懇談会	<p>○精神障がいのある人の家族に対して、障がいの知識の普及や孤立感の軽減、療養支援の技術や意欲の向上を図るため、保健所で教室やセミナー、交流会を実施します。</p> <p>○保健所と連携して、地域の関係機関で実施している家族会等を紹介します。</p>	<p>福祉課 健康推進課 (瀬戸保健所)</p>	
		<p>指標</p>	<p>現状(R1年度)</p>	<p>目標(R8年度)</p>
		<p>参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)</p>	<p>68人</p>	<p>継続</p>
7	計画相談支援 ・障がい児相談 支援	<p>○障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画やモニタリング※報告書の作成を行います。</p>	<p>福祉課 子育て応援課</p>	
		<p>指標</p>		
		<p>障がい福祉計画(P117)、障がい児福祉計画(P133)に掲載</p>		
8	地域相談支援	<p>○尾張東部圏域で開催する地域移行ネットワーク会議に参加して、広域で地域移行を推進します。</p> <p>○入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援をします。</p> <p>○入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続するための支援をします。</p>	<p>福祉課</p>	
		<p>指標</p>		
		<p>障がい福祉計画(P117)(地域移行支援※)に掲載</p>		

### (3) ホームヘルパー等を派遣するサービス

#### 現 状 と 課 題

住み慣れた自宅で安心して暮らしていくためには、日常の身体介護や家事援助、外出の支援などを行う訪問系サービスが必要です。また、新型コロナウイルスの感染が懸念される中、対策を講じながらサービスを提供することも大切です。

アンケート調査によると、今後の暮らしの希望について「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、地域で暮らし続けられるための支援体制の整備が求められています。また、様々な障害福祉サービスが充実する中、居宅介護のニーズに対し提供が不足しています。

本町では、在宅での介護や支援を必要とする人に対し、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスを提供しています。今後も支援を必要とする人にサービスを提供するため、近隣市との連携や、事業所の誘致等が必要になっています。

#### 施 策 の 方 向

○今後も障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、訪問系サービスや事業所等に関する情報提供、事業所間の連携強化を図るとともに、新たな事業所の誘致に取り組み、サービス提供体制の強化を図ります。

○新型コロナウイルスを始めとした感染症への対策を行いながら、円滑に訪問系サービスを提供できるよう、事業所や保健所、県等と連携を図ります。

#### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	居宅介護	○居宅における入浴、排せつ等の身体介護や、居室の清掃や食事の準備等の家事援助を提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P111）に掲載		
2	重度訪問介護	○重度の肢体不自由、または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等や、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P111）に掲載		

No.	事業	方針	担当課	
3	重度障害者等 包括支援	○介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅 介護を始めとする、複数の福祉サービスを包括 的に提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P111）に掲載		
4	同行援護	○重度の視覚障がいのある人に対し、移動時及び それに伴う外出先において、必要な視覚的情報 の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護、 その他外出する際に必要なサービスを提供し ます。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P111）に掲載		
5	行動援護	○知的または精神の障がいにより、行動上著しい 困難がある人で常時介護を必要とする人に対 し、行動の際に生じ得る危険を回避するための 援護や、外出時における移動中の介護等のサー ビスを提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P111）に掲載		
6	移動支援	○屋外での移動が困難な障がいのある人や障が いのある子どもの社会参加を促進するため、外 出時の円滑な移動に必要なサービスを提供し ます。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P125）に掲載		
7	訪問入浴サー ビス	○居宅での生活を支援するため、身体障がいのある 人の居宅を訪問し、移動入浴車による入浴サー ビスを提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P126）に掲載		

## (4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が、心身の状況や意向に応じて、生きがいを持って自立した生活を送るには、身体機能を維持する訓練やリハビリテーション、創作活動等の場が必要です。

本町では、障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスや地域生活支援事業のサービスを提供しています。また、平成31年4月に生活介護の新たな事業所が開設し、サービス提供の充実が図られています。一方で、新型コロナウイルスへの感染を懸念し、一部のサービスでは利用の減少が見られました。安心してサービスの利用ができるよう、事業所が新しい生活様式を取り入れることへのサポートをするなどの支援が求められます。

### 施 策 の 方 向

○今後も、障がいのある人の生活機能や身体機能の維持や向上、生きがいづくりにつながるよう、日中活動系サービスや事業所等の情報提供や事業所間の連携強化を図ります。

○新型コロナウイルスを始めとした感染症対策として、事業所が新しい生活様式を取り入れることなどをサポートするとともに、通所サービスに代わって在宅支援が必要になった場合のサービス提供の方法について事業所と検討をします。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	生活介護	○常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P112）に掲載		
2	療養介護	○医療を要する障がいのある人で、常時介護を要する人に対し、主に昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P114）に掲載		
3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練を提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P112）に掲載		

No.	事業	方針	担当課	
4	地域活動支援センター【再掲】	○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P125）に掲載		
5	日中一時支援（タイムケア）	○小学生以上の障がいのある子どもや知的障がいのある人に対して、放課後または休日に一時的に預かり、活動の場、見守り、社会に適應するための日常的な訓練、創作活動を提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P126）に掲載		
6	児童発達支援【再掲】	○未就学の障がいのある子どもに対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適應訓練等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P131）に掲載		
7	放課後等デイサービス【再掲】	○小学生から高校生までの障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の場や機会を提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P132）に掲載		
8	保育所等訪問支援【再掲】	○保育園、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある子どもに対し、集団生活に適應することができるよう、本人への支援及びスタッフへの支援方法等の指導を行います。	福祉課	
		指標		
		障がい児福祉計画（P132）に掲載		
9	更生訓練費給付事業【再掲】	○就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P127）に掲載		

## (5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が地域で暮らしていくには、家族等の介護者が担う役割が重要です。介護者が負担を抱え込みすぎることがないように、支援が求められています。

アンケート調査によると、介護者が支援について感じていることは「緊急時の対応に不安がある」「代わりに支援を頼める人がいない」「自身の健康に不安がある」「精神的な負担が大きい」が高く、一時的に介護を任せることができるサービスなどが求められています。

本町では、施設で一時的に障がいのある人への介護を実施し、障がいのある人の家族の介護負担の軽減を図っています。

### 施 策 の 方 向

○今後も障がいのある人を介護する家族等の負担を軽減することで、地域で暮らし続けられるよう、短期入所や日中一時支援といった一時的な介護や預かりを行うサービスを提供します。

○医療的ケア児や重症心身障がい児など、様々な障がい特性に対応できるよう事業所の紹介や確保の検討を行います。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課
1	短期入所（ショートステイ）	○介助者が病気の場合や介護負担を軽減する等の理由で、短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供します。	福祉課 子育て応援課
		○医療的ケア児及び重症心身障がい児が利用できるサービスを紹介します。	
		指標 障がい福祉計画（P115）に掲載	
2	日中一時支援（日中ショート）	○保護者が不在のときや家族の休息のため、日帰りで、障がいのある子どもや知的障がいのある人を日中預かり、サービスを提供します。	福祉課 子育て応援課
		指標	
		障がい福祉計画（P126）に掲載	



## (6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保

### 現 状 と 課 題

住まいは、障がいのある人が地域で生活していくための基盤となるものです。

アンケート調査によると、今後の暮らしの希望について、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、身体障がいのある人、精神障がいのある人、手帳の所持なしの人では「一人で暮らしたい」、知的障がいのある人では「仲間と共同生活がしたい（グループホームなど）」が1割以上となっています。暮らしやすくなるために特にしてほしいことについても、知的障がいのある人では「グループホームを整備してほしい」が最も高くなっています。また、介助者の年齢について、身体障がいのある人では「70歳以上」が最も高く、親亡き後の生活も懸念されます。

本町では、障がいの特性や希望に沿った居住環境を提供するため、生活の基盤となる住まいや、共同生活の場の整備、自宅の改修への助成を行っています。グループホームに対する要望の高さを踏まえながら、障がいの特性や希望に応じた居住環境を整備していくことが求められます。

### 施 策 の 方 向

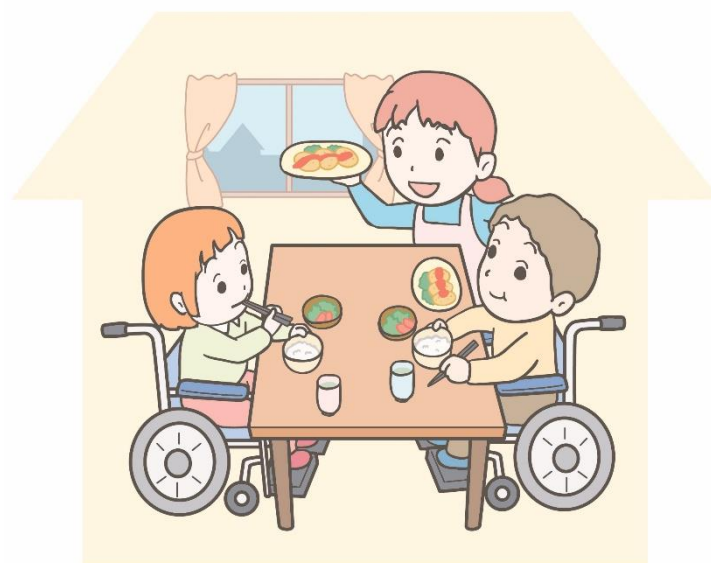
○障がいのある人が、障がいの特性や、意向に応じて地域で生活できるよう、多様な住まいの整備を推進します。

○自宅の改修に対する助成や地域生活への相談・助言の実施により、円滑に暮らせるよう支援します。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	施設入所支援	○施設入所者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P116）に掲載		
2	共同生活援助 （グループホーム）	○共同生活を営む住居において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスや、相談その他日常生活の援助等のサービスを提供します。	福祉課	
		○重度の障がいのある人を支援する、日中サービス支援型指定共同生活援助の設置に向け、事業所に働きかけます。		
		指標		
		障がい福祉計画（P116）に掲載		

No.	事業	方針	担当課	
3	障がい児入所支援	○発達障がいを含む障がいのある子どもに対し、虐待を受けた場合の保護や、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行えるよう、愛知県に情報提供等を行います。	福祉課 子育て応援課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		事業の推進	実施	継続
4	住宅改修費の助成	○日常生活用具の給付事業において、介護保険対象外の移動が困難な身体障がいのある人に対して段差解消等の住宅改修に要する費用を助成します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画(P124)に掲載		
5	自立生活援助	○施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画(P115)に掲載		



## (7) 生活を支えるサービスの充実

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が地域で円滑に暮らしていくためには、障害者総合支援法に基づくサービス以外にも、日常生活の様々な困りごとに対する支援が必要です。

本町では、障がいのある人や家族等の介助者が安心して生活できるよう、町独自のサービスを実施しています。また、愛知県等が実施しているサービスの提供を行っています。

### 施 策 の 方 向

○今後も、障がいのある人やその介助者の日常生活を支援する多様な各種サービスを提供します。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	理髪サービス	○一般的な理髪が困難な在宅の重度身体障がいのある人等が衛生的な生活を送れるよう、店舗または居宅で理髪サービスを実施します。	福祉課 高齢者支援課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		利用延べ人数	14人	継続
2	家族介護支援事業 (紙おむつの給付)	○重度の障がいのある人で、常時紙おむつが必要な人に対して経済的負担が軽減されるよう、紙おむつの購入費用を助成します。 ○事業の周知を図り、利用希望者が適切に支援を受けられるようにします。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		利用延べ人数	210人	継続

No.	事業	方針	担当課	
3	緊急通報システム	○一人暮らしの重度身体障がいのある人の日常生活での不安を少なくするために、今後も緊急通報システムの周知を行います。	福祉課 高齢者支援課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		設置人数	0人	継続
4	難病患者と家族の集い	○神経系難病患者・家族のつどい及び医療相談を保健所で実施し、日常生活の工夫や介護方法について情報交換することで、参加者がより積極的に療養生活や社会生活を営めるよう支援します。 ○保健所と連携して、疾病に応じた家族の集いを紹介します。	福祉課 健康推進課 (瀬戸保健所)	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)	54人	継続
5	NHK受信料の免除の周知等	○障がいのある人がいる低所得者世帯や、世帯主が重度の障がいがある場合に適用されるNHK受信料の免除について、案内や手続き等を行うとともに、周知を図ります。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		新規申請件数	37件	継続
6	補装具の交付	○身体に障がいのある人の身体機能を補完するため、車いす、補助機器等の補装具の交付・修理を行います。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		交付延べ件数	42件	継続
7	日常生活用具の給付	○在宅で生活する身体障がいまたは知的障がいのある人が、日常生活をより円滑に送ることができるよう、福祉用具の給付・住宅改修を行います。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画(P124)に掲載		
8	車いすの貸与	○障がいのある人の外出を支援するため、車いすを貸し出します。	社会福祉協議会	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		車いすの貸し出し件数	135件	継続

## (8) 生活を支える経済的支援の充実

### 現 状 と 課 題

サービスや医療にかかる費用の負担、障がいのある人の就労継続の難しさや工賃の低さ等により、障がいのある人やその家族が経済的な困難を抱える状況が見られます。

アンケート調査によると、暮らしやすくなるために特にしてほしいことについて、精神障がいのある人では「手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高くなっています。

本町では、各種手当を必要とする人が適切に利用できるよう、国の動向等を踏まえて制度について周知・啓発し、利用の促進を図っています。

### 施 策 の 方 向

○今後も、障がいのある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、本町や国・県で実施している各種助成を引き続き行うとともに、その周知に努め、利用を促進します。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	国民年金加入 ・受給促進	○国民年金制度の加入の必要性や障害基礎年金の受給の促進について、ホームページや広報紙及び担当窓口や電話での問い合わせ等の機会に、周知を図ります。	保険医療課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		周知・啓発の推進	実施	継続
2	障がい者扶助料	○65歳未満で新たに障害者手帳を取得した人に対し、手帳の等級に応じた扶助料を支給し、生活の安定に寄与します。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		障がい者扶助料の支給	実施	継続
3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給	○障害基礎年金の申請資格のない外国籍の重度の障がいのある人に対して生活の安定に寄与するため、手当を支給します。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		手当の支給	0人	継続

No.	事業	方針	担当課	
4	特別障害者手当等	○介護を必要とする重度の障がいのある人に対し、手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		手当の支給	35人	継続
5	愛知県在宅重度障害者手当	○在宅で生活する重度の障がいのある人に対し手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		手当の支給	297人	継続
6	心身障害者扶養共済	○掛け金を拠出している心身に障がいのある人の保護者が死亡等の場合に、障がいのある人へ年金を支給します。 ○愛知県の指導のもと、障がいのある人の保護者に対して今後も制度の周知を行います。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		扶養共済加入者数	10人	継続
7	特別障害給付金の受給促進	○障がいのある人や家族等の経済的負担の軽減のため、年金事務所との連携のもと、制度の周知に努めます。	保険医療課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		制度の周知	実施	必要に応じて提供
8	特別児童扶養手当	○障がいのある子どもの保護者等に対し、手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	子育て応援課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		手当の支給	121人	継続

No.	事業	方針	担当課	
9	共同生活援助 (グループホーム)への支援	<p>○障がいのある人が地域で共同生活を営む拠点となる共同生活援助(グループホーム)の家賃補助を行います。</p> <p>○共同生活援助(グループホーム)に関する相談や、国・県が実施する各種補助事業の情報提供等により、安定した事業運営が行えるよう支援します。</p>	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		特定障害者特別給付費の支給対象者(家賃補助対象分)	19人	継続



## 基本目標 4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

### (1) 身体とこころの健康を維持するための支援

#### 現 状 と 課 題

障がいや疾病の発生の予防、重度化の防止のためには、日常的に健康管理やストレス解消に取り組むことや、早期に障がいや疾病を把握し、適切な治療等につなげることが重要です。

アンケート調査によると、現在の悩みや相談したいことについて、「特にない」を除くと、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「自分の健康や治療のこと」が最も高く、健康や治療に関する悩みが多くなっています。

本町では、健診受診者に対する個別の結果説明の実施や、がん検診時のこころの健康に対する周知など、心身の健康づくりや障がい等の早期発見に向けた取組を行っています。また、特定健診の受診率は増加する一方で、若い世代の健診受診率は低下しており、啓発による意識付けが必要です。

#### 施 策 の 方 向

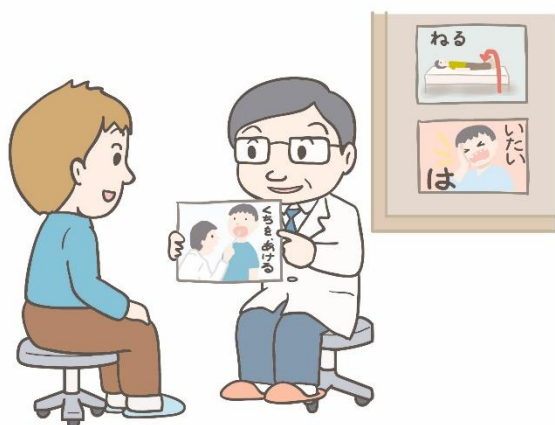
○生活習慣病の予防やこころの健康づくりのため、健診受診や相談を促進するとともに、健診結果に応じた生活習慣病予防への指導を充実させ、早期に必要な支援へとつなげます。

#### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	健康診査	○健康に対する意識やセルフケア能力の向上、また疾病の早期発見のため、特定健診、健診・がん検診等の健康診査を実施します。	健康推進課 保険医療課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		健診受診率(人数) ・20～39歳の人のための健診 ・特定健診(40歳以上の国民健康保険加入者)の速報値	・7.8%(202人) ・46.74%(2,853人)	充実 特定健康診査等 実施計画に準じる



No.	事業	方針	担当課	
2	訪問指導（成人・精神）	○生活習慣病やうつ病などこころや身体の健康問題で、訪問による支援が必要な人に対し、家庭訪問による相談支援を行います。	健康推進課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		訪問指導実人数	4人	充実
3	健康相談	○健診の結果説明会で、結果数値をもとに個別の健康相談を行います。 ○こころや身体の健康問題についての電話や面接等による健康相談を実施します。また、町事業だけでなく、県等が実施する健康相談窓口の周知を行います。	健康推進課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		20～39歳の健診重点健康相談延べ回数 こころの健康相談延べ回数	79回 6回	充実
4	健康教育	○自分の健康に関心を持ち、疾病予防や健康増進に取り組めるよう、町の健康課題や正しい知識の普及啓発など、健康づくりへの動機付けとなる健康教育を実施します。 ○特定健診後の結果に応じた生活習慣病予防指導の充実を図ることで、健康的な生活へと導きます。	健康推進課 保険医療課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		集団健康教育延べ回数	51回	充実



## (2) 医療環境の充実

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が安心して暮らしていくには、障がいの特性に対応ができる医療体制の整備が必要です。

アンケート調査によると、医療を受ける上で困ることについて、「特にない」を除くと、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「医療機関までの交通手段が確保しにくい」、知的障がいのある人では「病気の内容や治療方法などについて、医師・看護師とのコミュニケーションがうまくとれない」、手帳の所持なしの人では「医療費の負担が大きい」が最も高くなっています。

また、団体ヒアリング調査によると、保健・医療の推進に関する課題や必要なサービスとして、通院時の送迎や、健康に関する相談日の拡充が求められています。

本町では、訪問看護による在宅医療体制の整備や、国・県の制度を踏まえた障がい者医療費助成制度の啓発により、利用しやすい医療体制の整備を図っています。

### 施 策 の 方 向

○医療関係者の障がい特性への理解を促進し、安心して受診できる医療体制の整備を図ります。

○障がいのある人の高齢化を踏まえ、保健・医療・福祉分野の関係者が連携し、必要な支援を円滑に受けられる医療体制の整備を図ります。関係者の情報共有の手段として、レガッタネットとうごう（電子@連絡帳）の活用をすすめていきます。

○経済的負担の軽減を図るため、国・県の動向に注視し、障がい者医療費助成制度などによる医療費の助成を推進します。

○近隣市の医療機関と連携し、町内で不足する専門的な医療の提供を図ります。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	訪問看護	○精神疾患や在宅で療養生活を送っている障がいのある人等に対して、安心して自宅での生活を継続できるよう、状態の悪化や入退院等の病状の変化に応じ、医療機関及び各関係機関と連携して、訪問看護サービスを実施します。	訪問看護 ステーション	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		訪問件数(医療)	424件	継続

No.	事業	方針	担当課		
2	障がい者医療費の支給	○重度の身体障がいや知的障がいのある人、自閉症状群と診断された人等の生活を安定させるため、身体の機能障がいの軽減または改善及び経済的支援を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課		
		○自閉症状群の人は、本人からの申し出により実施しているため、適切に支給できるよう周知を行います。			
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
		受給者数	406人	継続	
3	精神障がい者医療費の支給	○精神障がいのある人に対し、障がいを軽減するために必要となる医療費を支給します。	保険医療課		
		○精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者に対して、精神疾患以外にかかる医療費についても支給します。			
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
		受給者数	688人	継続	
4	自立支援医療(更生医療)	○身体の機能障がいの軽減または改善を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課		
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
					受給者数
5	自立支援医療(精神科通院医療)	○精神障がいのある人に対し、精神科の通院医療にかかる医療費の一部負担金の支給を行います。	保険医療課		
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
					受給者数
6	自立支援医療(育成医療)	○障がいのある子ども等の障がいの除去または軽減に必要な医療費を支給します。	保険医療課		
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
					受給者数
7	後期高齢者福祉医療	○後期高齢者医療制度に加入する65歳以上の障がい者医療受給者等に対し、障がいの軽減または改善及び経済的支援を目的として、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課		
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
					受給者数

## 基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

### (1) 障がいのある人への理解の促進

重点項目4

#### 現 状 と 課 題

福祉分野全体で「地域共生社会」が目指される中、差別や偏見のない地域づくりを実現させるためには、住民一人ひとりが障がいについて正しく理解することが大切です。

アンケート調査によると、「障がいがあることでいやな思いをしたことがあるか」の問いに対して、知的障がいのある人、精神障がいのある人では『ある』が他と比べて高くなっており、依然として障がいによる差別が見うけられます。また、団体ヒアリング調査によると、障がいへの理解を促進するため、障がいの有無にかかわらず参加できるイベント等の充実が求められています。

本町では、障がいについての誤った認識や、偏った知識による誤解をなくすため、各種イベント、広報紙、ホームページ等を通じた啓発活動や職員研修を実施しています。今後も様々な手段を通じて障がいに関する周知・啓発を図ることが必要です。

#### 施 策 の 方 向

○多様な機会や手段を通じて、障がいについての誤った認識や、偏った知識による誤解をなくしていく周知・啓発を行います。

「障がいのある人のための絵画教室（令和元年度開催）」の作品



具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	職員研修	<p>○新規採用職員を対象に高齢者疑似体験や福祉センターの見学などの研修を実施し、障がいのある人や高齢者に対する理解を深めます。</p> <p>○新規採用時以外の研修機会の設置や、研修内容の充実について検討します。</p>	人事秘書課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		職員研修の開催回数	1回	継続
2	障がいのある人への理解	<p>○障がいのある人に対する誤解や偏見等をなくすため、講演会等を実施し、正しい知識の普及・啓発を進めます。</p> <p>○4月2日の「世界自閉症啓発デー」や12月の「障害者週間」の周知等、障がいに対する理解促進のための啓発活動に取り組みます。</p> <p>○ホームページや広報紙等、多様な媒体を通じて情報提供や啓発を行い、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。</p> <p>○障がいのある人もない人も参加できる町民交流の場となるイベントを開催します。</p> <p>○「ヘルプマーク※」や「サポートハートマーク※」などの、障がいのある人に関するマークの普及を図り、理解と協力を促進します。</p>	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		啓発の推進	一部実施	実施
3	「障害者差別解消法」についての周知・啓発	○障がいのある人への差別を解消するために、イベントや広報紙等を通じての啓発を行います。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		障害者差別解消法の啓発	実施	継続

## (2) 多様な社会参加・交流の促進による地域共生社会の実現

### 重点項目 4

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人が生きがいを持って暮らしていくには、スポーツや文化活動、団体活動などを通じて様々な人と交流するなど、多様な社会参加を推進することが大切です。

平成30年の障害者文化芸術推進法の成立や、令和3年開催予定のパラリンピックにより、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツを通じて社会参加することについて関心が高くなっています。

アンケート調査によると、障がいのある人のスポーツや芸術文化活動への参加意向について、「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」「旅行・キャンプ・釣り等への参加」が上位となっています。このため、多様な社会参加を可能とする機会づくりや支援者の育成が求められています。

社会福祉法の改正により、社会福祉法人が地域における社会貢献活動を実施することが責務となっています。事業所へのアンケート調査によると、地域との関わりで行っていることについて、「地域の会議体への参加によるネットワークづくり」「福祉関係養成校等からの実習生の受け入れ」「イベントの開催等による地域住民との交流」があげられています。今後行えることは、「地域の防災訓練への参加」「災害時の対応・役割分担についての地域との話し合い」といった災害時の地域との連携について、関心が高くなっています。

また、団体ヒアリング調査によると、当事者団体等の活動について、活動者の高齢化や人材の不足が課題となっているため、団体活動によるメリット等を周知していく必要があります。

本町では、当事者団体の活動・運営等の支援や「東郷町障がい者団体連絡会」の開催により、各団体のネットワークの構築を図るとともに、障がいのある人等の交流を促すスポーツ・レクリエーション活動を進めています。

#### 施 策 の 方 向

- 愛知県の事業等を活用し、障がいのある人の文化芸術活動への参加を支援します。
- 地域交流やスポーツ・レクリエーションイベントについて、障がいのある人と地域住民の交流をより促進する内容に見直し、関係各課や関係団体、福祉サービス事業所、大型商業施設等と連携した企画を検討します。
- 障がいのある人同士や、障がいの有無に関わらない交流を促進するため、団体活動の周知や活動の支援を進めます。
- 社会福祉法人が地域と連携して取り組む活動について、支援します。

具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	障がい者団体の支援	<p>○自主的な活動を行う障がい者団体に対し、助成金等の支給により運営を支援します。</p> <p>○町内の身体・知的・精神障がい者団体等が連携して活動する「東郷町障がい者団体連絡会」に対し、助成金の支給や助言など、運営等に対する支援を行います。</p> <p>○当事者の声を発信したり、当事者が同じような困りごとを抱えた人に対し手助けができるような仕組みを構築し、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。</p>	福祉課 社会福祉協議会	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		支援団体数	4団体	継続
2	多様な交流の促進 <b>新規</b>	<p>○障がいのある人もない人も参加できる町民交流の場となるイベントを開催します。</p> <p>○地域の障がいのある人や子どもが農業体験できる機会をつくり、農業を通じた多世代交流や地域のつながりづくりを行います。</p>	福祉課 生涯学習課 産業振興課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		交流機会の設置	実施	充実
3	文化・芸術活動の参加促進 <b>新規</b>	<p>○障がいのある人等の文化・芸術活動の鑑賞や創作の機会を提供します。</p> <p>○愛知県が実施する「あいちアール・プリュット※」や商業施設等を活用し、障がいのある人の作品等の発表の機会を提供します。</p>	福祉課 生涯学習課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		作品発表の機会	3回	充実
4	スポーツ・レクリエーションへの参加促進	○障がいのある人とない人がより交流できるようなイベントの内容を見直し、スポーツやレクリエーションの機会を提供します。	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		参加人数	651人	継続
5	障がいのある人の支援に関する社会福祉法人との連携 <b>新規</b>	○町内の社会福祉法人に対し、「地域における公益的な取組」の一環として、防災対策や障がいへの理解促進に向けた啓発活動への協力等を呼びかけます。	福祉課 社会福祉協議会	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		町の防災訓練への参加法人	2法人	継続

### (3) 福祉教育・健康教育の充実

#### 現 状 と 課 題

誰もが個性や能力を活かし、いきいきと活躍できる社会をつくるには、幼少期から様々な個性や価値観にふれ、障がいを含めた多様性について理解することが大切です。

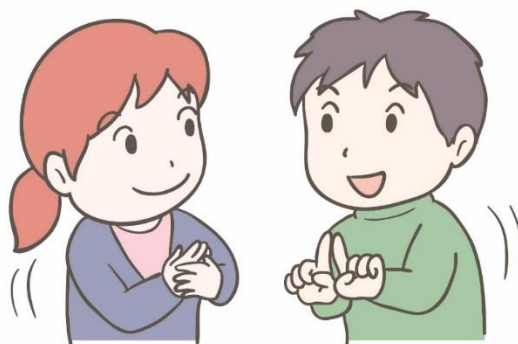
アンケート調査によると、町民の「障がい」への理解を深めるために必要なことについて「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」「学校における福祉教育の充実」が高くなっており、学校教育等を通じて、障がいについて啓発することが求められています。

団体ヒアリング調査によると、特別支援学級において、通常学級との交流が多く为学校で実施されていることがあげられています。一方で、障がいのない児童生徒への障がい理解の促進を求める意見も見られます。

本町では、学校や地域、障がい児・者施設等と連携し、体験的な福祉教育や健康教育等を行うとともに、中学生によるボランティア活動が実施されていますが、より多様な手段で多くの住民に障がいへの理解が届くような啓発が求められます。

#### 施 策 の 方 向

- 学校での福祉教育やイベントでの啓発、交流を通して、障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、理解を促進します。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を踏まえ、状況を見ながら福祉教育や交流等の再開、実施方法の変更等を行います。





具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	各学校における福祉教育の推進	○障がいのある人を取り巻く問題を含め、教育活動全般の中で、健康や人権に対する理解と認識を高める等、福祉のこころを育みます。	学校教育課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		福祉教育の推進	実施	充実
2	東郷町社会福祉協力校事業	○町内の小中学校及び高等学校の児童生徒を対象に、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解とボランティア活動に関する関心を高めます。	社会福祉協議会	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		実施校	全小中学校	全小中学校
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	○中学生、高校生を対象に、地域や高齢者施設、障がい児・者施設でボランティア体験学習を実施し、生徒が福祉の課題に気づき、地域社会との関わり・交流の中から地域の一員としての自覚が芽生えるようなきっかけをつくります。	社会福祉協議会	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		参加人数	165人	継続



## (4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

### 現 状 と 課 題

近年、インターネットやスマートフォンの普及など、情報化社会の進展により様々な情報の入手が容易になる中で、障がい特性を踏まえた情報バリアフリーを推進することが求められています。

アンケート調査によると、情報を入力するために必要な条件について、いずれも「わかりやすい表現による広報の作成」が最も高くなっています。また、意思決定支援の認知について、いずれも「知らない」が最も高く、「知っている」はいずれも1割に満たないため、今後の周知が求められます。

本町では、視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを円滑化するための取組や、人材の育成を進めています。今後は、ICT等の新たな技術を活用し、障がいのある人の情報入手や意思表示の利便性の向上を図ることが必要です。

### 施 策 の 方 向

- 合理的な配慮を踏まえ、あらゆる障がい特性に対応した多様な情報発信を行うとともに、ICTを活用した情報提供体制を強化します。
- 障がいのある人の主体性を尊重した意思決定支援の考え方について、周知・啓発します。
- コミュニケーションを支援するための人材の確保、育成のための研修等を行います。

### 具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課		
1	音訳広報等	○視覚障がいのある人に町行政の情報を提供するため、「広報とうごう」「議会だより」「ジョイフル」等の行政情報をボランティア団体等がCD等に録音し、貸し出しを行います。	人事秘書課 福祉課		
		○福祉課と刊行物の所管に関わる課で連携を図り、視覚障がいのある人への適切な行政情報の伝達を図ります。			
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
	利用者数	8人	継続		
2	点字図書貸出	○点字ボランティアの協力を得ながら、蔵書の充実を図り、貸し出し数の増加を図ります。	生涯学習課		
		指標		現状(R1年度)	目標(R8年度)
		点字図書蔵書数		332冊	充実

No.	事業	方針	担当課		
3	コミュニケーション支援	<p>○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人とその他の人との仲介をする手話通訳者または要約筆記者を派遣します。</p> <p>○手話通訳や要約筆記者が必要な人に提供できるよう、制度の周知を行います。</p> <p>○手話奉仕員を養成するための講座を開催します。</p> <p>○役場庁舎内に配置した手話通訳者の周知を図り、利用を促進します。</p> <p>○色覚障がい、視覚機能の低下により特定の色が認識しにくい人にも配慮した情報伝達のためにカラーユニバーサルデザイン*を推進します。</p>	福祉課		
		<b>指標</b>			
		障がい福祉計画（P123）（意思疎通支援事業）に掲載			
4	意思決定支援の推進 <b>新規</b>	<p>○どんなに重度の障がいがあっても意思決定能力があるという前提に立ち、あらゆる支援（意思を形成することへの支援、意思を表明することへの支援、意思を実現するための支援）をし、本人の決定を尊重します。</p> <p>○障がいあるの人の支援にあたる人への理解や普及を促進します。</p>	福祉課		
		<b>指標</b>		現状（R1年度）	目標（R8年度）
		普及活動		未実施	実施
5	ICT（情報通信技術）を活用した支援 <b>新規</b>	<p>○相談時における通信技術等の活用、説明会や講演会の字幕、音声付き動画配信等を積極的に取り入れ、便利でわかりやすい情報発信を推進します。</p>	福祉課		
		<b>指標</b>		現状（R1年度）	目標（R8年度）
		ICT活用の推進		未実施	充実
6	選挙における障がいのある人への支援	<p>○障がいのある人が平等に公的選挙に参加できるよう、投票所のバリアフリー化や郵便等による不在者投票制度の周知を図ります。</p>	総務財政課		
		<b>指標</b>		現状（R1年度）	目標（R8年度）
		郵便等不在者投票制度の周知		実施	継続
7	ボランティアの養成	<p>○障がい（視覚、聴覚、知的、発達障がい等）について理解を深め、ボランティア活動の参加につながる講座を開催します。</p>	社会福祉協議会		
		<b>指標</b>		現状（R1年度）	目標（R8年度）
		養成講座の受講人数		32人	継続

## 基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

### (1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人の通勤・通学・通所や様々な社会参加を可能とするため、目的地まで円滑な移動ができることや、様々な公共施設のバリアフリー化が求められます。

アンケート調査によると、外出するときに困っていることについて、「特になし」を除くと、身体障がいのある人では「建物の階段・段差」、知的障がいのある人、手帳の所持なしの人では「他人との会話」、精神障がいのある人では「まわりの視線」が最も高く、障がいの特性による違いが見られます。また、暮らしやすくなるために特にしてほしいことについて、身体障がいのある人、手帳の所持なしの人では「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」が最も高くなっています。

本町では、障がいのある人が社会参加しやすい地域となるよう、町内の様々な施設のバリアフリー化や、多様な移動手段の提供、移動の利便性向上のための経済的な助成を行っています。外出しやすい環境に対する要望は高いため、障がい特性に応じたニーズの把握と、可能な支援について検討することが求められます。

#### 施 策 の 方 向

○移動や外出を支援する様々なサービスの提供や、金銭的な負担を軽減する制度の利用促進を図ります。また、デマンドタクシー（乗合いタクシー）の導入などによる公共交通体系の充実を検討します。

○障がいの特性や障がいのある人のニーズを把握し、公共施設や道路環境のバリアフリー化を推進します。



具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	人にやさしいまちづくり計画の推進	○「東郷町人にやさしい街づくり推進計画」に基づき、バリアフリー改修工事がほぼ完了した重点整備地区以外の道路、公園、交通機関及び重点整備地区外の公共施設等について、各施設の管理者を主体としたバリアフリー化を推進します。	都市計画課 各施設所管課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		各目標の推進	各施設管理者にて実施	充実
2	障がい者タクシー料金助成	○身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の各手帳所持者に対し、タクシー料金助成利用券を交付します。	福祉課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		タクシー券交付者数	430人	継続
3	外出支援サービス	○低所得世帯で外出が困難な車いす利用者が福祉車両を利用して通院等する際に、運賃の一部を助成します。	福祉課 高齢者支援課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		利用者数	3人	充実
4	障がい者用自動車改造費の補助	○身体障がいのある人が就労等に利用するための自動車を改造する際に、改造経費の全額及び一部を助成します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P127）に掲載		
5	自動車運転免許取得費の補助	○身体障がいのある人が就労等に利用するために自動車運転免許を取得する際に、教習費用の一部を助成します。	福祉課	
		指標		
		障がい福祉計画（P127）に掲載		
6	駐車可の標章の交付の周知	○愛知県公安委員会から身体、知的障がいのある人に対して交付している「駐車禁止等除外指定車標章」を周知します。	福祉課	
		指標	現状（R1年度）	目標（R8年度）
		制度の周知	実施	継続

No.	事業	方針	担当課	
7	各交通料金の割引の周知	○各鉄道会社、各高速道路株式会社等が身体、知的障がいのある人に対して実施している電車等の運賃や道路等の通行料の割引を周知します。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		制度の周知	実施	継続
8	軽自動車税の減免	○軽自動車を利用する障がいのある人に対し、軽自動車税を減免します。	税務課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		利用人数	86人	継続
9	公共交通体系の充実 新規	○誰もが利用しやすい町巡回バスの運行を実施するため、ユニバーサルデザイン*の車両を導入します。 ○バス停までの移動が困難な人への対応として、デマンドタクシー(乗合いタクシー)の導入を検討します。	未来プロジェクト課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		運行車両	ノンステップバス	継続



## (2) 防災・防犯対策の充実

### 重点項目 4

#### 現 状 と 課 題

近年、大規模な自然災害が多く発生し、各地で甚大な被害をもたらしています。本町においても南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、障がいのある人等、避難行動要支援者への防災対策が必要となっています。

アンケート調査によると、災害時に困ると思われることについて、身体障がいのある人では「避難所で障がいにあつた対応をしてくれるか心配である」、知的障がいのある人では「災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない」、精神障がいのある人では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、手帳の所持なしの人では「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」が最も高くなっています。それぞれの障がい等で求められる支援が異なっています。

本町では、避難行動要支援者の対象者の更新や福祉避難所運営マニュアルの作成など、障がいのある人を含めた防災対策の強化が図られていますが、災害時の避難に関して懸念する声は多いため、継続して災害支援の体制整備が求められます。

また、障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事件等が見られるため、防犯対策についても取り組む必要があります。

#### 施 策 の 方 向

- 事業所や地域と連携し、様々な障がいのある人を想定した避難支援や、避難所の整備を推進します。
- 障がいのある人を狙った犯罪被害を未然に防止するため、警察や事業所等の関係機関と連携し、相談支援や啓発活動等の防犯対策を行います。



具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	避難行動要支援者の把握	○災害時に援護を必要とする障がいのある人、医療的ケアを必要とする人、高齢者の世帯を避難行動要支援者として登録し、緊急時に迅速に対応できるよう台帳を作成します。	福祉課 高齢者支援課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		台帳の整備	実施	充実
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	○災害時における障がいのある人の安全確保のため、個人情報に配慮しつつ、障がいのある人の情報管理について関係機関と連携し、支援体制の整備を図ります。	安全安心課 福祉課 健康推進課 社会福祉協議会	
		○避難行動要支援者の支援者と協力して個別支援計画の作成を進め、災害発生時を想定した対応が取れるように備えます。		
		○瀬戸保健所を中心に、医師会や近隣市の関係課が連携し、災害時の支援体制について町外の関係機関との意見交換、情報共有を行います。		
指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)		
体制の整備	実施	充実		
3	災害ボランティア	○「東郷町災害ボランティアセンター」の開設時に、東郷町災害ボランティアセンターの運営及び避難行動要支援者への支援活動を関係機関で協働して実施します。	安全安心課 社会福祉協議会	
		○東郷町地域サポーターに対して研修を行い、本町の防災情報や避難行動要支援者の安否確認などで必要となる情報の提供を行います。		
		○災害発生時に迅速な対応をするため、日頃からの訓練や、情報提供方法・支援体制の確立を進めます。		
○東郷町災害ボランティアセンターの開設・運営等の協力体制について、関係機関との協議・検討を行います。				
指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)		
地域サポーター研修の実施	実施	継続		



No.	事業	方針	担当課						
4	福祉避難所の設置	<p>○「いこまい館」を福祉避難所とし、大規模災害発生時には速やかに開設できるよう、支援体制の検討・準備を続けます。</p> <p>○実際の災害時を想定した上で、障がいのある人への特性に応じた支援方法や必要物資の整備等について、関係部署との検討を進めます。</p> <p>○住民への福祉避難所の周知・啓発を図ります。</p> <p>○大規模災害発生時に「いこまい館」への円滑な避難ができるよう、移動支援方法等を検討します。</p>	<p>福祉課 安全安心課 高齢者支援課 保険医療課</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状(R1年度)</th> <th>目標(R8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所の周知</td> <td>未実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)	福祉避難所の周知	未実施	実施	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)					
福祉避難所の周知	未実施	実施							
5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援	<p>○大規模災害発生時に避難行動要支援者がまずは身近な避難所での避難生活ができるよう、自治会等に協力要請をします。</p> <p>○災害時における避難所等での対応に備えて、地域の防災訓練等に避難行動要支援者が参加できるように、自治会等に促します。</p>	<p>福祉課 安全安心課</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状(R1年度)</th> <th>目標(R8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)	避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備	実施	実施	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)					
避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備	実施	実施							
6	ファックス・携帯電話による119番受付	<p>○消防、救急への119番通報を、ファックスや携帯電話等から受け付ける事業について、聴覚障がい、音声言語機能障がいのある人に対し、周知を図ります。</p>	<p>福祉課</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状(R1年度)</th> <th>目標(R8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファックス・携帯電話による119番通報受付の周知</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)	ファックス・携帯電話による119番通報受付の周知	実施	継続	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)					
ファックス・携帯電話による119番通報受付の周知	実施	継続							
7	防犯対策の推進 新規	<p>○手話通訳者の派遣や相談員の付き添い等、障がい特性に配慮した上で消費生活相談が受けられるよう支援します。</p> <p>○警察への110番通報を、ファックスや携帯電話等から受け付ける事業について、聴覚障がい、音声言語機能障がいのある人に対し、周知を図ります。</p> <p>○障がい者支援施設の安全体制確保について、事業所と連携して検討します。</p>	<p>福祉課</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状(R1年度)</th> <th>目標(R8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファックス、携帯電話による110番通報受付の周知</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)	ファックス、携帯電話による110番通報受付の周知	実施	実施	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)					
ファックス、携帯電話による110番通報受付の周知	実施	実施							

### (3) 権利擁護の充実

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人の権利や財産などが生涯にわたって守られるよう、成年後見制度などの権利擁護の取組が求められています。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知について「名前も内容も知っている」が2～3割にとどまっています。また、成年後見制度の活用意向については、「わからない」が多くなっていますが、知的障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要になったときに活用したい」が高くなっています。

本町を含めた近隣地域では、尾張東部権利擁護支援センターが中心となり「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」が策定され、権利擁護施策の充実が図られています。また、虐待防止については、虐待対応マニュアルを作成し周知を図っていますが、虐待の根絶のためには継続して啓発し続けることが必要です。

#### 施 策 の 方 向

- 判断能力が十分でない障がいのある人等の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進、市民後見人<sup>\*</sup>制度の周知等を、尾張東部権利擁護支援センター等の関係機関と連携して推進します。
- 障がいのある人への虐待を防止するため、家族等の介護者や事業所等に継続的に意識啓発を行うとともに、早期発見・早期対応ができるよう、尾張東部権利擁護支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。



具 体 的 な 事 業

No.	事業	方針	担当課	
1	権利擁護の実施と普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、専門的な知見が必要な場合には、尾張東部権利擁護支援センターへつなぎます。</li> <li>○判断能力が不十分な障がいのある人等で、配偶者や親族等による成年後見の申立てが困難な人に対して、町長による申立てをします。</li> <li>○成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。</li> <li>○日常生活自立支援事業（金銭管理等）の利用に関する支援（相談・申込窓口）を行います。</li> <li>○「ローゼル」において、擁護を必要とする人に対して、各種情報提供等の権利擁護事業を行います。</li> <li>○講演会や研修等を通じて、一般の人に対して権利擁護（成年後見制度）について広く周知を図ります。</li> </ul>	福祉課 社会福祉協議会	
		<b>指標</b>	<b>現状（R1年度）</b>	<b>目標（R8年度）</b>
		成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合	25.3%	30%
2	尾張東部権利擁護支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○尾張東部権利擁護支援センターと連携・協力して、判断能力が不十分な障がいのある人及び認知症高齢者の権利擁護を推進します。</li> <li>○尾張東部権利擁護支援センター及び成年後見制度の周知・啓発を強化します。</li> <li>○障害者総合支援法の成立を受け、市民後見人を育成・活用していくため、連携を図ります。</li> </ul>	福祉課 高齢者支援課	
		<b>指標</b>		
		障がい福祉計画（P123）に掲載		

No.	事業	方針	担当課	
3	法律の周知・啓発	○障害者虐待防止法等の周知・啓発をホームページや広報紙等を通して行います。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		周知・啓発の推進	実施	継続
4	障がい者虐待における支援体制	○虐待の防止、早期発見・早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。 ○虐待発生時には虐待対応マニュアルに添って関係機関と連携し、迅速な対応を取ります。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		虐待対応マニュアルの作成	実施	継続
5	連携協力体制整備事業	○虐待の防止、早期発見・早期対応のため、地域の関係機関等や、学識経験者、医師も含めた協力体制の整備・充実を図ります。 ○必要時には、虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努めます。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		協力体制の整備・充実	実施	継続
6	虐待防止対策支援事業	○障がい者基幹相談支援センターに虐待の発見や通報、届出の受理など、虐待防止等に関する業務を委託し、相談等があった場合は迅速に対応できるよう、連携を図ります。 ○障がい者福祉施設従事者が、養護者等から虐待を受けていると思われる利用者を発見したときに、速やかに通報・届出をするよう、周知します。 ○虐待防止や障がい特性の理解を促す内容の研修会を開催する等、虐待防止の啓発を継続して実施します。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		虐待防止対策の推進	実施	継続
7	障がい者虐待に係る居室確保事業	○障がい者が虐待により心身に危険が生じた際に、一時的に身柄を保護するための居室を確保していきます。	福祉課	
		指標	現状(R1年度)	目標(R8年度)
		居室の確保	1事業所	充実

## 第4章 第6期東郷町障がい福祉計画

### 第1節 障がい福祉計画のポイント

障がい福祉計画は、障がいのある人が適切に障害福祉サービスを利用することができるよう、障害福祉サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障害者総合支援法に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえた上で、令和3から5年度の3年間の障害福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

#### ■国の基本指針見直しの主なポイント（障がい福祉計画に係る部分を抜粋）

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
  - ・地域生活支援拠点等の機能の充実
  - ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ギャンブル等依存症を始めとする依存症にかかる取組事項を盛り込む
- ③ 相談支援体制の充実・強化等
  - ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進める成果目標を設定
- ④ 障害福祉人材の確保
  - ・安定的な障害福祉サービス等の提供、様々な障害福祉に関する事業実施のための人材確保
- ⑤ 福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進
  - ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備
- ⑥ 発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントプログラム<sup>※</sup>やペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実
  - ・発達障害の診断等を専門的に行う医療機関等の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組
  - ・「障害者文化芸術推進法」を踏まえた障害者の文化芸術の享受鑑賞、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保
  - ・視覚障害者等の読書環境整備の総合的かつ計画的な推進
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制
- ⑨ 障害福祉サービス等の質の向上
  - ・サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供ができていないかの情報収集

## 第2節 障害福祉サービス等の実施目標

### 1 目標数値の設定

第6期障がい福祉計画では、計画の最終年度となる令和5年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障害福祉サービスの提供体制を充実させます。

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

##### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することを基本目標に設定しています。

また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本として目標を設定しています。

ただし、令和2年度末までに第5期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる場合には、未達成と見込まれる割合を加味して目標を設定しています。

##### 【東郷町における目標数値】

項目	数値目標	考え方
施設入所者数(A)	11人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数(B)	10人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】施設入所者の削減数(A-B)	1人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	1人	令和元年度末時点の入所者のうち、令和5年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数

注：国の基本指針では第5期計画の未達成割合を加味した目標設定をすることとありますが、重度の障がいにより施設から地域生活への移行が難しいため、本町の実情を踏まえた目標値を設定します。

##### 【今後の方向性】

施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、在宅サービスの充実やグループホーム等への移行を支援します。また、地域移行支援・地域定着支援等の事業を活用しつつ、地域生活を継続できるよう支援します。

## (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 【国の基本指針】

令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本目標に設定しています。

### 【東郷町における目標数値】

- ・活動指標としてP117に記載します。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

令和元年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人は8人ですが、令和5年度には1.27倍の11人が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目指し、数値目標を設定しています。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指し、数値目標を設定しています。

また、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指し、数値目標を設定しています。

さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、数値目標を設定しています。

### 【東郷町における目標数値】

項目	数値目標	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	8人	令和元年度に福祉施設から一般就労へ移行した人の数
就労移行支援からの移行者数	7人	令和元年度に就労移行支援から一般就労へ移行した人の数
就労継続支援A型からの移行者数	1人	令和元年度に就労継続支援A型から一般就労へ移行した人の数
就労継続支援B型からの移行者数	0人	令和元年度に就労継続支援B型から一般就労へ移行した人の数
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数	11人	令和5年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数
就労移行支援からの移行者数	9人	令和5年度に就労移行支援から一般就労へ移行する人の数
就労継続支援A型からの移行者数	2人	令和5年度に就労継続支援A型から一般就労へ移行する人の数
就労継続支援B型からの移行者数	0人	令和5年度に就労継続支援B型から一般就労へ移行する人の数

項目	数値目標	考え方
【目標値】令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合	70%	
【目標値】就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合	70%	

#### 【今後の方向性】

一般就労移行者数については福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所）の利用者で一般就労を希望する人等へのサポートを図るとともに、自立支援協議会就労部会において障がい者相談支援センターやハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センター、町内の民間企業等の就労支援に携わる機関・事業所との情報交換や連携を図りながら、障がいのある人の一般就労を促進します。また、就労移行支援、就労継続支援A型の町内の事業所が不足しているため、「事業所等開設費補助金事業」等を活用して誘致を図ります。

就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうちの就労定着支援事業の利用者割合については、就労時に就労定着支援事業を周知し、利用につなげます。

就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合については、就労定着支援事業所への支援や、企業への障がい理解の促進により、障がいのある人の就労に伴う生活課題等への対応を図ります。

### （４）相談支援体制の充実・強化等

#### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指し、数値目標を設定しています。

#### 【東郷町における目標数値】

- ・P119 に活動指標を記載



## (5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指し、数値目標を設定しています。

### 【東郷町における目標数値】

- P120 に活動指標を記載



## 2 障害福祉サービスの見込みと確保方策

### (1) 訪問系サービスの提供

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由、または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うほか、外出の際の移動中の介護等を総合的にを行います。

#### ③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。

#### ④行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

#### ⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用人数(人/月)	28	28	29	29
	利用時間(時間/月)	309	309	329	329
重度訪問介護	利用人数(人/月)	1	1	1	1
	利用時間(時間/月)	263	273	273	273
同行援護	利用人数(人/月)	4	5	5	6
	利用時間(時間/月)	30	60	60	70
行動援護	利用人数(人/月)	2	2	3	3
	利用時間(時間/月)	11	16	24	24
重度障害者等包括支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0

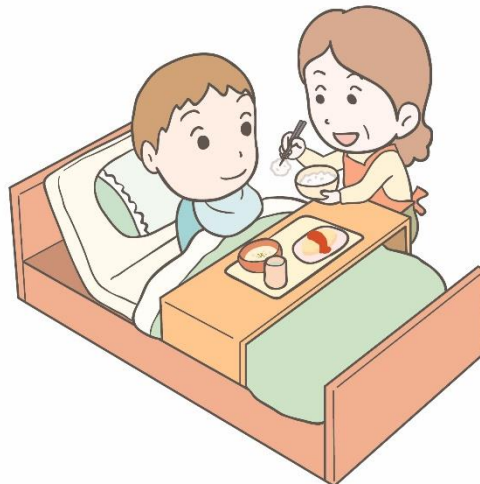
注：令和2年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

居宅介護、同行援護については、事業所数はある程度確保されていますが、特に居宅介護はニーズが高く、提供体制の充実が求められます。事業所の誘致を図るとともに町内にある既存の事業者だけでなく、近隣市のサービス提供事業者との連携を図ります。

また、居宅介護については、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」について、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるとともに、利用を促進します。

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集や提供を行います。



## (2) 日中活動系サービスの提供

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

### ①生活介護

常時介護が必要な人に対して、障がい者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用人数（人/月）	65	69	71	73
	利用日数（人日/月）	1,125	1,230	1,276	1,322

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

平成31年4月に新たな事業所が開設し、サービス提供体制の充実が図られています。

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内及び近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人/月）	1	1	1	1
	利用日数（人日/月）	21	21	21	21
自立訓練（生活訓練）	利用人数（人/月）	2	2	2	2
	利用日数（人日/月）	26	31	31	31

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、近隣市のサービス提供事業所と連携を図ります。

### ③就労移行支援

就労を希望している人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動など、雇用に向けた支援を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用人数（人/月）	9	10	12	14
	利用日数（人日/月）	144	159	191	223

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めます。また、「事業所等開設費補助金事業」を活用し、事業所の誘致を図るとともに、町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

### ④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ・就労継続支援（A型）

特別支援学校卒業者や就労を希望する人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ・就労継続支援（B型）

年齢や体力面等で一般就労が困難な人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	利用人数（人/月）	20	20	21	22
	利用日数（人日/月）	391	391	411	431
就労継続支援（B型）	利用人数（人/月）	53	55	56	57
	利用日数（人日/月）	955	1,066	1,085	1,104

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

就労継続支援A型については、町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めます。また、「事業所等開設費補助金事業」を活用し、事業所の誘致を図るとともに、町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

就労継続支援B型については、令和2年度に開設する事業所を含め、町内にある3事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、ハローワークや民間企業との連携を図ります。

また、障がいのある人の就労支援や工賃の向上なども含め、サービス提供体制を整備します。

### ⑤就労定着支援

一般就労へ移行した人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行います。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用人数（人/月）	6	7	8	9

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

就労移行支援等の利用者に対しサービスの周知を行い、利用を促進します。

### ⑥療養介護

医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用人数（人/月）	2	2	3	3
	利用日数（人日/月）	61	61	92	92

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内並びに近隣市のサービス提供事業所と連携を図ります。

### ⑦短期入所

介助者が病気・冠婚葬祭等の理由で一時的に介助ができない場合に、障がいのある人を短期間預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型短期入所	利用人数(人/月)	6	11	12	13
	利用日数(人日/月)	36	68	74	80
医療型短期入所	利用人数(人/月)	1	1	1	1
	利用日数(人日/月)	2	2	2	2

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

令和2年度に町内に事業所が開設しましたが、町内には1事業所のみであり、サービス提供体制が不足しています。そのため、「事業所等開設費補助金事業」を活用した事業所の誘致や、町内にあるサービス提供事業所での開所の見込みなどについても研究します。

また、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」について、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるとともに、利用を促進します。

医療的ケア児や重症心身障がい児など、様々な障がい特性に対応できるよう、事業所の紹介や確保を行います。

## (3) 居住系サービスの提供

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等があります。

### ①自立生活援助

施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人の地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用人数(人/月)	0	0	0	0

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービス提供事業所が少なく利用見込みが少ないことから0人としています。生活介護やグループホームの事業所に働きかけ、サービスの提供体制を整備します。また、グループホーム等の利用者へサービスの情報提供を進め、利用を促進します。

## ②共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人/月)	24	28	32	36

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

障がいのある人の自立の促進や高齢化による「親亡き後」の懸念等により、ニーズが高い事業となっています。グループホームの拡充に努めるとともに、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めます。

また、地域の住民に対して障がいへの理解を促し、障がいのある人が利用しやすい環境を整備します。

## ③施設入所支援

施設入所者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用人数(人/月)	11	11	11	10

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

施設入所支援の適切な利用を促すとともに、近隣市との広域的な調整を図ります。

## ④地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等として備える機能（緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能）を整備します。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置	設置 か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等が有する機能 の充実に向けた検証及び検討	実施 回数	1回	1回	1回	1回

注：令和2年度末時点



#### 【今後の方向性】

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援の拠点の設置に向けた検討を進めます。

#### （４）計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

計画相談支援は、障害福祉サービスを適正に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントを行います。

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続するための支援を行います。

また、令和5年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）が、国による推計では65歳以上の利用者数5人及び65歳未満利用者数7人であることを踏まえ、見込み量を算出しています。

#### 【サービス見込み量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用人数（人/月）	54	55	57	59
地域移行支援	実利用人数	1	2	2	3
地域定着支援	実利用人数	1	1	2	3

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

計画相談支援については、利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成され、相談支援の質が確保されるよう、相談員に対する研修参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、愛知県が指定する指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活を継続できる体制を整備します。

## (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促します。また、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助について、精神障がいのある人の現在の利用状況や、入院中の精神障がいのある人の利用見込みを勘案して、利用者数を設定します。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数	0	0	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数	0	0	16	16
保健	人数	0	0	2	2
精神科医療	人数	0	0	3	3
精神科以外医療	人数	0	0	1	1
福祉	人数	0	0	6	6
介護	人数	0	0	2	2
当事者	人数	0	0	1	1
家族等の関係者	人数	0	0	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	評価実施回数	0	0	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人数	1	2	2	3
精神障がい者の地域定着支援	人数	1	1	2	3
精神障がい者の共同生活援助	人数	7	8	10	12
精神障がい者の自立生活援助	人数	0	0	0	0

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

令和3年度に協議の場についての検討会を立ち上げ、令和4年度の協議の場の設置に向け、協議内容や実施方法を検討していきます。

精神障がいのある人の自立生活援助については、サービス提供事業所が少なく利用見込みが少ないことから0人としています。

## (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	指導・助言件数	2	2	2	2
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	支援件数	1	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数	4	4	4	4

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

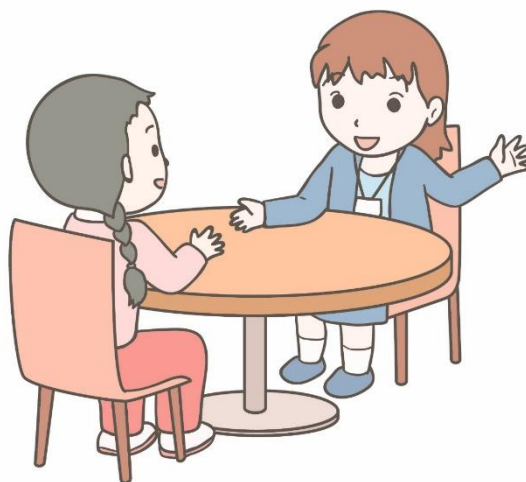
### 【今後の方向性】

障がい者基幹相談支援センターにより、総合的・専門的な相談支援を実施します。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言については、障がい者基幹相談支援センターが中心となり、困難なケースへの対応や情報交換等を行います。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援については、障がい者基幹相談支援センターでの研修や、他機関の実施する研修への参加を促進します。

地域の相談機関との連携強化の取組については、相談支援連絡会や自立支援協議会等で情報交換を行います。



## (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供するため、職員の障害者総合支援法の具体的内容の理解促進や、サービスの提供状況の検証、事業所の適正な運営体制の確保を図ります。

### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加	参加人数	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有体制	実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有回数	実施回数	0回	0回	0回	1回

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

障害福祉サービス等に係る各種研修への参加については、愛知県の研修等に町職員が毎年1人以上参加することとします。

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有体制やその回数については、事業所等と連携し、年1回の実施に向けて準備します。

### 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体とし法定化された事業です。

障がいのある人が、障害福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施します。

地域生活支援事業は、町の必須事業として位置付けられているものと町の施策等により任意に実施する事業があります。

#### 必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

#### 任意事業

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③自動車運転免許取得・改造助成事業
- ④更生訓練費給付事業
- ⑤発達障がい者等に対する支援

## (1) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁<sup>\*</sup>」を取り除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

本町では障がいのある人とない人が交流を通じ、相互理解を深めるための障がい者レクリエーション交流会を実施しています。

#### 【今後の方向性】

町内の障がい者団体や障害福祉サービス事業所と連携し、事業内容の充実を図ります。また、より多くの人たちが交流に参加してもらえるよう、周知方法等を検討します。

### ②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援をします。

#### 【今後の方向性】

障がいのある人やその家族等が行う自発的活動に対して、情報提供などの支援ができるよう検討します。

### ③相談支援事業

障がいのある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見ができるよう関係機関との連携調整や権利擁護等の援助を行います。

本町では、「ローゼル」（身体障がい・知的障がい）と「柏葉」（精神障がい）の2か所の相談支援事業者があります。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業（か所）	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無）	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（実施の有無）	無	無	無	無

注：令和2年度末時点

【今後の方向性】

本町では、令和2年度に基幹相談支援センターを設置し相談支援事業を実施しています。それぞれの障がいの特性に対応できるよう、町内の各相談支援事業者と連携し、相談体制を充実させます。また、自立支援協議会の運営を活性化させ、地域の実情等を踏まえた相談支援の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有益と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を支援します。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業（人／年）	1	2	2	2

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人の把握に努め、尾張東部権利擁護支援センターと連携を図りながら実施します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【今後の方向性】

実施団体である尾張東部権利擁護支援センターの活動を支援します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能などの障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣及び手話通訳者を配置し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	利用件数（件／年）	15	15	16	17
要約筆記者派遣事業	利用件数（件／年）	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置人数（人）	1	1	1	1

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

**【今後の方向性】**

手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、対象者に事業の周知を行うとともに、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会、一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会への委託により、派遣事業を行います。

障がいのある人の利便性をより高めるため、近隣市と派遣事業及び手話通訳者設置事業の共同実施を検討します。

**⑦日常生活用具給付等事業**

身体障がいのある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付します。

**【サービス見込量】**

サービスの種類	実績	見込み		
	令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業				
介護・訓練支援用具（件／年）	3	3	3	3
自立生活支援用具（件／年）	3	3	3	3
在宅療養等支援用具（件／年）	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具（件／年）	8	8	8	8
排せつ管理支援用具（件／年）	703	725	749	766
住宅改修費（件／年）	1	1	1	1

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

**【今後の方向性】**

日常生活用具等の給付を必要とする人に対して日常生活用具に関する情報の周知を図り、障がいの特性にあった給付を行います。

**⑧手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

現在、日進市、長久手市、豊明市と合同で手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を開催しています。

**【サービス見込量】**

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座	修了者数（人／年）	0	8	8	8

注：令和2年9月までの実績をもとに算定



**【今後の方向性】**

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で講座を中止しました。講座が開催できるよう、他の3市と連携を取りながら実施に努めます。

**⑨移動支援事業**

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すための外出の支援を行います。

**【サービス見込量】**

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用人数（人/月）	7	17	18	19
	利用時間数（時間/月）	48	117	123	129

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

**【今後の方向性】**

障がいのある人の外出支援として不可欠な事業であるため、必要な人に情報が行きわたるよう事業を周知します。

**⑩地域活動支援センター機能強化事業**

地域活動支援センターの基礎的事業である創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進に加え、機能強化事業では、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉関係者の調整や障がいのある人に対する理解促進を図るための啓発事業、相談支援事業を実施します。

**【サービス見込量】**

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター 機能強化事業	利用人数（人/月）	5	16	16	16
	事業者数（か所）	1	1	1	1

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

**【今後の方向性】**

基礎的事業では、サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

機能強化事業においては、「柏葉」との連携を図り、事業所の安定した運営を支援するとともに、利用者のニーズに合ったサービス支援体制の整備を進めます。

## (2) 任意事業

### ①訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の生活を支援するため、身体の清潔保持、心身機能の維持等が図れるよう、居宅に訪問して入浴サービスを提供します。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用人数(人/月)	2	3	3	3
	利用回数(日/月)	13	17	17	17

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、利用を促進します。

### ②日中一時支援事業

障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図り、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タイムケア	利用人数(人/月)	24	40	42	44
	利用回数(回/月)	119	170	180	190
日中ショート	利用人数(人/月)	1	1	1	1
	利用回数(回/月)	2	2	2	2

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

### ③自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人に対して、普通自動車免許の取得に要した費用や自動車の改造に要した費用を助成します。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運転免許取得	利用人数(人/年)	1	0	1	0
自動車改造	利用人数(人/年)	2	2	2	2

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

事業の周知を図り、利用を促進します。

### ④更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している障がいのある人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費	利用人数(人/月)	9	9	10	10

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

事業の周知を図り、利用を促進します。

### ⑤発達障がい者等に対する支援

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数(延べ)	6	7	8	9

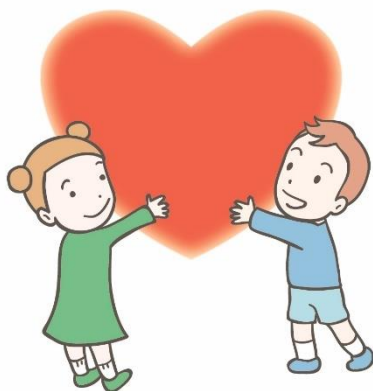
注：令和2年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

当事者団体と協力し、活動の担い手の確保・育成を図るとともに、活動を支援します。

また、発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、事業の意義や目的について周知し、事業の利用や参加の促進を図ります。

現段階では支援の基盤づくりが必要であり、当事者団体との関係づくりや発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して学びの場をつくることから始めているため、ペアレントメンター及びピアサポートの活動については、基盤づくりが進んでから順次取り組みます。



## 第5章 第2期東郷町障がい児福祉計画

### 第1節 障がい児福祉計画のポイント

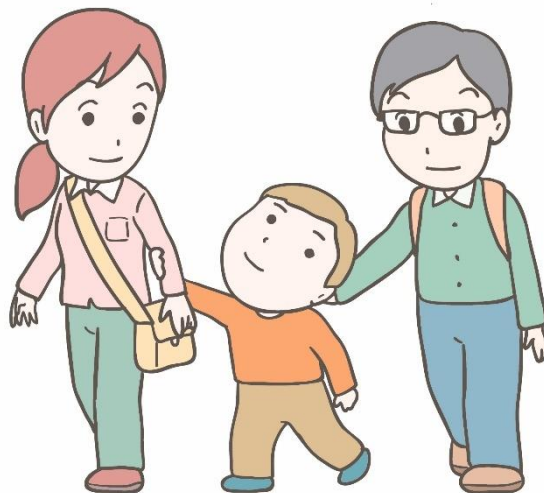
障がい児福祉計画は、障がいのある子どもへの支援を適切に提供するため、障がい児のサービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障がい福祉計画と同様に、基本指針を踏まえた上で、令和3～5年度の3年間の障がい児のサービスの見込量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

#### ■国の基本指針のポイント（障がい児福祉計画に係る部分を抜粋）

##### ○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターの今後果たすべき役割の明記
- ・自治体における重症心身障害児<sup>\*</sup>及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性の明記



## 第2節 障がい児サービス等の実施目標

### 1 目標数値の設定

第2期障がい児福祉計画では、計画の最終年度となる令和5年度に向け、児童福祉法に基づいて提供される児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援など、障がいのある子どもへの支援に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある子ども、その保護者の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい児のサービス等の提供体制を充実させていきます。

#### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすることとされています。

#### 【東郷町における目標】

項目	目標
令和5年度末までに児童発達支援センターの設置	設置
令和5年度末までに保育所等訪問支援の利用体制の構築	拡充
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を尾張東部圏域内で確保	拡充
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	検討
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	拡充

#### 【今後の方向性】

児童発達支援センターは、保育所等訪問支援の機能を持たせ、令和5年度末までに開設予定です。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内での確保が難しいため、圏域でのサービス提供体制を整備します。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についてはすでに実施していますが、協議の場の構成員の検討やコーディネーター研修の受講を推進し、体制の強化を図ります。

## 2 障がい児のサービスの見込みと確保方策

障がい児支援には、障がい児通所支援、障がい児相談支援及び障がい児入所支援があり、障がい児通所支援、障がい児相談支援は市町村が、障がい児入所支援は都道府県が実施します。

### (1) 障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があります。

#### ①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用人数(人/月)	42	45	48	51
	利用日数(人日/月)	423	453	483	513

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内にあるサービス提供事業所が安定した運営ができるよう支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。

#### ②医療型児童発達支援

未就学の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(人日/月)	0	0	0	0

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービス提供事業所が少なく利用見込みが少ないため0人としていますが、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図り、情報の収集・提供を行います。

### ③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	利用人数（人/月）	165	206	257	321
	利用日数（人日/月）	1,538	1,921	2,396	2,993

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。

### ④保育所等訪問支援

保育園等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用人数（人/月）	1	1	2	2
	利用日数（人日/月）	1	1	2	2

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

保育所等訪問支援の利用希望があった場合には、速やかにサービス提供につなげられるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図り、情報の収集・提供を行うとともに、児童発達支援センターの設置の際には、提供方法を検討します。



### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数（人/月）	0	1	1	1
	利用日数（人日/月）	0	1	1	1

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

利用の希望があった場合に、速やかにサービス提供につなげられるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図り、情報の収集・提供を行います。

## （2）障がい児相談支援

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用人数（人/月）	35	40	46	52

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

利用者のニーズにあった障がい児支援利用計画が作成され、相談支援の質が確保されるよう、相談員に対する研修への参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

### (3) 医療的ケア児に対するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、提供につなげるために、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。

#### 【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	配置人数(人/年)	2	2	2	2

注：令和2年度末時点

#### 【今後の方向性】

相談支援専門員、保健師、看護師などに対し、研修や講座等を周知し、コーディネーターの養成・配置に努めます。

### (4) 子ども・子育て支援事業計画との連携

障がい福祉に関連する部署と子育て支援に関連する部署が連携し、障がい児支援の体制づくりを行う必要があります。本福祉ビジョンにおいては、障がいのある子どもが通う保育園等の見込量を以下のとおり設定します。

サービス種別	単位	実績	見込み		
		令和2年度 <sup>注</sup>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	人	14	14	14	14
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	人	4	4	4	4
認定こども園	人	1	1	1	1

注：令和2年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

障がい福祉に関連する部署と子育て支援に関連する部署で、連携を図ります。

## 第6章 推進体制

### 1 庁内連携

保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

### 2 団体、事業者等との連携

障がい者団体連絡会や当事者団体、民間非営利団体（NPO<sup>※</sup>）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、自立支援協議会での専門部会を開催し、保健・医療・福祉を始め、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での具体的な協議を行うとともに情報共有を図ることで、連携体制を強化します。

### 3 広域的な連携

障がいのある人や障がいのある子ども、その家族が利用する障害福祉サービスは町内だけでなく、近隣市を始めとして、幅広い範囲にわたっています。そのため、尾張東部障害保健福祉圏域（東郷町、瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、豊明市）や、その他障がい者福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、事務事業の合理化等により、福祉サービスを向上します。

また、国や県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。

### 4 町民への周知

各施策を円滑に進めていくには、学校、職場、地域などにおいて、町民一人ひとりが障がいについて正しく理解することが求められます。多様な手段を通じて、本福祉ビジョン及び障がいについて周知・啓発を図ります。

### 5 国の動向に対応した見直し

国における制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本福祉ビジョンにおいても必要に応じて見直し等を行います。

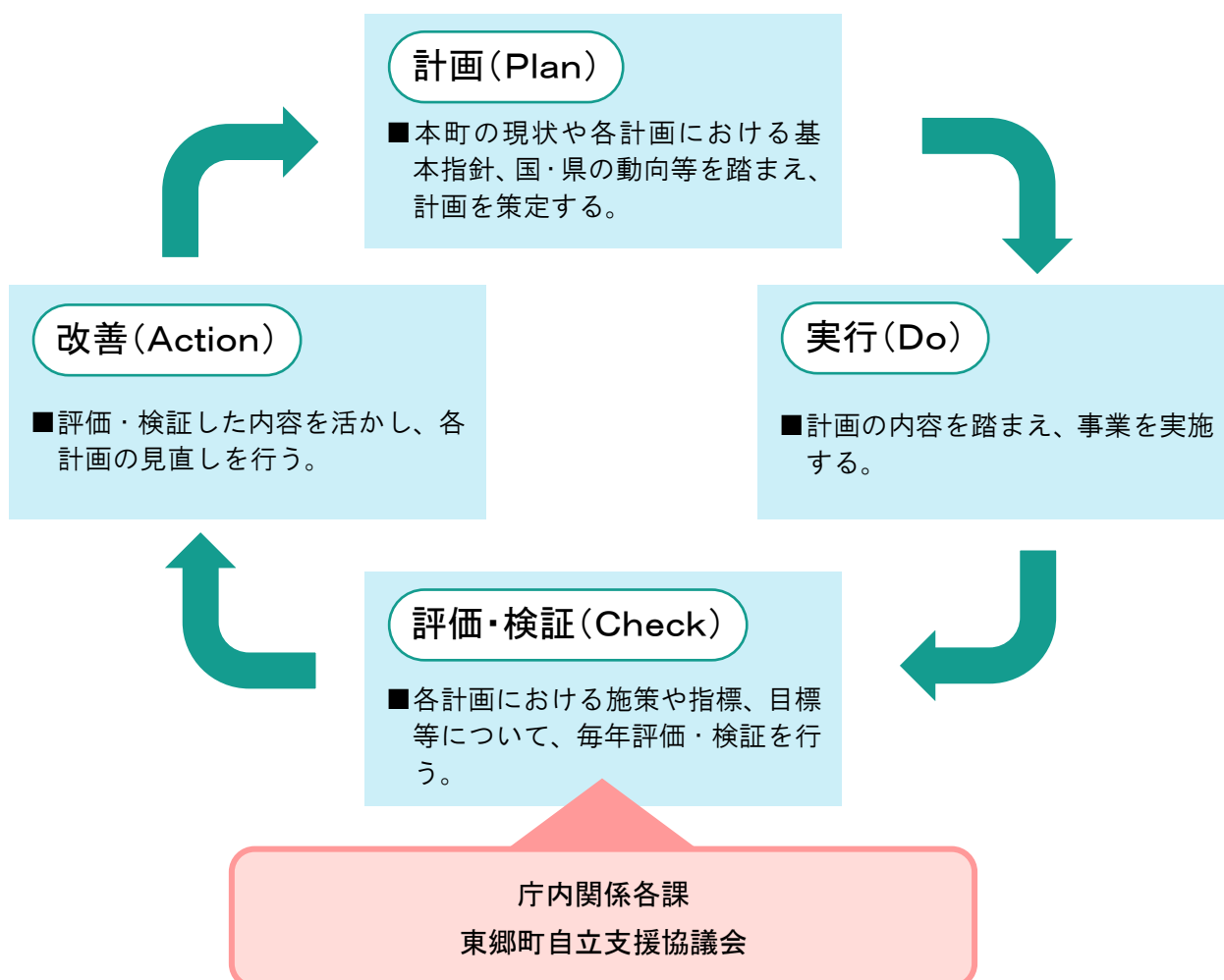
また、それに関連する情報等においてもホームページや広報紙等で情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業参入しやすい体制づくりに努めます。

## 6 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理

本福祉ビジョンに掲げる各計画の推進や障害福祉サービスの提供に当たり、障がいのある人や障がいのある子ども、その家族の意向を把握・反映するためにアンケート調査やヒアリング調査の実施及び当事者同士が意見交換できる場を設けます。また、事業所の今後のサービス提供の方向性や専門的な立場からの意見を把握し、取組の見直し等に活用するとともに、サービスの適切な提供と質の向上を図るため、国、県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言を実施します。

本福祉ビジョンに掲げる各計画の実施状況の点検と進行管理においては、障がいのある人や関係団体及びサービス事業者の代表、保健・医療・福祉専門職、学識経験者、町関係部署の担当者等で構成される東郷町自立支援協議会を活用しながら行います。評価・検討した内容については、施策や指標の見直し・精査等に活かし、最終年度においては、検証結果に基づき、上位計画や関連計画との整合性を踏まえ、次期計画を策定します。

### ■本福祉ビジョンにおけるPDCAサイクルのイメージ



# 資料編

## 1 策定の経過

日時	内容
令和元年9月4日	令和元年度第1回東郷町自立支援協議会 ・（仮称）東郷町障がい福祉ビジョン2021の策定にあたって ・アンケート調査票について
令和元年11月27日	令和元年度第2回東郷町自立支援協議会 ・現行計画の評価について ・東郷町障がい福祉ビジョン2021に関するアンケート調査票について
令和2年1月10日～1月27日	東郷町障がい福祉ビジョン2021策定にかかるアンケート調査の実施 ・障害者手帳所持者アンケート ・商工会アンケート ・サービス提供事業者アンケート
令和2年2月17日～3月16日	東郷町障がい福祉ビジョン2021策定に係る団体ヒアリング調査の実施 ・障がい者団体 ・町民活動センター登録団体 ・特別支援学校・特別支援学級
令和2年7月30日	令和2年度第1回東郷町自立支援協議会 ・アンケート調査結果報告及びヒアリング結果報告 ・東郷町障がい福祉ビジョン2021骨子案 ・スケジュール
令和2年9月25日	令和2年度第2回東郷町自立支援協議会 ・現行計画の評価 ・基本理念（スローガン）
令和2年11月16日	令和2年度第3回東郷町自立支援協議会 ・東郷町障がい福祉ビジョン2021素案について
令和3年1月5日 ～令和3年1月25日	パブリックコメント※の実施
令和3年2月10日	令和2年度第4回東郷町自立支援協議会 ・東郷町障がい福祉ビジョン2021（案）について
令和3年3月	東郷町障がい福祉ビジョン2021策定

## 2 策定委員会要綱

### 東郷町自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障がい者及び障がい児への支援の体制の整備を図るため、地域における支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する場として東郷町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整（以下「協議等」という。）を行うものとする。

- (1) 困難な事例への対応に関する協議等
- (2) 地域における関係機関のネットワークの構築に向けた協議等
- (3) 福祉サービスの利用に係る受託者の中立性及び公平性を確保するための協議等
- (4) 東郷町障がい者計画、東郷町障がい福祉計画及び東郷町障がい児福祉計画に関する協議等
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関する協議等
- (6) その他、障がい者等の地域生活の支援に関する協議等

2 協議会は、前項の協議等のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 法第77条の2に定める基幹相談支援センター又は法第5条第19項に定める基本相談支援を実施する事業者の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用又は就労関係者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第5条 委員が第7条第1項に定める会議に出席した場合における報償費は、予算の範囲内にお

いて支給するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会議)

第7条 協議会は、必要に応じて全体会議を開催するものとし、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の協議会は、町長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出を求めること又は全体会議に出席を求めその意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第8条 協議会は、運営及び協議事項の総合的な進捗管理を行うため、事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、福祉部福祉課職員、こども健康部子育て応援課職員、東郷町障がい者相談支援センター及び地域活動支援センター柏葉の職員をもって構成する。
- 3 事務局会議は、地域の課題や情報を集約し、整理及び分析を行い、協議会や専門部会へ提案又は報告する事項について協議等を行う。

(専門部会)

第9条 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、各部会に関係する機関等の代表者又は職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 専門部会は、事務局会議から提案又は報告のあった事項について、その内容に該当する専門部会が協議等をし、その結果を事務局会議へ提案又は報告するものとする。

(個別支援会議)

第10条 個別支援会議は、必要に応じて随時開催する。

- 2 個別支援会議は、事務局会議が必要と認めた関係者を招集する。
- 3 個別支援会議は、個別の相談事例、困難事例等への対応について協議等を行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会の庶務の一部又は全部を委託することができる。

(秘密の保持)

第12条 自立支援協議会の委員、部会員及び会議へ出席した者は、会議において知り得た個人に関する秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成27年3月31日要綱第20号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日要綱第12号）  
この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（平成31年1月31日要綱第2号）  
この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日要綱第8号）  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



### 3 策定委員会名簿

構成機関	役職	氏名
相談支援事業者	東郷町障がい者相談支援センター ローゼル代表	逸見 紀子
	地域活動支援センター 柏葉代表 (東郷町精神障がい者連絡協議会事務局)	高野 久仁子
障害福祉サービス事業者	特定非営利活動法人 金曜グループ代表	恩田 明美
	東郷町施設サービス株式会社 わくわくランド代表	近藤 賢治 (小野田 実)
	社会福祉法人 東郷ひなた代表	笹野 眞智子
	児童発達支援事業所 ハーモニー代表	靄田 美穂
保健・医療関係者	愛知県瀬戸保健所代表	西川 恵子
	医療法人和合会 和合病院代表	棟近 孝之
	東郷町こども健康部健康推進課代表	水野 実紀 (大澤 今日子)
教育関係者	愛知県立三好特別支援学校代表	井上 亘
雇用・就労関係者	東郷町商工会代表	金田 英和
	尾張東部障がい者就業・生活支援センター代表	松尾 俊明 (梶浦 慶子)
障がい者関係団体	東郷町身体障害者福祉協議会代表	野々山 茂
	東郷町知的障害児・者連絡協議会代表	藤堂 悦子
各種関係団体	尾張東部権利擁護支援センター代表	住田 敦子
	東郷町民生委員児童委員協議会代表	小島 通範 (近藤 正弘)
	東郷町社会福祉協議会代表	杉原 辰幸
学識経験者	尾張東部地域相談支援アドバイザー	大谷 真弘

( ) 内は前任者

## 4 用語解説

### [あ行]

用語	説明
あいちアール・ブリュット [P.91]	愛知県内の障がいのある人の芸術・文化活動を通じて、障がいのある人の社会参加と障がいへの理解が深まり、障がいの有無をこえた交流が広がることを目指す活動
医療的ケア児 [P.38]	日常的に医療的なケア（人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養等）が必要な児童
インクルーシブ教育 [P.41]	障がいのある人と障がいのない人が同じ場所で共に学ぶこと

### [か行]

用語	説明
カラーユニバーサルデザイン [P.95]	色弱者や色覚障がいのある人などの色の見え方の違いに対する理解を深め、色による情報伝達のバリアをなくし、できるだけ多くの人に正確な情報を伝えるよう配慮すること。色相・彩度・明度の差による組み合わせや形やハッチング（模様）、塗り分けパターンの違いを併用するなどの工夫をすること
共同生活援助（グループホーム） [P.50]	共同生活を営む住居において、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
計画相談 [P.49]	障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を行うサービス
権利擁護 [P.25]	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること
合理的配慮 [P.34]	障がいのある人が他の者と同じように人権と基本的自由及び実質的な機会の平等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整をすること。例えば、障がいのある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえ障がいの状態に応じて施設を整備することなど
国際的協調 [P.2]	障がいのある人とない人が共生できる社会をつくるために、障がいに関する施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な協働が必要だということ

### [さ行]

用語	説明
サポートハートマーク [P.89]	「困っている人を助けたい」という思いがある人が身に着けることで、障害や病気を抱える人など、支援を必要としている人（当事者）が、マークを身に着けている人に声をかけやすくし、当事者が安心して過ごせるようにするためのマーク
自閉症スペクトラム障がい [P.58]	早期幼児自閉症、小児自閉症、カナー型自閉症、高機能自閉症、非定型自閉症、小児期崩壊性障害、アスペルガー症候群の総称

市民後見人 [P.102]	判断能力が十分ではない人に寄り添い、本人だけでは難しい福祉制度などの手続きや支払いを行い、その人らしく暮らせるように生活を守る人のこと
社会的障壁 [P.122]	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
就労移行支援 [P.38]	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援A型 [P.31]	一般企業等で就労することが困難な特別支援学校卒業者や就労を希望する障がいのある人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労継続支援B型 [P.31]	一般企業等で就労することが困難な障がいのある人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労定着支援 [P.19]	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行うサービス
重症心身障害児 [P.129]	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児
障がい者就業・生活支援センター [P.20]	障がいのある人の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な相談支援の実施や、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として機能する機関
障がい者基幹相談支援センター [P.47]	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人等に関わる相談支援を総合的に行う
ジョブコーチ派遣事業 [P.19]	ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、一定期間直接支援を行う事業。就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行い、また、障がいのある人の職場適応に必要な助言や、必要に応じた職務の再設計、職場環境の改善を提案する
自立支援医療 [P.10]	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療が、肢体不自由、視覚障がい、内部障がいには更生医療、育成医療が適用される
自立支援協議会 [P.38]	地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として設置している協議会
成年後見制度 [P.25]	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度

## [た行]

用語	説明
地域移行支援 [P.71]	入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行うサービス
地域共生社会 [P.1]	子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

地域生活支援拠点等 [P.49]	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた支援の拠点や支援体制
地域包括ケアシステム [P.1]	住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム
特別支援学級 [P.10]	障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教室
特別支援教育コーディネーター [P.57]	特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援や指導を行うため、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役を担う人材

## [な行]

用語	説明
難病 [P.2]	(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義される

## [は行]

用語	説明
パブリックコメント [P.137]	行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの
バリアフリー [P.24]	身体障がいのある人や高齢者が生活を営む上で支障がないように、商品をつくったり建物を設計したりすること。また、そのようにつくられたもの
ピアサポート [P.55]	同じような共通項と対等性を持つ人同士（ピア）の支え合い。障がい領域においては、障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支え合うこと
避難行動要支援者 [P.40]	高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人
福祉避難所 [P.35]	高齢者、障がいのある人、障がいのある児童、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所のこと
ペアレントトレーニング [P.55]	保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ
ペアレントプログラム [P.105]	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む
ヘルプマーク [P.89]	障がいがあることなどが外見からはわからない人が身に着けることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるマーク

## [ま行]

用語	説明
モニタリング [P.71]	障害福祉サービスの支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため、障がいのある人を訪問し、心身や生活、就労等の状態を総合的に把握する中で、常に最適なサービスへと見直しを行うもの

## [や行]

用語	説明
ユニバーサルデザイン [P.98]	年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

## [ら行]

用語	説明
療育手帳 [P.6]	知的障がい者の認定を受けた人に交付される手帳

## [A～Z]

用語	説明
ICT [P.51]	Information & Communications Technologyの略。情報通信技術を表す言葉。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称
NPO [P.135]	Non-Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称
SDGs [P.44]	平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴール、169のターゲット、232の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指す

### ●「障害」の「害」の字の取扱いについて

「害」の字にマイナス的なイメージがあることから、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、少しでも不快感を与えないよう、人権に配慮する観点から、人又は人の状態を表す場合の「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。

なお、国や県の文書を引用したもの、法律の名称、法令等で定義されている言葉（身体障害者手帳、障害基礎年金）、団体・施設名等の固有名詞については適用外としています。

---

---

## 東郷町障がい福祉ビジョン 2021

第5次東郷町障がい者計画  
第6期東郷町障がい福祉計画  
第2期東郷町障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：東郷町  
編集：福祉部 福祉課  
〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地  
電話番号：0561-56-0732 ファックス：0561-38-7932

---

---